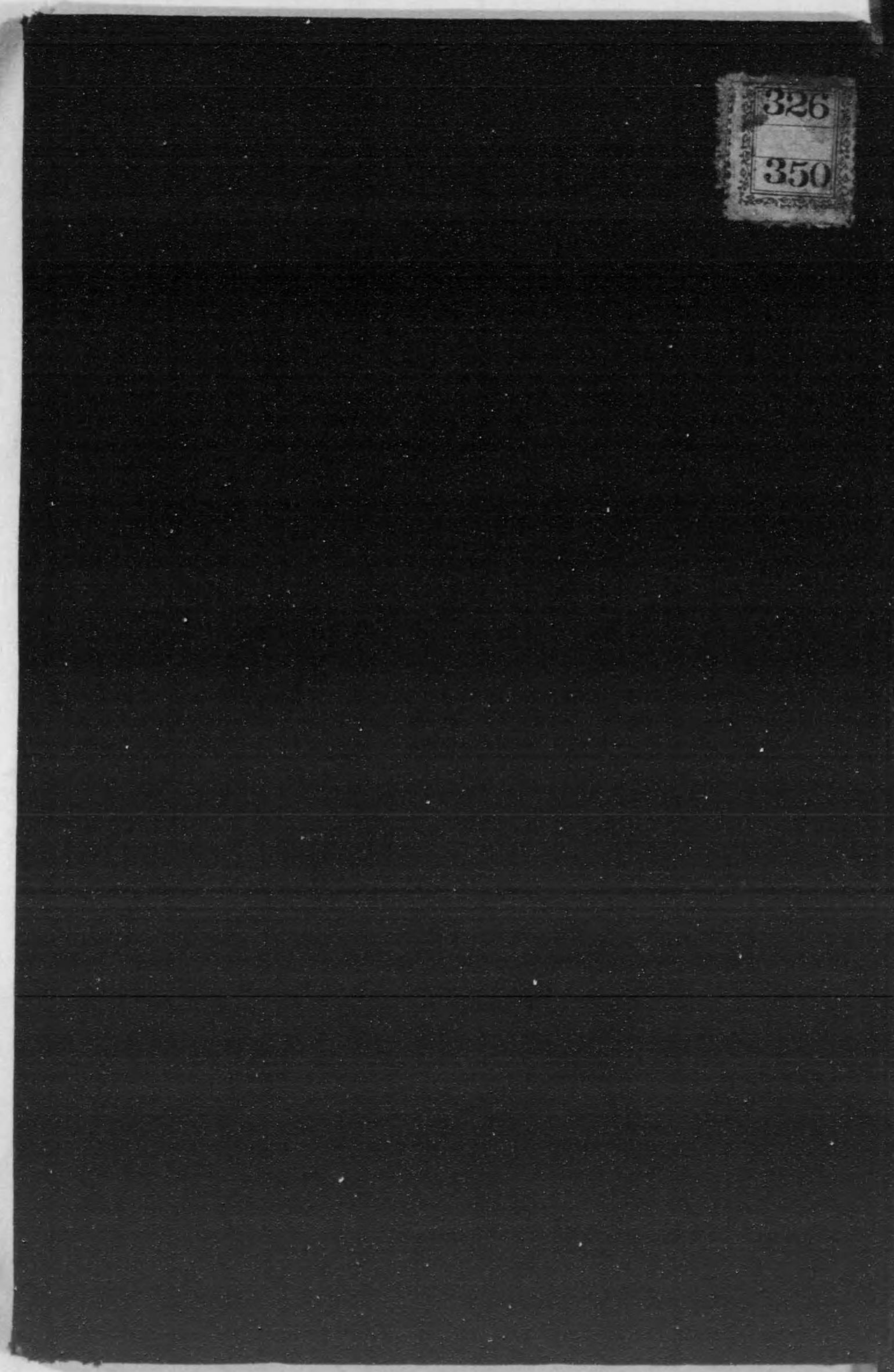


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

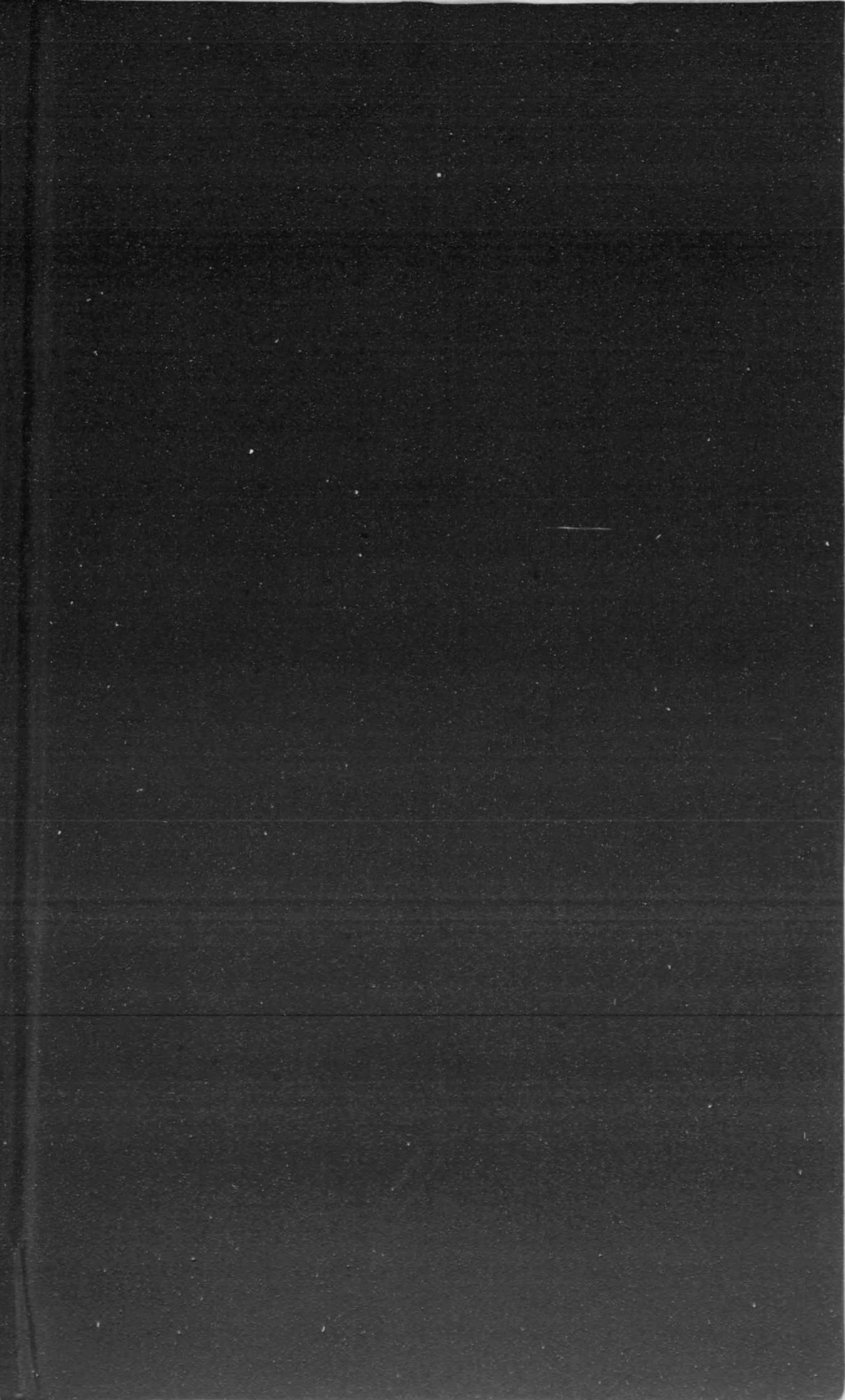
326
350

始



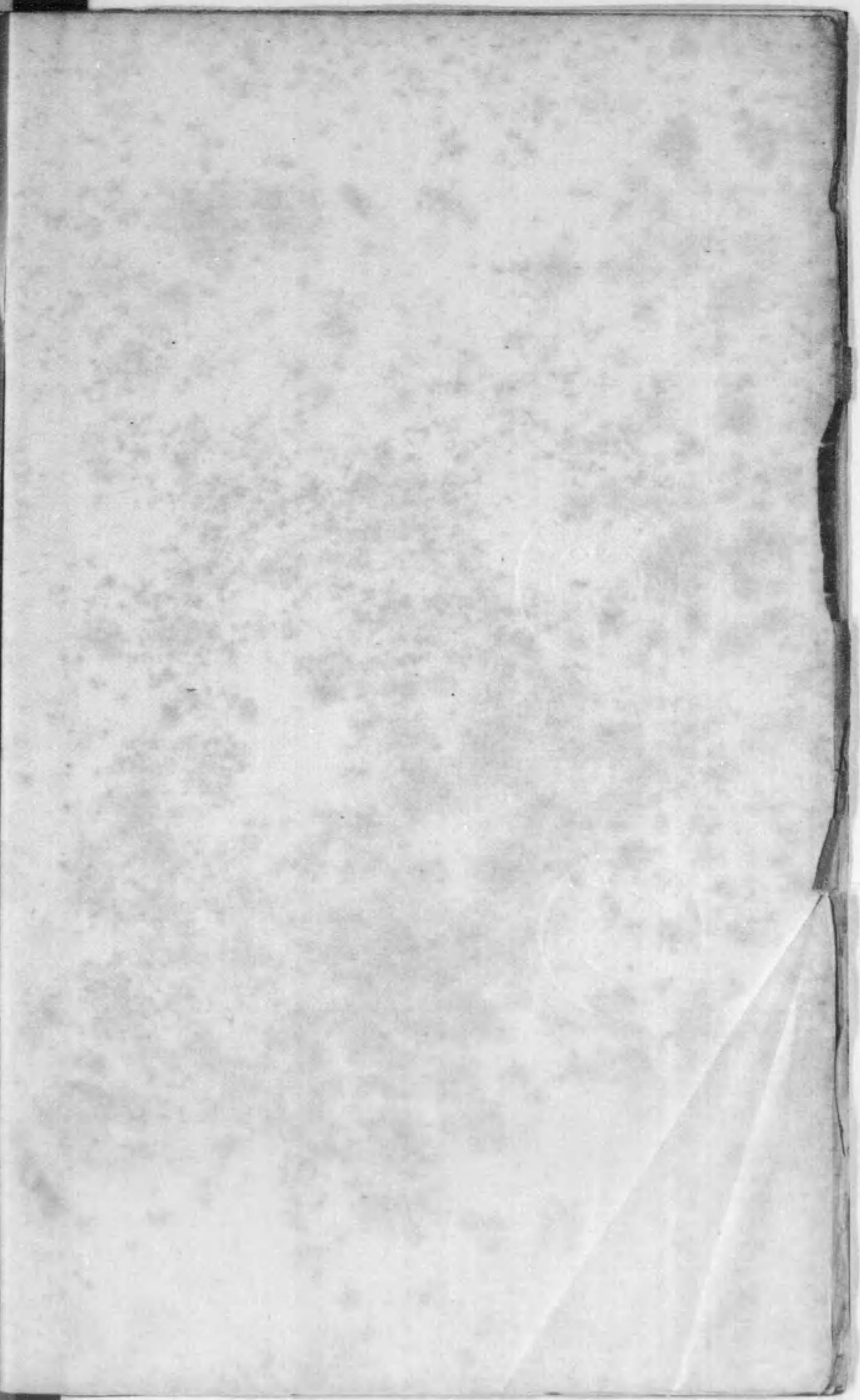


王城縣造林事業報告



藏
書
卷
目

藏書



懋

平

蒼

々

戊午春日

忠考

關 係 長 官 寫 真

326-350



彰 谷 昌



郎 大 剛 田 島



武 利 保 久 大



彦 忠 田 岡



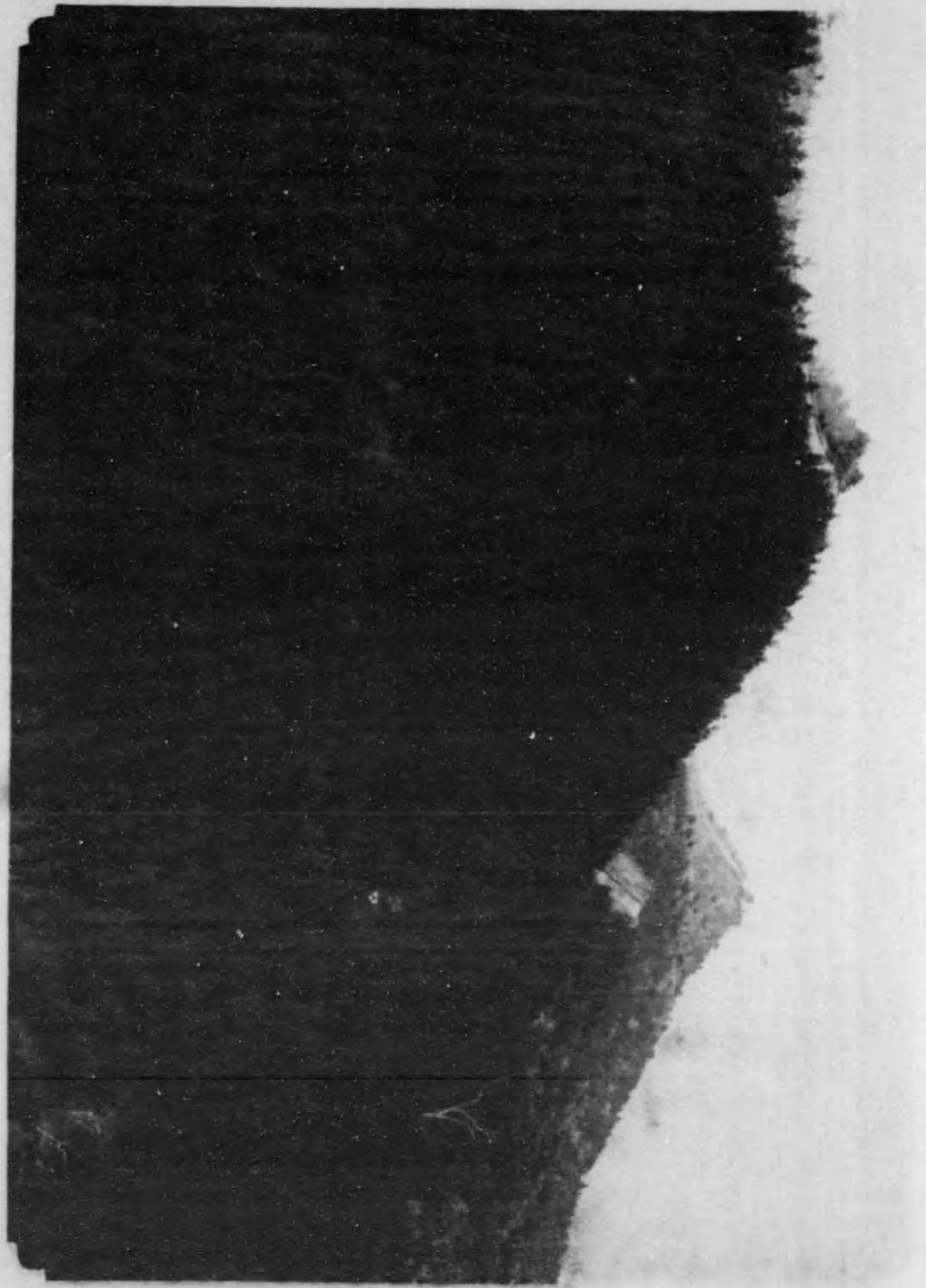
郎 一 敬 田 添

大 正
7. 6. 26
内 交



栽植月四年十四治明

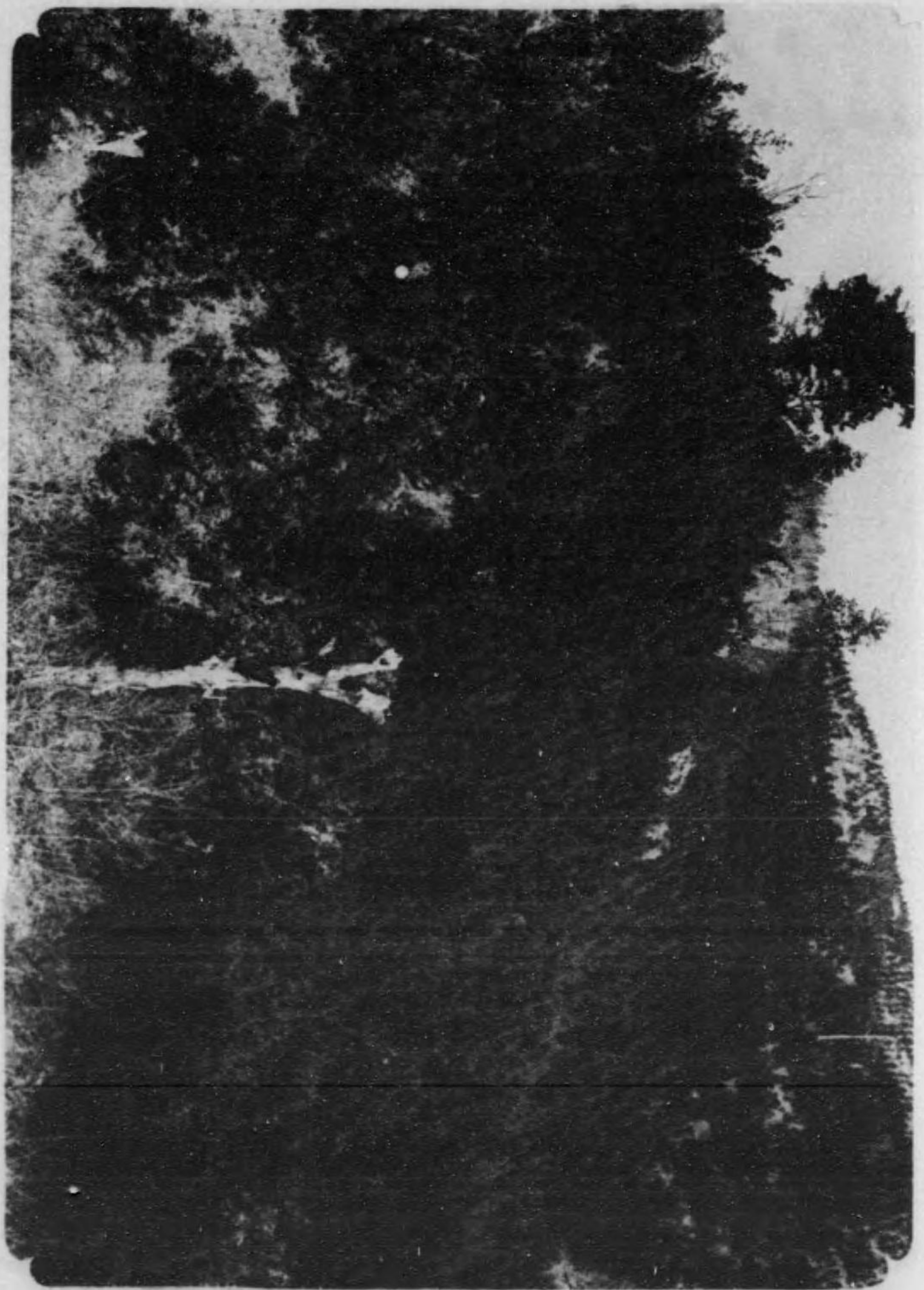
區業事山柄敏



栽植月四年十四拾明

區業事ミバ牛

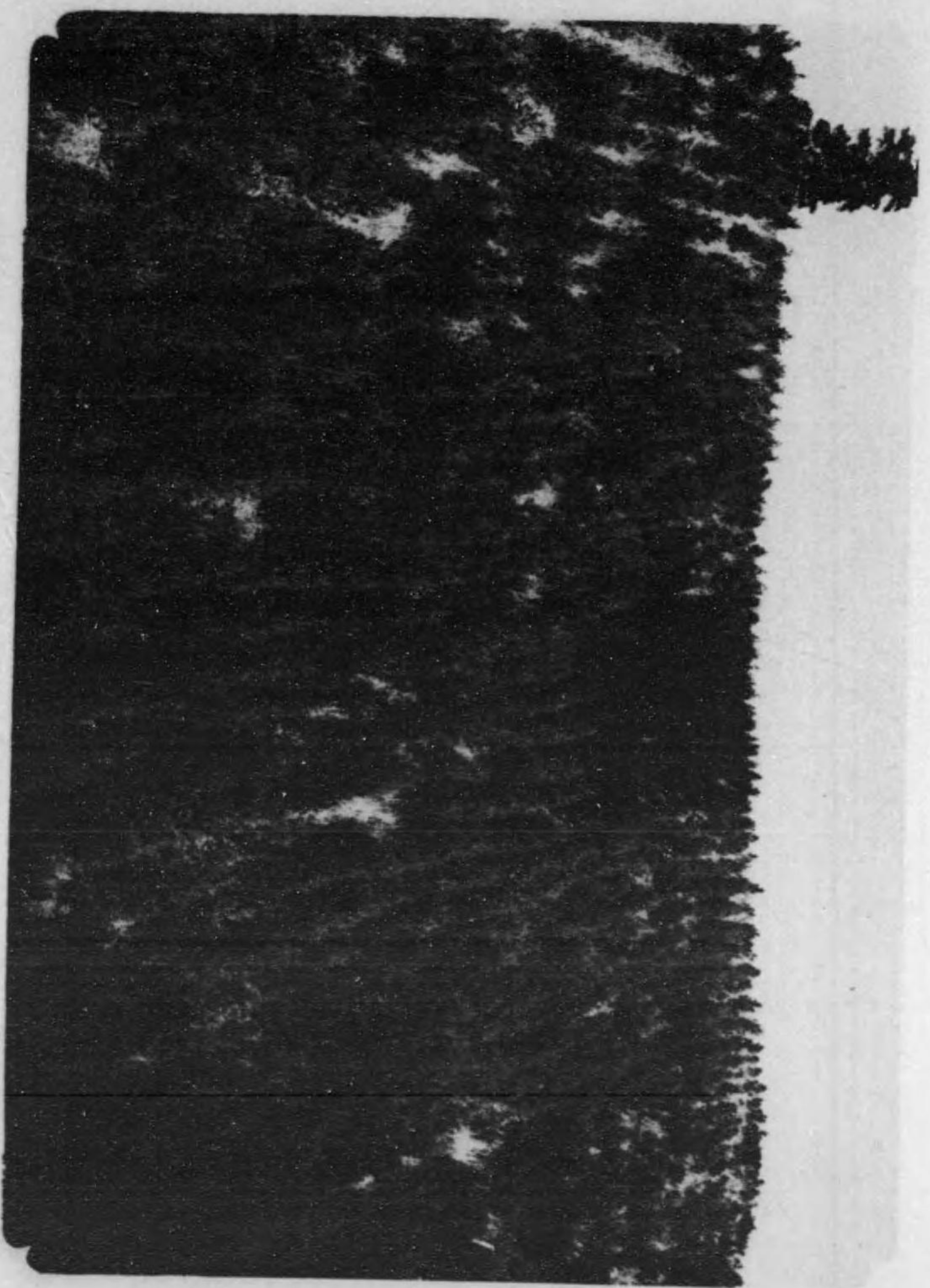




昭和十五年一月十四日

農業事立橋

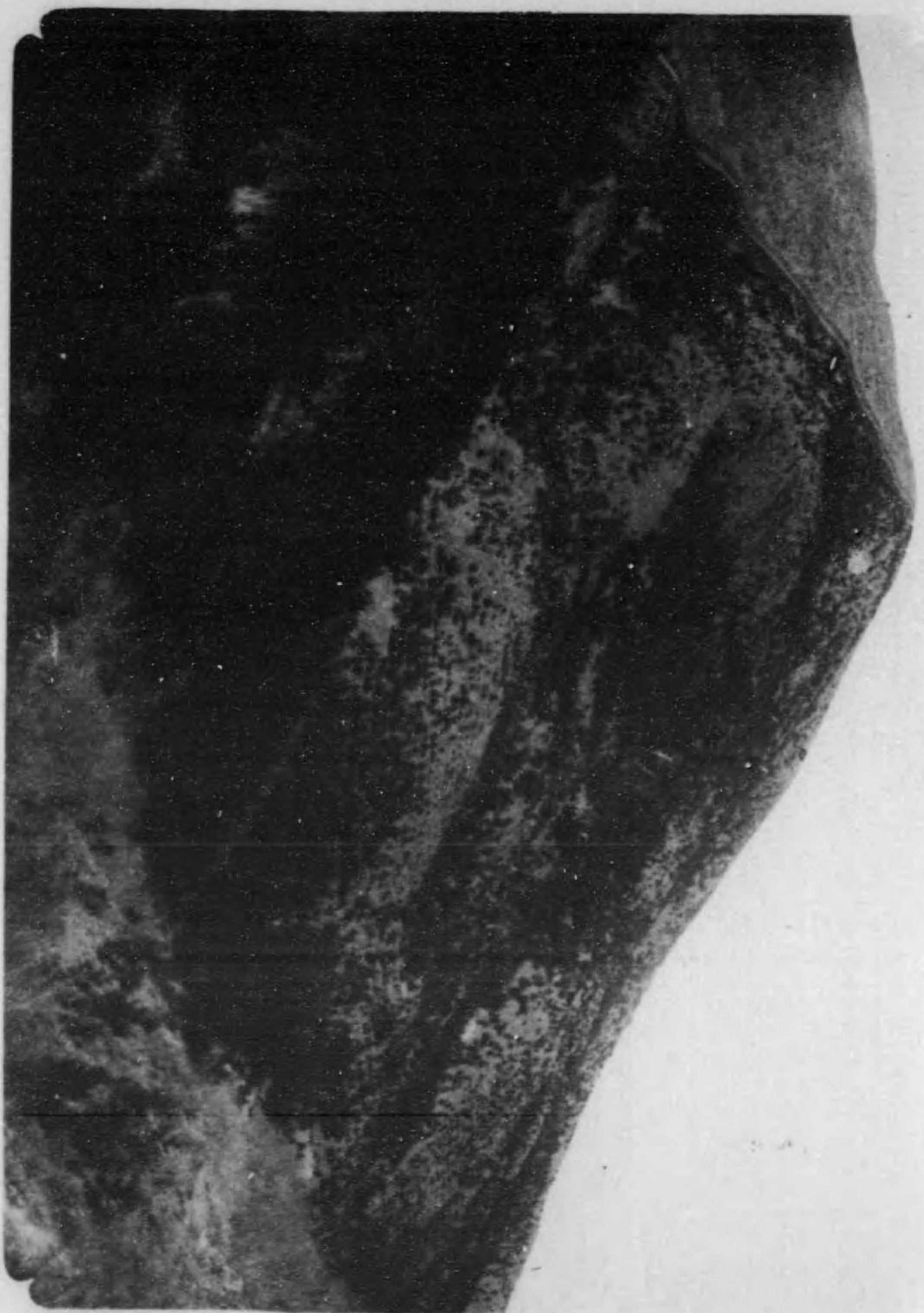




明治二十四年四月植栽

橋立事業區





明治三十四年五月

高篠事業區





我植月五年三十四治明

區業事原川廣





明治四十四年五月植栽

荻久保事業區



緒言

本縣の造林事業は明治三十九年創始以來大正四年度まで十箇年の星霜を經過し其間土地の選定事業の施行等時に著しく困難を感じたる事あるも大體に於て當初計畫の趣旨を貫徹し毫も其遺算なきを得たり而して實行したる造林面積は二千二百四町歩にして將來間伐主伐による収入は基本財産として少なからざるのみならず森林直接間接の效果又鮮少なからざるべし

今回本事業に關する各般の事項を網羅し以て埼玉縣造林事

業報告となす

大正七年二月

埼玉縣内務部

埼玉縣造林事業報告目次

第一章	總論	一
其一	本縣の位置	一
其二	森林の分布	一
其三	河川及治水事業	三
其四	水害に關する沿革	五
第二章	造林事業計畫	九
其一	計畫の動機及確定	九
	(參照) 計畫案議決當時の縣會議員及參與委員	
其二	造林事業計畫書	二一
	附屬表及附圖	
	(參照) 縣造林規定	
第三章	造林事業實行	六三

Handwritten signature or mark at the bottom left of the page.

目次	六三
其一 實行の方法	六三
其二 植樹事業	一〇七
イ 鍛柄山事業區	一〇七
ロ 燒山事業區	一〇九
ハ 橋立事業區	一一〇
ニ 高篠事業區	一一一
ホ 定峰事業區	一一三
ヘ 廣川原事業區	一一四
ト 槻川事業區	一一五
チ 牛バミ事業區	一二七
リ 下木影事業區	一二八
ヌ 荻久保事業區	一二九
ル 大血川事業區	一三〇
ヲ 生川事業區	一三一
ワ 拂指事業區	一三二

第四章 經費

目次	一三四
其一 各年度豫算決算	一三四
其二	一三三
イ 土地の選定	一三〇
ロ 各年度面積の異動	一三一
ハ 播種及床替	一三一
ニ 山行苗木	一三三
ホ 成績	一三三
其三	一三〇
苗圃事業	一二九
ツ 三峰事業區	一二八
ソ 逆川事業區	一二七
レ 有馬事業區	一二五
タ 東神嶺事業區	一二四
ヨ 王城事業區	一二三
カ 日野澤事業區	一二三

目次

イ	縣造林事業豫算額決算額對照表	一三四
ロ	縣造林事業經費總括表	一三五
ハ	縣造林費支出額決算調書	一三六
附録	縣造林植栽苗木總括表	
	縣造林箇所面積一覽表	

埼玉縣造林事業報告

第一章 總論

其一、本縣の位置

本縣は關東平原の西部に位し古の武藏野の大部と秩父山地とを管轄し、南方一帯は東京府と領域相交錯し西方は秩父山脈によりて山梨長野の兩縣と境し北及北東の一隅は利根川烏川神流川竝に渡瀬川によりて群馬、栃木の二縣に隣し東方一帯は渡瀬川、利根川及其の分流江戸川等を隔て、茨城、千葉の二縣に對す而して南端は北緯三十五度二十九分に起りて北端三十六度十七分に終り東經百三十八度四十三分より百三十九度五十四分に及ぶ即ち北緯三十六度東經百三十九度二十分の經緯線は本縣の中央を通過するを以て我縣は日本帝國の略々中央部に位せるものと云ふべし。

其二、森林の分布

本縣の西部は秩父山脈にして東南北の三面は一望際なき所謂武藏野の平野を形成す。

其一 本縣の位置 其二 森林の分布



其西京に峙てる甲武信嶽（八千百一十一尺）を起點とするときは二條の弧形山脈恰も大鵬の兩翼を張れるが如く開展して秩父盆地を擁せるを見る其の北東に走れるものは群馬縣との境を劃し三國山（六千四百九十一尺）二子山其間にあり。其の南東に趨くものは金峰山脈と稱し縣境諸山脈中最も高峻を極むる所にして雁坂嶺（六千七百〇〇尺）大洞山（六千七百五十八尺）雲取山（六千六百尺）等を起して山梨縣と相分ち延いて仙元山脈となり東京府との境をなす。

前記の諸山脈より更に大小幾多の支脈の盆地に向つて走れるものあり。

荒川の南方に峙つ二子山（二千九百十四尺）笠山武甲山（四千四百尺）三峰山（妙法嶽）及赤平川の流域に聳ゆる城峰山（三千四百二十五尺）毘妙門山兩神山等其著名なるものにして盆地の中央には略々東西に走れる第三紀丘陵ありて盆地を南北に兩分す、一は荒川流域にして一は赤平川の溪谷なり、而して秩父郡の北東部には太古代の山嶽横はり大霧山（二千五百三十尺）簗山（一千九百二十尺）寶登山等其間に峙てり、秩父山脈の餘波は尙ほ逶迤東走して兒玉、大里、北企、入間の四郡に入りて數多の山嶽丘陵を起せり。

以上の地形を有する本縣の林野状態を見るに西方秩父山地は山丘林にして平坦部には丘陵林及平地林其大部分を占む、而して天然林は荒川の水源地に屬する秩父地方に於て今尙ほ鬱蒼たる原生林をなすもの少なからずして扁柏、榎、唐檜、胡桃、鹽地、桂、山毛櫸、栗、枹、檜等繁茂す。

次に人工林は山丘林の一部丘陵林及平地林の大部分を占め杉、扁柏、赤松、檜、櫟等を主として植栽せり就中荒川の支流なる入間川の上流地方は杉、扁柏の植林に就ては最も古き歴史を有し諸般の設備方法完備し本縣の林業を代表するに足る可く森林の蓄積豊富にして百數十年の老齡林も亦少なからず、其林産物の大部分は入間川及荒川を利用し筏流によりて東京市場に輸出せらる又原野は秩父連山の裾野若くは斜面に横り從來僅少の採草をなすの外野火の侵入するに任せ殆んど放擲の状態なりしも近來産業の發達に伴ひ植林又は開墾の如き其の土地に適應する利用方法を講ずるに至れり。

其三、河川及治水事業

本縣の地勢は上述の如く關東山脈より東に垂れて秩父地方一帶の山地より更に東して平行廣豁なる關東大平原を成せり故に大小の河川多く其間を貫流す其大なるものを利根川、荒川、權現堂川、江戸川とし渡良瀬川、谷田川、入間川、都幾川、越邊川之に亞ぎ其他身馴川、槻川、小畔川、神流川、小山川、新川岸川、庄内古川、市野川、高麗川、綾瀬川あり是れが支脈に至りては一々枚擧に違あらず是等河川により享くる所の灌溉運輸の利便極めて多きと共に時に或は洪水によりて慘害を蒙むること亦尠なからず隨て連年治水に投ずる工費其の額甚だ多し。

一、荒川、荒川は管内中央を流る、大川にして東京府に入り隅田川となる秩父の峽路を出で、大里郡に

入るや河幅俄に闊大流程屬々變じ堤防も物かは田圃も何かは狂逸奔流洶に荒川の名に負かず古來之が爲めに堤防橋梁其他工を要せしこと幾何ぞ全長五十五里の中管内の流路凡四十七里堤防延長二十八里四丁五十九間とす。

ロ、利根川 利根川は所謂坂東太郎にして群馬縣より來り本縣との間を劃すること十四里二十八丁にして北東に折れて他縣に赴く名だたる巨浸なるを以て一たび怒漲するや堤を越え塘を決して滔々として侵入し來れば縣下數郡の地殆んど全部を浸して餘す所幾もなく餘勢延いて東京府に及ぶ是を以て縣及町村は之が堤防に護岸工事に力を盡すこと年々殆んど虚歲なし中に就き兒玉郡仁手村旭村附近北埼玉郡中條村附近の如き最も肝要の地區たり此河の堤防長十六里二十六丁四十八間とす。

ハ、權現堂川、江戸川 權現堂川は利根川の派川にして延長二里三十三間堤防の長さも亦同じ此堤は所謂權現堂堤にして巨浸の氾濫に對して西衝に當るを以て古來高大なるものありしが明治八年高順賀外國府間に更に新堤を築き（費額一萬八千餘圓）爾來堤は頗る安全となれり

江戸川も亦利根の支流にして流程大凡十三里の中管内に係る分十里七丁二十間堤防の長さ九里四十五間なり。

ニ、其他の諸川 以上の外渡良瀬川、谷田川、入間川、都幾川、越邊川の如き何れも相當の堤防を有し其の流域の氾濫其堤防の決潰等孰れも我が縣土木の難物たらざるはなく堤防、橋梁道路の築造護岸工事

河幅擴張河身浚渫の改修等治水に對する經費莫大なるものなり。

其四、水害に關する沿革

上述の如く縣は年々巨額の費用を投じ河岸を修理し堤防を鞏固にし以て洪水防禦に備ふるは勿論一面關係町村は水害豫防組合を組織し水防に要する材料器具等を常置し一旦警報を傳ふるあれば迅速に縣より吏員を特派し其組合水防員と共に銳意水防に従事せしむ但し河床年毎に隆起し洪水の程度回毎に増すものあるは實に遺憾に堪ざる所、且つ夫れ非常の豪雨によりて非常の出水あるに當りては到底人力の及ぶ能はざるものあるなり。

維新以來本縣に於ける水害中最も劇甚なりしは明治二十三年四十年及四十三年の洪水にして就中四十三年を以て稀有の大災とす。

右各年に於ける被害の損失を調査するに二十三年には四百六十六萬四千三百十三圓、四十年には六百十九萬四千四十三圓、四十三年には二千五百三十九萬五千四百十四圓なり、然れども是れ單に耕地の流耗作物の損失建物船舶等物貨の流失及び河岸堤防道路橋梁樋閘の復舊費等直接の損害に就き調査せるに過ぎざるを以て之に間接の損害を加ふるに於ては驚くべき巨額に達すべし左に四十三年度縣下洪水の概況を利根川、荒川の二流域に分ち記述せんとす。

明治四十三年八月二日より細雨あり連日蕭々として降雨止まず九日に至りて猝かに豪雨となり殊に東南風さへ加はり十日に入りて遂に暴風雨となりしかば洪水襲來あらんことを恐れ人心恟々たり、十一日に至りて風雨は大に減衰せしも果せる哉各河川は刻一刻に増水し來り忽ちにして堤防五合となり忽ちにして十合となり終に越水して内郷に注下し地水と合して民家に侵入せしを以て悲鳴の聲救助の叫び遠近相和して愀然たるに至れり、是れより先き増水の報に接するや吏員を各方面に特派し水防夫と共に日夜水防に力めたりしが是に至りて最早や人命の救助と財産の保護とに急にして其他に及ぶ能はざるに至れり、忽ちにして各所に於て堤防陸續決潰し管内の大部分を擧げて泥海と化せしめ巨萬の家財を流し幾多の人命を亡ふの慘狀を呈せり、殊に山間に至つては各所に山崩を生じ家屋と共に人畜を埋没し其慘狀見るに忍びざるの悲境に陥らしめたり。

イ、荒川流域内

秩父郡大瀧村三峯に於て九日の雨量百七拾三耗同郡大瀧に於て百二十六耗同郡大宮町（現今秩父町）に於て百耗、大里郡熊谷町に於て五十九耗、十日に至り三峯に於て二百四十一耗大瀧に於て二百三十五耗大宮町に於て二百八十九耗熊谷町に於て百二十六耗に及び而して同日午後九時親鼻橋の水量三十二尺佐谷田の水量十三尺六寸古谷村二十八尺二寸美谷本村は二十五尺八寸に達せり、其の結果本流域内に於ける被害は堤塘決潰二百六十八ヶ所延長一萬五千九百六十一間缺損七百七十三箇所延長六萬五

千六百十五間道路の毀損二千八百六箇所延長三十二萬五千三百間、橋梁の流失五百十三箇所毀損千四百一十一箇所河岸の缺損四百三箇所延長二萬五千九百七十四間用惡水路の破損千四百十七箇所なりとす、之が爲め怒水は北足立、入間、比企、秩父、大里の各郡内平地に氾濫し其の慘害名狀すべからず。

ロ、利根川流域内

八月二日來の降雨量は九日に至り草津に於て百二十耗、四萬に於て八十一耗萬場に於て百十五耗、前橋に於て五十七耗に達し翌十日に至り草津に於て百七十耗、前橋に於て八十五耗を示し十一日には前橋に於て百七十一耗、十二日には草津に於て二百二十五耗、四萬に於て百三十三耗、萬場に於て百九十一耗を示せり十一日午前六時利根川通り山王堂水量十四尺八寸栗橋町水量二十尺九寸に達し權現堂川の水量二十二尺四寸を示せり斯くて本流域内に於ける堤塘決潰百三十八箇所延長九千四百六十四間缺損三百八十八箇所延長四萬三千三百九十二間道路の毀損二千二百八十四箇所延長三十五萬九千九百八十八間橋梁の流失三百八十九箇所毀損千九十一箇所河岸の缺損八百五十六箇所延長一萬六千四百六十四間用惡水路の破損九千三百七十二箇所なりとす、殊に古來の難所たる北埼玉郡中條村に於て福川堤延長三百七十六間六分を決潰し餘勢滔々奔逸縣下東半部の沃野を浸し遠く東京府下に及べり。

抑も當年に於ける洪水は實に近古稀有にして山岳の崩壞して民家を埋没したるあり、狂流奔衝して人畜を呑み去りたるあり、濁水深湛短かきも十日、永きは月餘に渉るあり耕地の生毛は水腐に歸し罹災民

は食するに貯なく居るに家なく著るに衣なく僅かに縣郡罹災救助基金を以て救助を受けたと篤志者の同情に基く義捐とに憑り一時の急を凌ぎたるが如き寔に凄慘たる光景を呈せり。

其被害區域は殆んど管内全般に涉り死者二百四十九人負傷者百八十七人行衛不明者九十八人を出し家畜の斃死二百頭以上、家屋の流亡崩壊三千三百七軒毀損七萬六千三百九十軒浸水十一萬九百六十四軒に達し耕宅地の亡滅せしもの千七百七十五町歩荒蕪地と變ぜしもの二千八百六十五町歩森林原野の埋没崩壊千百三十二町歩其他財貨の流失尠ならず、此等損害額を積算せば金二千四十二萬五千六百五十九圓に達し内千四百二萬二千九百二十七圓は作毛の損害に屬せり、破壊せられたる道路橋梁河岸堤防に對しては應急工事を施し其工事材料は縣下に求めたるも空俵の如きは管内の供給にては其需用を充たし難く東京市より二十一萬七千七百俵を購入せり此應急工事施行に要する勞役者は主として罹災民を使役することとなせしを以て大に賑恤することを得て機宜に適したる救助となれり又災後の復舊工事は頗る多數且つ巨額の工費なるを以て臨時監督工場五箇所を特設し其人夫は罹災民を使役するの方針を採り多く地方請負と爲し施行したり、而して縣管復舊工事費は四百十八萬六千八百九十七圓十一錢にして内百二十六萬五千圓は國庫の補助に係り町村土木復舊工事費は七十八萬二千八百五十八圓六十六錢にして内七十萬五千九百八十八圓は縣費を以て補助せり。

第二章 造林事業ノ計畫

其一、計畫ノ動機及確定

本縣に於て造林事業を計畫したるは明治三十八年にして之に要する經費を豫算に計上し同年度の縣會に提出して滿場一致を以て協賛可決せらる而して翌三十九年度より實行に着手し大正四年迄面積二千二百四町歩の造林を當初の計畫に基き完成するを得たり。

本計畫は縣基本財産の造成を圖ると共に水源涵養土砂扞止等専ら治水上の効果を全たからしむるの目的に出でたるものにして其の當時の趨勢に鑑み如何に適切なりしかは爰に之を絮說せざるも造林費繼續年期及支出方法議案を縣會に附議せられし當時の速記録及造林事業計畫書に詳記しあれば左に掲載す。

明治三十八年十一月埼玉縣通常縣會議事録より抜萃

(明治三十八年十二月十六日會議)、

○議長(吉田茂助君)前略 明治三十九年度より明治四十八年度に至る埼玉縣造林費繼續年期及支出方法議案、是も矢張り一讀會より三讀會迄省略して議に附します

(書記朗讀)

其一 計畫の動機及確定

自明治三十九年度埼玉縣造林費繼續年及支出方法議案
至明治四十八年度
一金十八萬二千四百二十三圓四錢

内 譯

金一萬二千八百三十九圓四十五錢九厘	明治三十九年度支出額
金一萬二千八百九十八圓三十二錢五厘	明治四十年年度支出額
金一萬四千九百六圓八十六錢	明治四十一年度支出額
金一萬六千七百八十八圓十六錢	明治四十二年年度支出額
金一萬九千二百五十五圓九十七錢	明治四十三年度支出額
金二萬三千三百一圓六十七錢	明治四十四年度支出額
金二萬二千二百七圓四十七錢	明治四十五年年度支出額
金二萬二千三百四十四圓七十七錢六厘	明治四十六年度支出額
金二萬五千五百三十五圓七十五錢	明治四十七年度支出額
金一萬八千四百四十四圓六十錢	明治四十八年度支出額

縣造林の必要を認め之が事業經營を十ヶ年の繼續として施行し其の費額を前記の割合に従ひ各年度に於て之を支出するものとす

○參與委員（八重野事務官） 同（木原屬） 退席

○參與委員（中村事務官） 同（山崎技師） 着席

○十三番（長谷川宗治君） 本案にも修正意見があります、其の修正の箇條を茲で讀みます、大體に於ては金額は違ひませぬ、内譯に至つて異動があります、金四千六百六十四圓七十四錢明治三十九年度支出額、金一萬三千八百六圓六十二錢五厘明治四十年年度支出額、金一萬五千八百五圓十六錢明治四十一年度支出額、金一萬七千六百九十六圓四十六錢明治四十二年度支出額、金二萬百二十四圓二十七錢明治四十三年度支出額、金二萬二千二百九圓九十七錢明治四十四年度支出額、金二萬三千百五圓七十七錢明治四十五年度支出額、金二萬三千二百二十三圓七錢六厘明治四十六年度支出額、金二萬二千四百四十四圓五錢明治四十七年度支出額、金一萬九千三百二十二圓九十一錢九厘明治四十八年度支出額、斯様相成ります、是は年度は矢張り十ヶ年に割當てまして三十九年度の支出を少額に致しました、此の理由は矢張り前の工業學校繼續年及支出方法議案と同様の趣意を以ちまして、先づ以て一年少額の支出に止めて置き、それが民力を修養しやうと云ふ考へから本案の修正を提出致しました、而して是に賛成の諸君は矢張り前同様の賛成者でございます、一寸御報告を申して置きます。

○參與委員（中村事務官） 唯今十三番からして、是に就て修正の議が發案されました、就きましては年度の支出額を變更せられましたが、初年に當る三十九年度に於て、四千六百六十四圓七十四錢と云ふ

少額になつて居りますが、是に就て内容の御説明を願ひたいと思ひます。

○十三番（長谷川宗治君）成程内容を申上げませぬでは、少しく不明瞭の點がありますので、内容を申上げます、大體に於ては此の造林を經營致しまするに就て、造林地の地方へ、現在あります苗圃を移します計畫であります、そこで縣吏員を一人置きまして、それに伴ふ旅費其他、それから林業を執行致しまする所の土地五十町歩を借入れます、其の借地料、それが五百十八圓になります、それから第二目の苗圃の金額は四千四百四十六圓七十四錢、其の内容を申しますれば、千百二十二圓が諸備給、六圓が賞與四十一圓が備品費、三百三十二圓九十四錢通信運搬費、二百七十三圓三十錢が諸色代、五百圓が肥料代、二十五圓が物置番小屋設置費、九百七十五圓が借地料六百六十一圓五十錢が作物償却費、十圓が雜費、斯う云ふことになります。

○知事此造林事業に就きましても修正説が出て居りまして、段々賛成もあるやうでありますから、一言諸君に御再考を煩はして置きたいために陳述致したいのであります。此事業の必要に就て、其の得る所の利益如何は既に御承知のことでございますが、造林計畫の如きは縣に於ては最も急務中の急務なるものであつて、既に他縣に於ては、夙に斯の如き計畫は着手になつて居りまして、本縣は此事業が餘程後れて居るのであります、成程一年此支出方法に就きて負擔の關係よりして變更の必要ありと云ふことを十三番よりして述べられましたけれども、此費用の如きは初年度に一萬二千餘圓にし

て、僅かに八千圓ばかりの差額になりますので、斯の如き少額のことを緊縮せらるゝ必要は、此の戦後經營の必要なる記念事業とも云ふべきものに取つて、甚だ遺憾のことであらうと思つてあります、併し小額でありますけれども、此原案に依て見ますと負擔額に於て大した差でもないのでありますから、是非原案に依て遂行した方が、縣に於て利益を夫丈け早く見ることでありますから、矢張り民力の休養と云ふことにもなるのでありますから、是非原案に御賛同あらんことを希望致します、又額に於て大した差でもないであります。其の變更になつた爲めに、全體の計畫に於て縣の爲めに甚だ不利益と考へるのであります、此全體の案は餘程慎重に調査致して編成になつて居るのであります、之を變更致した爲めに、事業の執行上、且つ造林の性質の上に於て甚だ、不利益の結果を來すのでありますから、是非原案通りに御賛同あらんことを重ねて申述べて置きます。

○參與委員（中村事務官）原案維持に就て、大體の上からは唯今知事から御述べになつた所で盡して居ると思ひますが、要しまするに此の造林の方の削減と云ふことも、修正を發議された方から伺ひましても、所謂縣費の縮少と云ふことにありますやうです、是に就ては前に各員から同じやうな議論が出て明かなることゝ存じます、併し造林に就ては特別の議案であるから、是非御可決になつて、第一此全體の計畫の所で、修正に依りますれば十年の計畫の初めの年に減りましたものを、後年度に割付けると云ふことで、是は知事から説明された通り、金高に於ては割當てが出来ますが事業の方は丁度金

高通りに分割することは六ヶ敷い、従て將來初年度に於て斯く減額せられたる爲めに、本豫算の大體に於て、或は多額の費用を要する結果になりはせぬかと思ふ、今その調査は出來ませぬが、さう云ふ結果になるだらうと信じて居ります、それから先づ三十九年度の豫算の削減から生ずる結果は、どう云ふものであるかと云ふと、先程の修正説に依ると、僅かの造林地に苗圃を移すので、現在の苗木を是に收容して、豫備行爲に止めて、植樹の方にはまるで手の付けぬ修正であります、それから生じた金の削減は八千圓程に上る、其八千圓の削減と云ふものが、幾度も御話の通りました通り米作の不作で、従て負擔の重いと云ふことであります、先づ此一萬二千圓を縣下各戸に割付けて見ますと、各戸の負擔が平均六錢五厘と云ふことになり、さう致しますると此八千圓と云ふものが減ります爲めに其の負擔の減ずることは各戸平均四錢程の負擔が減ずることになります、さう致しまして造林事業の大體の計畫に於ては本年が一番支出を少くして、三十九年、四十年と段々に減ずると云ふことが生ずれば、將來もつと年度割に於て負擔に堪へないと云ふ年があれば、期限が後と段々延びて行きはしないかと考へる、それから此造林業に就ては、年度にしますると丁度十年に割付けて、其の結果少くも六十九年目から年々利益が上つて行くと云ふ計畫でありますからさう云ふ期限に伴ひます所の一番輕い所の本年度の支出であるから、若し本年之を減ずると、同じ不作の狀況が後來引續くと、尙ほ之を先きに送つて、是が十二年も、十三年も、十四年も、十五年にも、段々延びなければならぬ、其の結果

はどうなりますか、又此三十六年に此案を可決したものと見まして、六十九年目には、二千餘萬圓の財産が出來る譯であつて、其の二千餘萬圓に五歩の利子を掛けますと、百萬圓の收入が造林の爲めに出來るのである、即ち二千萬圓の元金を減さずに、百萬圓と云ふ收入が此の造林の爲めに出て來るのであります、今此縣會で、開會以來經費多端と云ふ口實の下に減らされた所の額は、大體五六萬圓に上らんとする額である、それら今日十萬圓要つたものが、六十九年経つたならば十倍の經費になる、矢張り時勢が進むに従つて、物價が高くなり、今日十萬圓要るものならば、即ち六十九年目には百萬圓要る譯になります、詰り今日十萬圓減すのは、所謂六十九年目には百萬圓を減ずると同様の有様であります、之を繼續案の儘にして實行して參りますれば例へば六十九年目に於て十萬圓の十倍、即ち百萬圓を減らす必要があつても易々と此の造林計劃の上から之を減ずることが出來るのであります、況んや此造林の額を安く見積り、又木の代價にしても、今日の相場で概算したのでありますから、其の時に至りますれば、百萬圓よりもつと餘計に利子を生むと思つて、先づ年限は構はずとしても、所謂八千圓ばかりの金を今日減ずる爲めに將來同じ理由を繰越して減らすと云ふことがあつては、大に不利益のことであらうと思ひますから、どうしても大體に於きまして原案を維持する次第であります、それから其次の本年度丈の理由と致しましては、造林費は僅か五十町歩の借地料が残りまして、さうして縣吏員で一人、又苗圃を移轉する爲めに、苗圃費として四千四百六拾六圓七拾四錢と

云ふことになつたのでありますが、斯く致しますれば、一方に於て現在此の四ヶ所に分れて植えてある苗圃全體の苗木の收容が非常に困難であると思ひます、是丈の坪數では苗木全體を收容することが出来ぬ、若し出来ぬとしますれば、詰り此の林業と云ふものは却て退歩しまして縣が是迄一本幾らと云ふ金を掛けて苗木の幾本かを枯らさなければならぬと云ふ有様を生ずると思ひます、其他管理費とか、いろ／＼の點に不利益を生ずるのでありまして是等の不利益は、詰り今日に於て一戸四錢幾らと云ふ負擔を減するが爲めに生じたる不利益であると思ひます、以上の理由を以ちまして、此案は是非共原案の儘御通過あらんことを希望致します。

(採決々々)

○議長(吉田茂助君)採決致します、此案に就きましては十三番から修正説が出て居ります、此十三番の説に御同意の御方は起立、

起立者 多數

○議長(吉田茂助君)多數に依て十三番の修正説に確定致します。

…後略

(參照)

當時の縣會議員及參與委員の氏名左の如し

議員	一 番	須賀丈太郎
	二 番	杉田助左衛門
	三 番	新井門之助
	四 番	齋藤育三郎
	五 番	畑 爲吉
	六 番	小林 拾三
	七 番	澁澤 市郎
	八 番	新田喜十郎
	九 番	土屋幸太郎
	十 番	綾部惣兵衛
	十一 番	岩崎藏之助
	十二 番	知久貞三郎
	十三 番	長谷川宗治
	十四 番	茂木昌一郎

其一 計畫の動機及確定

- 十五番 日下部泰助
- 十六番 田中泰司
- 十七番 綿貫金造
- 十八番 蛭川勇八
- 十九番 吉田茂助
- 二十番 金子良平
- 二十一番 荒井造酒
- 二十二番 駒崎幸右衛門
- 二十三番 小林辰藏
- 二十四番 伊古田豊三郎
- 二十五番 渡邊嘉藤次
- 二十六番 湯本新藏
- 二十七番 池谷幸太郎
- 二十八番 大塚新太郎
- 二十九番 鈴木浩一

參與委員

- 三十番 新井彦三郎
- 三十一番 千代田三郎
- 三十二番 大澤駿二
- 三十三番 齋藤祐美
- 三十四番 大作新右衛門
- 三十五番 中村悦藏
- 三十六番 長島律太郎
- 三十七番 加藤寅三郎
- 三十八番 小峰市三郎
- 三十九番 新藤慶之助
- 以上 三十九名
- 事務官 横山三郎
- 事務官 八重野範三郎
- 同 中村雅治

同	技師	石橋和
同		牧彦七
同		島崎孝彦
同		山本小源太
同		山崎種美
屬		木原守三郎
同		石井半左衛門
同		梅田滋太郎
警部		天野章四郎
同		古田吉三郎
屬		戸田五郎彦
以上十四名		

其二、造林事業計畫書

一、縣造林設定の目的

(一)、基本財産の造成を期す

本縣の生産力は逐年増加の傾向を呈し、既往十年前に比較すれば今や殆んど二倍以上に達するを見ると同時に、縣民の經濟上に於ける實力の増進せしこと疑ふべからず。然れども一般民間の經濟は其の生産力増加の割合に餘饒ならざるは社會事物の進歩に伴ひ民間生計の程度高昇し、其の生産力増加に伴ひ要素の多分を必要とするが故に比較的純利多からず、加ふるに各自が負擔する諸般の公費は年一年に遞加し來れる實況は彼の生産力の増加に比し更に一層著しきを見る、故に縣民の實力を養成し經濟を裕かならしめんとせば、益々實利多き殖産興業を發達せしめ、各自の生計は増入減出を旨とし、諸般公費の負擔を可成加重せざらしむるを要す、然れども今や社會進歩の風潮に伴ひ、教育に、衛生に、土木に、警察に將た殖産興業の如き益々改良發達を要するもの多く、從て之に要する經費の多端なるは蓋し止むを得ざることにして、今後益々公費の増加することあるも決して減少するの不可能なるを覺悟せざるべからず、既往十年間に於ける縣、郡、町村經濟の如く逐年遞加の趨勢を以て進まんか、數十年後に於ける支出額の多大なるを追想せば轉た寒心に堪ざるなり、試に去る明治二十四年度に於ける縣地方稅の收入決算額を見るに四拾八萬千六百八拾八圓にして、爾來年に依り多少の増減なきに非らざるも漸次遞加して三十三年度に於ては實に百六十九萬九千七百參拾貳圓となり、即ち十ヶ年間に於て三倍半の多額に達し、毎年縣費増加の割合は平均拾壹萬千貳拾四圓にして、若し既往に於ける步調を以て増加せんか十年二十年後は實に百萬圓乃至貳百萬圓の膨大なる額を要するに至るべし、現今毎戸當り負擔額の外に更に五圓、拾圓の増加を免れざるべく之と同時に郡費、町村費の經濟亦從て膨脹せらる可きを以て、將來縣民に對する公費負擔の輕からざるは推知するに餘りあり、然るに今日に於てすら縣民已に公費負擔の輕からざるを嗚々し公費に對する未納滯納のもの多く、今後倍蓰の負擔を課するに至らんか、奈何に縣民の實力養成に力むるも終に民力休養を期するの時なからん、想ふ

も以前の損失は只治水工事の爲めに失ふ所のみなるも、之と同時に蒙る所の橋梁の流損、道路の破壊、田圃の荒廢、生産物の減却、人畜家屋の被害等一々見積り之を計算するときは更に一層の巨額なるに驚かざるを得ざる可し、試みに縣統計によりて其損害價格を見るに、三十一年度に於ては縣下の災害損額實に四百六拾萬圓に達し、其他の年度に於ても常に百五六拾萬圓の損害價格を招致し居るを免かれず、而して以上は水害の爲めに蒙る損害なるも、更に旱魃の爲め失ふ所の損失價格を計上せば幾百萬圓の巨額に達するや知るべからず、此の如き多大の損額は要するに一に上流林野の整否如何に基因せるは明なり、而して山地に對する根治の策に至りては甚だ幼稚迂遠にして、現今の如く交通の發達と産物の需用あるに任せ、伐木供給のみを之れ事とし或は目前の收利を得んが爲に急傾斜地を開拓する等現狀のまま推移するときは何れの時に於てか河川を治め水利の便益を得縣、郡、町村の失費を減却し得べけんや、即ち縣造林設定は此の如き國家の不幸を根治せんが爲め、縣自ら進んで未立木地林野に植林を實行し、之によりて一般の植林思想を喚起し以て治水に要する費額を減却せんとするにあり。

(五)、生産木材を以て縣郡其他公共の土木建築用に供するを期す

縣、郡、町村各毎年土木建築其他に要する木材は數千尺メの多量に上るも、縣下の山林に於ては之に適應すべき立木に乏しく、偶々其の幾分を補ひ得べきものもあるも價格高くして却て他の遠隔の地より集用するに比し經濟上不利を招くこと少なからず、之を以て縣下山岳地方に於ける建築用材の如き、遠く奥羽地方より取寄せ供用したるの奇觀ありと聞く、縱令他地方より需用するもの比較的價格低廉なるも元來運搬力の多きを要すれば、之を自ら養成産出するに於ては其の經濟の利便と品質の確實なる固より言を俟たざる所なり、縣造林設定の目的は其の産出する木材を以て公共の工事に利用し、經費を節約し事業を迅速ならしめ保存を確實ならしむるにあり。

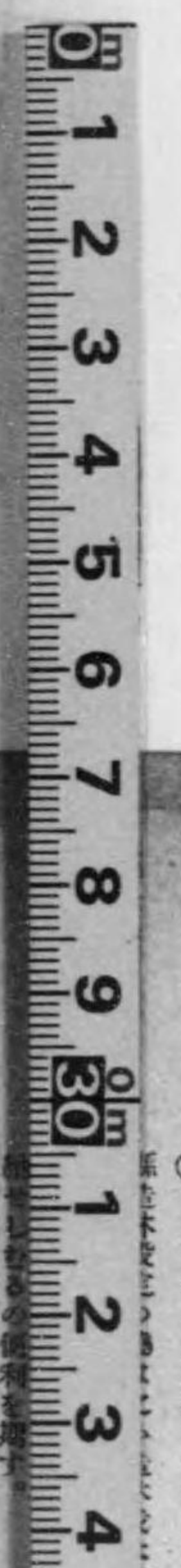
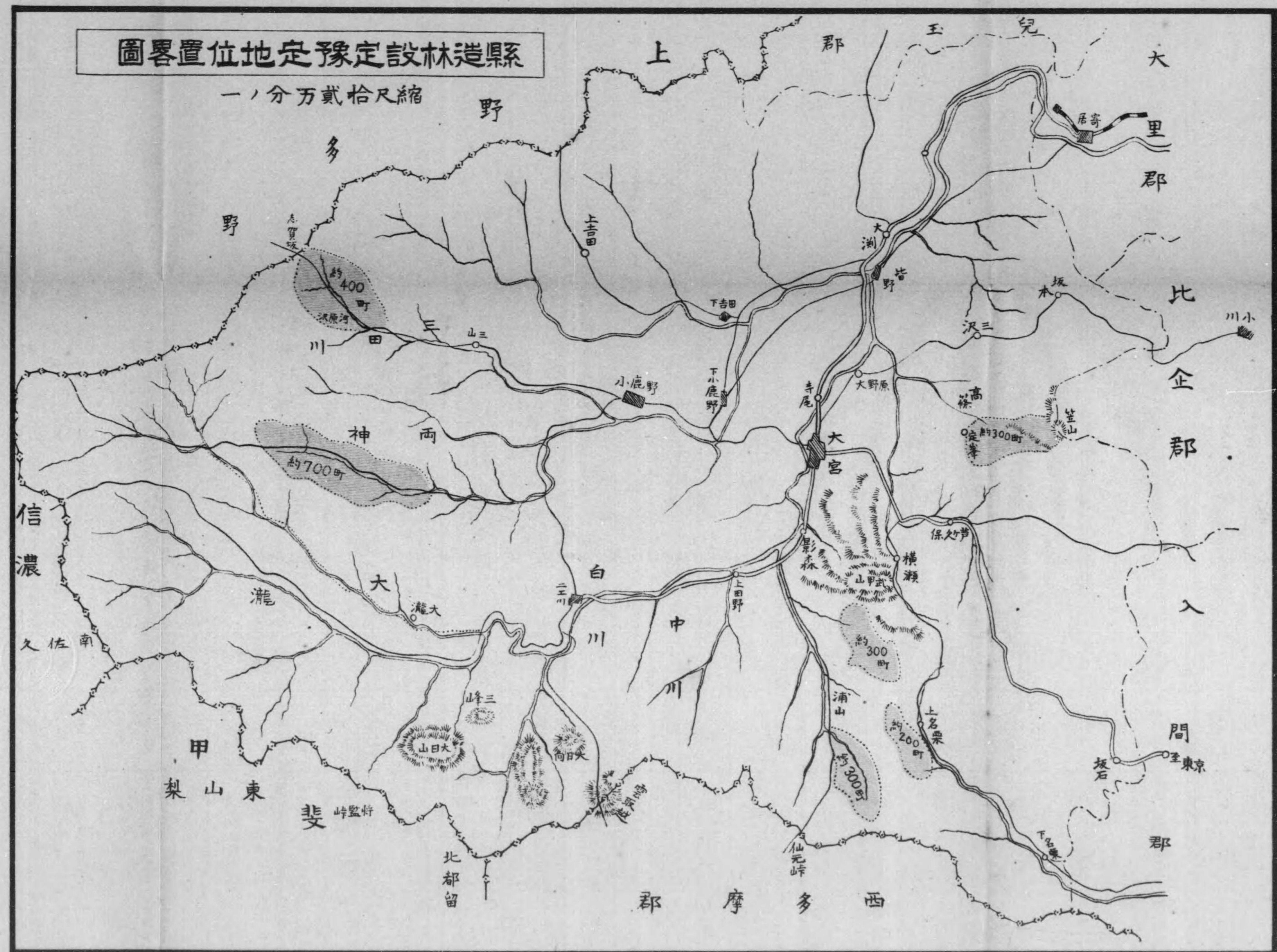
(六)、地方細民に稼業を得せしむることを期す

縣造林設定の嚆は之か造林伐木等林業に要する夫役渺からざるを以て、毎年其の地元細民をして此の勞役に從事せしめ、自然斯業によりて山間細民に稼業を與へ其の經濟を裕ならしむるを得、從て公課負擔の未納滞納者を減ずべく、又其負擔の公課をして林業夫役により代納せしむるの便利を期す。

以上の外縣造林設定は之によりて縣の生産實力を増加すべき手段となし、天變地異の災害に備ふる貯蓄となさんことを期するにあり。

縣造林設定豫定地位圖

縮尺拾貳萬分一



(六) 地方細民に稼業を得せしむることを期す
 要する夫役増からざるを以て、毎年其の地元細民をして此の勞役に從事せしめ、自然稼業により
 ならしむるを得、從て公課負擔の未納滞納者を減すべく、又其負擔の公課をして林業夫役により代
 以上の外縣造林設定は之によりて縣の生産實力を増加すべき手段となし、天變地異の災害に備ふる貯蓄となさんことを期するにあり。

二、縣造林設定の位置

縣造林設定にして單に斯業の模範を示すと幾分其の地方の直接潤利とをのみ目的とする場合には成る可く縣下各郡に散在設定するを必要とすべきも、本縣の地勢は各郡均しく之が設定に適するを許さず、且つ國土保安の關係及林業經濟上の損益並に林野利用の現況等は各郡に著しき相違あるのみならず、實際上設定の餘地をも許さざる地方あるを免れざれば、各郡に設定せしむることは事實上に於て行はれざる事とす、加之縣下治水の利害を支配し國土保安を左右し、且つ林業經濟上及模範林設定上縣造林の急務を要すべきは、縣下山岳部に於て所謂絶對的森林地方にあるは實際上徴して明かなり、即ち此の山岳地方は所謂縣土の頭腦に屬し、其の林野の整否は直ちに縣全體の利害休戚に關す可く加ふるに其地質良沃植物生長迅速にして加之地代低廉植林事業に適當し造林上直接間接の利益多き位置なるに拘はらず尙今や交通至便の域に達しつゝあるも山地の事業は大概ね自然の蕃殖と粗放の取扱に放棄し適當の用途を計るものゝ十分の一にも足らざる可し此の如きは尙忍ふ可きも甚しきに至りては千古斧鉞を加へざる鬱林を空しく眼前僅利の爲めに其地勢の如何を論せず燒畑作業に依りて燒棄堀穿せられ或は一部僅少の採草を名とし數百町歩に渉る廣漠たる草山を燒盡し若くは數百町歩の森林も擧げて一時に皆伐し敢て其跡地の蕃殖利用を顧るものなく或は其大森林の地木を擧げて他府縣人に轉々賣買し貴重の林地を以て恰も玩弄物視せられ其間森林地は自然に衰頹荒廢に傾きつゝある等縣下治水上及用材供給上貴重なる地方の山地にして現今の施設經營夫れ斯くの如し山岳部山地の一年に荒廢を致し平坦部水害の類繁を招く故なきに非らざるなり故に縣造林事業は此の山岳地方に於て設定するは現今に於ける山地の狀況に徴し最も適切有りと認むる所なり、故に縣造林事業の實行を要せんとする地方は秩父郡、入間郡、比企郡、大里郡、兒玉郡に於て設定するを必要と認むるも實地調査の結果秩父郡を除く外縣造林地として提せんと欲するものなきを以て、本計劃は専ら秩父郡内に於て設定せんとするものなり。

三、縣造林計劃方法

- 第一、縣植樹造林は縣の基本財産を養成し及水源涵養土砂打止并林業模範に適する土地に於て施行す
- 第二、植樹造林は明治三十九年度より着手し四十八年度迄十ヶ年を以て一期となし其間經費拾八萬貳千四百貳拾參圓〇四錢を以て面積二千二百町歩苗木千四百三十萬本を限度として毎年繼續施行す
- 第三、前項植樹造林の面積及苗木は毎年度左の區別により更に各年豫定面積を分ち一ヶ所五十町歩以内つゝ數ヶ所に分割施行す
 - 三十九年度 苗圃設置此面積八町七反歩
 - 此支出金額四千六百六拾四圓七拾四錢
 - 四十年度 植栽面積 百町歩 苗木五十萬本 (補植共)
 - 此支出金額壹萬參千八百六圓六拾貳錢五厘
 - 四十一年度 植栽面積 百五十町歩 苗木八十六萬本 (同)
 - 此支出金額壹萬五千八百拾五圓拾六錢
 - 四十二年度 植栽面積 二百町歩 苗木百二十五萬本 (同)
 - 此支出金額壹萬七千六百九拾六圓四拾六錢
 - 四十三年度 植栽面積 二百五十町歩 苗木百五十五萬本 (同)
 - 此支出金額貳萬貳千貳拾四圓貳拾七錢
 - 四十四年度 植栽面積 三百町歩 苗木百八十萬本 (同)
 - 此支出金額貳萬貳千貳百九圓九拾七錢
 - 四十五年度 植栽面積 三百町歩 苗木百九十二萬五千本 (同)
 - 此支出金額貳萬參千百拾五圓七拾七錢
 - 四十六年度 植栽面積 三百町歩 苗木百九十二萬五千本 (同)
 - 此支出金額貳萬參千貳百貳拾參圓七錢六厘

四十七年度 植栽面積 三百町歩 苗木百九十二萬五千本 (同)

此支出金額貳萬貳千四百四拾四圓五錢

四十八年度 植栽面積 三百町歩 苗木百九十二萬五千本 (同)

此支出金額壹萬九千參百貳拾貳圓九拾壹錢九厘

第四、前項植樹に要する土地は民有地を借入れ地上權を設定し左の方法により地代金を其土地所有者に償ふ

一、收益分收造林法によるもの

植樹後三十年目以後の間伐主伐収入の十分の三額

一、土地貸借造林法に依るもの

毎半一町歩に付き料金六拾錢乃至壹圓以内額

第五、第二項植樹造林豫定面積中前項の收益分收造林及貸借造林法により設定せんとする豫定面積の區別左の如し

一、收益分收造林法 千 百 町 歩

一、貸借地造林法 千 百 町 歩

但貸借地造林面積の内毎年毎町歩料金壹圓を償ふ面積を二百町歩とし料金六十錢を償ふ面積を九百町歩とす

第六、植樹造林は本縣秩父郡内國土保安上必要な場所に於て施行す

第七、植樹造林に要する主要樹種は杉扁柏の二種とす但し其實地の狀況に由り豫定經費の範圍に従ひ他日有望と認むる樹種を混植す

第八、植樹造林木の主伐期は六十年とす

第九、植樹造林木に對しては主伐期前左の年度に於て前後五回の間伐を實行し其都度毎町歩左の割合を以て收穫すべき豫定とす

植付後	十五年目	現在立木の	三割	收穫木、	千二百本
同	二十年目	同	二割	同	五百四十本
同	二十七年目	同	二割	同	四百二十本

其二 造林事業計畫書

第十、植栽を要する土地の地持は前年度に於て實行す
 第十一、植栽樹苗数は一町歩平均五千本とす
 第十二、植栽法は大概ね三角植栽法による
 第十三、植栽地の下刈手入は新植年度より七ヶ年間施行す
 第十四、植栽地樹木の枝打ちは植付後十二年目に於て一回施行す
 第十五、植栽用樹苗は苗圃を設置し栽培養成したるものを以て供給す
 但四十八年度植栽必要苗木の内不足の分は民間養苗者より購入供給す
 第十六、植栽用樹は下種後二回乃至三回床替をなしたる健全樹苗を於て供給す
 第十七、苗圃の設置は三十九年四月より着手し四十八年度迄十ヶ年間繼續施行によりて完了の豫定となす
 第十八、苗圃の位置は苗木運搬の便利と樹苗養成の安全なる土地に於て選定す
 第十九、苗圃の敷地は民有地を借入れ地上権を設定し毎年相當借地料を支拂ひ充用す
 第二十、苗圃に於て養成産出せんとする樹苗は三十九年度より四十八年度迄十ヶ年間植栽上必要なる苗數及び四十九年五十年の兩年度間植栽地補植必要の樹苗を併せ千四百三十萬本より少なからざる樹苗を養成産出する豫定となす
 第二十一、苗圃に於て下種養成及幼苗買入養成の二種とす
 但し幼苗買入養成は三十九年度に限ると雖も若し苗圃産出苗數不足にして植栽苗木需要を充たす能はざることを豫知したるときは規定豫算の範圍に於て適宜幼苗買入養成をなす
 第二十二、苗圃に於ける下種は四十年年度より四十六年度まで七ヶ年間繼續し四十年年度に於て杉、扁柏種子各一石、四十一年度以後は毎年杉 各一石二斗宛とす

但し必要な場合には豫定經費の範圍に於て他の植栽用樹苗を下種養成す

第二十三、苗圃に於て下種養成をなす樹苗は二回乃至三回の床替を實行し幼苗買入養成は一回乃至二回の床替をなす

第二十四、植栽造林地保護の爲め適當區域を劃し山番人を設置す

第二十五、苗圃の保護管理の爲め各苗圃に苗圃管理人を設置す

四、縣造林設定面積及植樹期間

縣造林設定は直接に基本財産造成手段となると共に間接に縣下治水の安全を補ひ將來縣治水費を減少せしむる原因となる方法にして之れが施設は縣下治水に關聯すること著しく元より直接治水工事の急務を要するは避け可からざる事態に屬するも又其根原たる山地の不修を整治する施設も忽諾に附すべからずして共に併行修理の必要あるを認むるにより縣造林は縣費土木費三十五年前三ヶ年間の平均年額四十四萬五百圓に對する二十分の一即ち二萬圓内外の縣費を以て毎年の造林費に充當し三十九年度より四十八年度迄十ヶ年間を一期とし此年間毎年平均以上の經費を投じて縣造林を設定し而して植付後六十ヶ年の曉に於て收入元金壹千萬圓元利金貳千萬圓餘の財源養成を基礎となし造林計畫を成す
 以上計畫に基き毎年造林施設に要せんとする面積左の如し

年 度	面 積	
	借地林面積	分收林面積
三十九年	五〇町歩	五〇町歩
四十年	五〇	一五〇
四十一年	五〇	一五〇
四十二年	五〇	一五〇
全 面 積		二〇〇

四十三年	一五〇	一〇〇	二五〇
四十四年	一五〇	一〇〇	二五〇
四十五年	一五〇	一〇〇	二五〇
四十六年	一五〇	一〇〇	二五〇
四十七年	一五〇	一〇〇	二五〇
四十八年	一五〇	一〇〇	二五〇
計	一、一〇〇	一、一〇〇	二、二〇〇

以上毎年度割面積は一ヶ處五十町歩内外の範圍により數ヶ處に分つて造林す

五、縣造林用樹種及伐採期

林業は所謂百年の長計當初之れが設計に當りては力めて其失費を節約し収入の多大ならんことを期せざる可からざると同時に造林せんとする樹木は可成將來需用の多き種類を撰定せざる可からず然れども今や理化學の進歩と共に林産物工藝的利用の發達著しき未來果して何れの樹種か最も費用せられ用途多きを致すへきや豫め推測し能はざる可しと雖も已に現今に於て最も用途廣き特種の樹木は將來に於ても決して不用視せらるゝの虞あらざる可し故に其用途廣くして土地に適當せる樹種を以て植栽を成す決して他日の悔なからん之を以て縣造林設定の爲め主として採用植栽せんとするものは杉、扁柏林となす見込を以て計畫す而して此の兩種植栽の割合は其土地の状況により多少の差異あるも平均杉六分、扁柏四分の割合を以て土地の状況に應じ混植若くは塊狀混植造林に仍らんとす而して其樹木の伐採期は現今地方の慣行を見るに交通の便達に伴ひ材料欠乏の結果早きは植付後二十年晚きも四五十年にして伐採し去るを普通とせり然れども此等伐採期に對し利害得失を調査するに其早伐に屬するものは樹木の成長旺盛の時代に屬し經濟上最も不利なる可く晚伐慣行のものも此等伐採期に成熟期に達せざるを以て現今は木材欠乏に付相當需用あるに係らず需用の範圍亦廣からず故に縣造林伐木の伐採期は適當の成熟期を

經過し利用多き樹齡に達したる場合を調査し植付後六十年目に於て伐採する見込を以て計畫す而して此の伐採期に達する前に於て其主木の成長を補促し且經濟上の利益を期せんか爲め左の年度に於て間伐を行ふ予定とす

第一回	間伐	植付後十五年目	現今立木の	三割	間伐
第二回	同	同	二十年目	二割	同
第三回	同	同	二十七年目	二割	同
第四回	同	同	三十五年目	一割五分	同
第五回	同	同	四十五年目	一割五分	同

六、縣造林附屬苗圃の設定

前記各項に示す如く十ヶ年間に於て縣造林設定面積貳千二百町歩の造成計畫なるに依り之に要する樹苗總計千四百三十萬本（毎町平均新植五千本補植千五百本）となす然るに此の多數樹苗を悉く民間販賣者の手より購入需用するとせば其苗木の多大なるは勿論且元來販賣苗木なるものは其價額の高き（山着一本六厘乃至七厘）のみならず生育の速成を期し苗圃地の節約を旨とする結果常に其の苗體軟弱爲めに寒暑の氣候に冑され易く殊に栽培地と造林地とは自然氣候風土の差あり植付後成林の安寧を保し難し仍て縣造林經營上必要なる樹木は苗圃を設置して健全の樹苗を養成し購入費の多額を省き成林の安全を期せんとす而して苗圃設置は三十九年度より開始し四十八年度迄十ヶ年間の經營となし其造林上必要なる樹苗を産出供給するの計畫となす其詳細は別記第一號表に明なるも茲に苗圃經營の爲め毎必要な經費を摘記すれば左の如し

年 度	金 額	年 度	金 額
三十九年	六、五二二・四五九	四十五年	三、九九五・九七〇
四十年	四、〇二五・三二五	四十六年	三、三九七・七七六

四十一年	四、一七七・八六〇	四十七年	二、二九二・二五〇
四十二年	三、九六一・六六〇	四十八年	八四六・六〇〇
四十三年	三、九五八・九七〇	合計	三七、三〇〇・五四〇
四十四年	四、一二一・六七〇		

但三十九年度に於て比較的多額の苗圃費を要するは稚苗購入費及地上作物償却代に於て多額の支出を要し且苗圃新設上必要なる器具新調費并に物置小屋建設費等を必要とするに依る

七、縣造林費目別豫定標準

造林作業費の標準は諸般の關係により一様ならざるも縣造林設定豫定地の現状により調査したる結果左の標準によりて計畫す

- 一、地 拵
男入夫一人一日反別五畝歩出來とす
- 二、苗 木
三十九年度民間販賣苗買入百本に付山元着五拾錢四十年以後苗圃養成苗木は堀取荷造運搬百本に付拾五錢とす
- 三、植 付
平均毎町新植五千本補植一千五百本一人一日新植二百五十本補植二百本とす
- 四、下 刈
植付年度より七ヶ年間毎年一回實行之に要する入夫功程左の如し
自初年 毎町二十人
至四年 同 十五人
五年目 同 十五人

- 六年目 同 十人
- 七年目 同 五人
- 五、入 夫 賃
植付は男入夫一人一日の賃金四拾五錢下刈其他は四拾錢年度の進むに從ひ共に五拾錢迄を程度として豫定す
- 六、枝 打
枝打ちは植付後十二年目に於て一回實行し毎町十人とす
- 七、間 伐
間伐は主伐期まで五回左の年度に於て實行し其都度必要なる調査入夫左の如し
植付後 十五年目 入夫一人に付二町歩調査
同 二十年目 同 上
同 二十七年目 同 三町歩
同 三十五年目 同 五町歩
同 四十五年目 同 上
- 八、防 火 線
幅三間長一間に付焼切掃除費初期は二錢年度進むに從ひ三錢五厘迄を豫定す
- 九、監視入費
監視人は造林地一團區域若くは二團區域内一人とし合計六人一人年手當初期は三十六年度進むに從ひ六十圓迄を豫定す
- 十、監視小屋費
山林保護の便否に從ひ八ヶ處に設置し一ヶ所の建設費四十五圓づゝ十ヶ年間に建設し爾後十ヶ年毎に修繕を要す
- 十一、造林用人夫小屋費

其二 造林事業計畫書

第二章 造林事業の計畫

三四

造林用夫小屋は八ヶ處とし一ヶ處一棟建設費二十四圓づゝ十ヶ年間に新設し爾後人夫使用期間七十六年迄毎十ヶ年間に八ヶ處を通し八十圓づゝの修繕を要す

十二、造林監督吏員費

最初造林面積少く事業多からざる間は吏員數又た之れに従ふも面積事業多きを加ふるに従ひ監督吏員を増加せざるべからず而して年度進むに従ひ監督業務を減少するが故に之れに要する吏員も亦減少せざる可からず即ち事業の繁否により毎年度左の吏員を必要とす

三十九年度	二名
自四十年度 至四十三年度	三名宛
自四十四年度 至四十八年度	四名宛
自四十九年度 至五十年度	三名宛
自五十一年度 至五十三年度	二名宛
五十四年度以後	一名宛

十三、雜費

造林事業用雜費にして初期は悉皆造林地を通し毎年二拾圓其造林地増加するに従ひ五拾圓迄を豫定し年度進むに従ひ遞減して二拾圓となり伐期前九ヶ年間は不用とす

以上の外吏員の旅費及諸般の廳費等造林事業の増減に伴ひ多少の差あるを以て各之れに應ずる費額を豫定す

八、縣造林設定に要する經費

縣造林設定に要する經費の種目は其年度に依り要否の別あるも概括掲記すれば左の如し

- 一、植栽費
 - 借地料、地拵費、苗木代、植付費、下拵費、枝打費、間代費、防火線費、監視人費、監視人小屋費、造林人夫小屋費、雜費、
- 二、苗圃費
 - 借地料、地上作物償却代、種子代、苗木購入費、地拵費、除草施肥及保護費、播種費、除害諸色代器具費、肥料代、物置小屋建設費、監視人費、通信運搬費、監督吏員旅費、雜費、
- 三、造林管理費
 - 監督吏員俸給、惠與、死亡退職賜金並遺族扶助料、療治料、縣技師旅費、縣吏員旅費、囑托手當、諸用紙類、薪炭油費、印刷費、通信運搬費、備品費、

以上各費目に對する詳細の計數は別記第一號及第二號表により之れを知る可きも茲に三十九年度より四十八年度迄十ヶ年間毎所要の經費及四十九年度以後十ヶ年毎の合計經費を掲記すれば在の如し

年 度	總 額	造 林 費	苗 圃 費
三十九年	一二、八三九・四五九	六、三一七・〇〇〇	六、五二二・四五九
四十年	一二、八九八・三二五	八、八七三・〇〇〇	四、〇二五・三二五
四十一年	一四、九〇六・八六〇	一〇、七二九・〇〇〇	四、一七七・八六〇
四十二年	一六、七八八・一六〇	一二、八二六・五〇〇	三、九六一・六六〇
四十三年	一九、二一五・九七〇	一五、二五七・〇〇〇	三、九五八・九七〇
四十四年	二一、三〇一・六七〇	一七、一八〇・〇〇〇	四、一二一・六七〇
四十五年	二二、二〇七・四七〇	一八、二一一・五〇〇	三、九九五・九七〇
四十六年	二二、三一四・七七六	一八、九一七・〇〇〇	三、三九七・七七六

其二 造林事業計畫書

三五

四十七年	二一、五三五・七五〇	一九、二四三・五〇〇	二、二九二・二五〇
四十八年	二八、四一四・六〇〇	一七、五六八・〇〇〇	八四六・六〇〇
計	一八二、四二三・〇四〇	一四五、一二三・五〇〇	三七、三〇〇・五四〇

自四十九年度	五萬九千六百七十四圓七十錢
自五十八年度	二萬二千二百十五圓七十五錢
自六十七年度	二萬七百三十九圓七十五錢
自七十八年度	二萬八百六十二圓六十五錢
自八十九年度	二萬四百八十九圓
自九十九年度	一萬三千二百五十六圓五十錢
自百八年度	十五萬七千二百三十八圓三十五錢
總計	三十三萬九千六百六十一圓三十九錢

九、縣造林の收入

縣造林の收入は間伐主伐の兩收穫にして其の詳細は別記第三號表乃至第六號表に記するものゝ如く間伐收入は積付後十五年目二十年目二十七年目三十五年目四十五年目の五回となし主伐收入は六十年目となし其都度借地林及收益分収林より得る所の毎町歩並に全林の收穫豫定左の如し

借地林毎町歩收穫豫定表

伐木年度	在立町歩現	間伐歩合	間伐木數	伐木元價額	收入町歩
十五年目	四・〇〇〇	三割	一・二〇〇	〇・六〇	七二・〇〇〇
二十年目	二・七〇〇	二割	五四〇	一・五〇	八一・〇〇〇
二十七年目	二・一〇〇	二割	四二〇	一・三五〇	一四七・〇〇〇
三十五年目	一・六三〇	一割半	二四四	七〇〇	一七〇・八〇〇
四十五年目	一・三五〇	一割半	二〇〇	一・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
小計	—	—	二・六〇四	—	六七〇・八〇〇
六十年目	一・一〇〇	皆伐	—	三・五〇〇	三、八五〇・〇〇〇
合計	—	—	—	—	四、五二〇・八〇〇

備考第一回間伐迄約一割五分見込控除す
收益分収林毎町歩收入

伐木年度	在立町歩現	間伐歩合	間伐木數	伐木元價額	收入町歩
十五年目	四・〇〇〇	三割	一・二〇〇	〇・一〇〇	一一〇・〇〇〇
二十年目	二・七〇〇	二割	五四〇	二・〇〇〇	一〇八・〇〇〇
二十七年目	二・一〇〇	二割	四二〇	四・〇〇〇	一六八・〇〇〇
三十五年目	一・六三〇	一割半	二四四	八〇〇	一九五・二〇〇
四十五年目	一・三五〇	一割半	二〇〇	一・二〇〇	二四〇・〇〇〇
小計	—	—	二・六〇四	—	八三一・二〇〇

六十年度	一・一〇〇	—	—	—	四・〇〇〇	四、四〇〇・〇〇〇
合計	—	—	—	—	—	五、二三一・二〇〇

備考 第一回間伐迄約一割五分を見込控除す

但し収益分収造林地は借地造林設定豫定地に比し交通便利の山地なるが故に伐木一本の單價は彼れに比し高價となす所なり然れども地代償却の爲め三十年後の収入金十分の三は土地所有者に償ふ目的を以て分収せしむる豫定なるが故に原木單價高價なるも縣の収入額は借地造林に比し少なきを免かれず而して間伐収入は十五年目より五十四年目まで四十ヶ年間は少しも間斷なく毎年少きは九千六百圓多きは六萬九千圓の収入を得べくして其間收むる處の収入額は合計左の如し

借地林間伐總收入 七拾參萬七千八百八拾圓

收益分収林同 七拾八萬六千貳百四拾圓

又主伐収入は六十年目より六十九年まで十ヶ年間連年繼續し毎年少きは參拾五萬七千圓多きは九拾萬七千圓づゝの収入を得可くして其間收むる所の収入總額は左の如し

借地林主伐收入總額 四百貳拾參萬五千圓

收益分収林同 參百六拾參萬圓

以上間伐主伐兩收入合計左の如し

全收入金九百參拾八萬九千百貳拾圓

内 四百九拾七萬貳千八百八拾圓

借地林全收入

四百四拾壹萬六千貳百四拾圓

收益分収林全收入

以上收入金額は何れも同一造林面積の設計に依り收むる豫定にして而も収益分収林設定の土地は借地林設定の土地に比し原木代價高價の位置を占むるに係はらず縣の収入額に至りては却て借地造林の収益に及ばざるべし之れ収益分収林にありては地代として土地所有者に分

收せしむる金額の多大なる到底借地林法により土地所有者に仕拂ふ毎年の料金精算額の比にあらざればなり故に分収林は借地林に比し造林者に對し經濟上利益少し

十、收支の比較

本計畫造林の經濟を利率に關せしめずして單に其の收入支出の元金に對し損益を比較する時は別記第六號表の如く明治三十九年より六十年迄即ち造林着手の年より二十二年目迄は常に支出の損失となるも六十一年度即ち造林開始後二十三年目に達すれば其の年迄に得たる毎年の收入額により既往總ての造林支出を償ひ更に毎年森林維持費を支拂ひ行くも尙ほ其収入は支出を超過し其超過額は逐年増加して造林着手後三十年目には貳拾六萬八千圓餘となり四十年目には六拾六萬八千圓餘となり五十年目には百參拾萬圓餘となり六十年目には百五拾六萬圓餘となり十ヶ年間造林したる樹木が伐期に達して其全部を伐採し去る曉即ち着手後六十九年目には其造林一伐期間に要したる總ての支出元金を超過して純益となる處の収入元金總額は左の如し

支出元金合計 參拾參萬九千六百六拾壹圓參拾九錢

收入元金合計 九百參拾九萬七千五百貳拾圓

差引純益金 九百五萬七千八百五拾八圓六拾壹錢

更に其收支元金に對し年利六厘の復利によりて損益を對比するに之れ亦別記第六號表の如く三十九年度より七十三年度迄即ち造林開始の年より三十五年間は其の間多少の收入あるも常に支出元利金の超過を免れずして損失となるを見るも開始後三十六年目よりは收入元利金の超過と變じて利益となり其利益は逐年増加して着手後四十年目には拾七萬八千圓餘となり五十年目には七拾九萬七千圓餘となり六十年目には貳百五萬圓餘となり十ヶ年間造林したる全部の林木を伐採し去る曉には凡ての造林費元利金を償ひ全く純益となる收入元利金の如し

支出元利總計高 九百八拾九萬貳千七百七圓

收入元利總計金 貳千貳百七拾七萬七千七百六拾四圓九拾錢

其二 造林事業計畫書

第二章 造林事業の計畫

差引金 壹千貳百八拾八萬五千五拾七圓九拾錢
 每年平均純益 拾八萬六千七百參拾九圓九拾七錢
 一町步造林純益 五千八百五拾六圓八拾四錢四厘
 植付樹木一本當り毎年純益 壹錢參厘

更に收益分收林と借地林との收支を比較するときは左の如し
 但各一町步當り收支を比較す

收支元金の比較

項目	支出	收入	差引純益
毎年毎町步壹圓の借地林	二〇〇・四五一	四、五二〇・八〇〇	四、三二〇・三四九
毎年毎町六拾錢の借地林	一七六・四五一	四、五二〇・八〇〇	四、三四四・三四九
收益分收林	一四〇・四五一	四、〇二二・四〇〇	三、八八一・九四九
收支元金の比較	支出	收入	差引純益
毎年毎町步壹圓の借地林	四、八六五・五〇〇	八、六三一・二六〇	三、七六五・七六〇
同 六拾錢の借地林	四、六五一・七一三	九、一七五・〇六八	四、五二三・三五五
收益分收林	四、三三一・〇一三	一、六三〇・八六五	七、二九九・八五二

又以上收支の差額により投入資金に對する運轉利率を算出するときは左の如し

毎年毎町步壹圓の借地林	年利七朱壹厘
同 上 六拾錢の借地林	年利七朱四厘
收益分收林	年利七朱八厘

但し借地林の純益を收益分收林に比し少き利率となるを見るは其の位置を異にし運材上稍不便の個所に屬するか故に收益分收林法に從ふに比すれば其の利益著大なるに係はらず元と彼と此とは其原木代價の相違せるに由る故に若し此の借地林法に依らんとする土地に對して收益分收法に從ふものとすれば其毎町步元金純益の差額左の如し

項目	支出	收入	差引純益
毎年毎町步壹圓の借地林	二〇〇・四五一	四、五二〇・八〇〇	四、三二〇・三四九
同 上 六拾錢の借地林	一七六・四五一	四、五二〇・八〇〇	四、三四四・三四九
以上借地林を分收林となすとき	一四〇・四五一	三、四六五・六〇〇	三、三二五・一四九

即ち借地林を收益分收林となす場合に於ける毎町步收支元金の差前記の如く殆んど壹千圓以上の不利となるを見る

第一號表

毎年苗圃費豫定表

年次	種苗費	借地料	作却代物	人夫賃	器具色	肥料代	番人費	雜費	管理費	計
一	一、七〇五・九三〇	一、〇三三・〇四〇	六六、四六五	一、〇五五・三〇〇	三三九・三三〇	六八五・五〇〇	二二五・〇〇〇	二二五・〇〇〇	四七五・〇〇〇	六、三三三・四四五
二	一、七〇五・〇〇〇	一、〇三三・〇四〇	三三、七四五	一、〇五五・三〇〇	三三九・三三〇	七〇七・五〇〇	二二五・〇〇〇	二二五・〇〇〇	四七五・〇〇〇	四、〇三三・三三三
三	一、七〇五・〇〇〇	一、〇三三・〇四〇	四、八一〇	一、〇五五・三〇〇	三三九・三三〇	七〇七・五〇〇	二二五・〇〇〇	二二五・〇〇〇	四七五・〇〇〇	四、一七五・八六〇
四	一、七〇五・〇〇〇	一、〇三三・〇四〇	二、九四〇	九三三・〇〇〇	三三九・三三〇	七〇七・五〇〇	二二五・〇〇〇	二二五・〇〇〇	四七五・〇〇〇	三、九六一・六六〇
五	一、七〇五・〇〇〇	一、〇三三・〇四〇	—	九三三・〇〇〇	三三九・三三〇	七〇七・五〇〇	二二五・〇〇〇	二二五・〇〇〇	四七五・〇〇〇	三、九六一・六六〇
六	一、七〇五・〇〇〇	一、〇三三・〇四〇	—	九三三・〇〇〇	三三九・三三〇	五七七・六〇〇	二二五・〇〇〇	二二五・〇〇〇	四七五・〇〇〇	三、九六一・六六〇
七	一、七〇五・〇〇〇	一、〇三三・〇四〇	—	九三三・〇〇〇	三三九・三三〇	五七七・六〇〇	二二五・〇〇〇	二二五・〇〇〇	四七五・〇〇〇	三、九六一・六六〇

其二 造林事業計畫書

第二章 造林事業の計畫

四二

八	—	1,017,776	—	821,900	485,820	212,200	333,000	187,000	352,000	3,227,776
九	—	771,000	—	580,000	—	381,180	333,000	10,000	333,000	3,227,776
十	—	1,250,000	—	333,000	—	20,000	333,000	5,000	333,000	3,227,776
計	2,859,990	9,355,400	792,990	8,740,000	1,867,776	633,380	3,000,000	33,000	3,000,000	27,776,000

第二號表
毎年度植樹費豫定表

年次	樹苗費	人夫賃	保護費	借地料	雜費	管理費	計
一年目	1,010,000	5,630,000	123,000	80,000	27,000	1,811,200	8,681,200
二年目	1,250,000	5,300,000	325,000	100,000	27,000	1,222,000	8,224,000
三年目	1,250,000	7,000,000	333,000	180,000	37,000	1,222,000	10,022,000
四年目	1,250,000	7,200,000	333,000	100,000	27,000	1,222,000	10,132,000
五年目	1,015,000	10,150,000	333,000	120,000	27,000	1,222,000	12,867,000
六年目	1,020,000	11,180,000	333,000	120,000	27,000	1,222,000	13,902,000
七年目	1,111,000	11,035,000	320,000	227,000	27,000	1,133,000	13,853,000
八年目	1,111,000	11,000,000	211,000	220,000	27,000	1,133,000	13,701,000
九年目	1,111,000	11,221,000	225,000	220,000	27,000	1,133,000	13,937,000
十年目	1,111,000	11,277,000	225,000	220,000	27,000	1,133,000	14,203,000

年次	樹苗費	人夫賃	保護費	借地料	雜費	管理費	計
小計	12,110,000	100,780,000	3,852,000	3,780,000	522,000	12,652,000	138,116,000
十一年目	1,250,000	9,270,000	325,000	220,000	27,000	1,222,000	12,314,000
十二年目	1,111,000	7,271,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	10,284,000
十三年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
十四年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
十五年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
十六年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
十七年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
十八年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
十九年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
二十年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
二十一年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
二十二年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
二十三年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
二十四年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
二十五年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000
二十六年目	—	5,200,000	333,000	220,000	27,000	1,222,000	7,002,000

三十六年目	同	一五〇、 五〇、	二四二〇	六三、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
三十七年目	同	五〇、	二四四	一二、二〇〇	七〇〇	八、五四〇
三十八年目	同	五〇、	二四四	一二、二〇〇	七〇〇	八、五四〇
三十九年目	同	一五〇、	二四四	三六、六〇〇	七〇〇	二五、六二〇
四十年目	同	一五〇、	二四四	三六、六〇〇	七〇〇	二五、六二〇
四十一年目	同	一五〇、	二四四	三六、六〇〇	七〇〇	二五、六二〇
四十二年目	同	一五〇、	二四四	三六、六〇〇	七〇〇	二五、六二〇
四十三年目	同	一五〇、	二四四	三六、六〇〇	七〇〇	二五、六二〇
四十四年目	同	一五〇、	二四四	三六、六〇〇	七〇〇	二五、六二〇
四十五年目	同	一五〇、	二四四	三六、六〇〇	七〇〇	二五、六二〇
四十六年目	同	五〇、	二〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
四十七年目	同	五〇、	二〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
四十八年目	同	五〇、	二〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇〇	一〇、〇〇〇
四十九年目	同	一五〇、	二〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇〇	三〇、〇〇〇
五十年目	同	一五〇、	二〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇〇	三〇、〇〇〇
五十一年目	同	一五〇、	二〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇〇	三〇、〇〇〇
五十二年目	同	一五〇、	二〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇〇	三〇、〇〇〇

五十三年目	同	一五〇、	二〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇〇	三〇、〇〇〇
五十四年目	同	一五〇、	二〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇〇	三〇、〇〇〇
六十一年目	主伐	五〇、	一、一〇〇	五五、〇〇〇	三五〇〇	七三七、八八〇
六十二年目	同	五〇、	一、一〇〇	五五、〇〇〇	三五〇〇	一九二、五〇〇
六十三年目	同	五〇、	一、一〇〇	五五、〇〇〇	三五〇〇	一九二、五〇〇
六十四年目	同	一五〇、	一、一〇〇	一六五、〇〇〇	三五〇〇	五七七、五〇〇
六十五年目	同	一五〇、	一、一〇〇	一六五、〇〇〇	三五〇〇	五七七、五〇〇
六十六年目	同	一五〇、	一、一〇〇	一六五、〇〇〇	三五〇〇	五七七、五〇〇
六十七年目	同	一五〇、	一、一〇〇	一六五、〇〇〇	三五〇〇	五七七、五〇〇
六十八年目	同	一五〇、	一、一〇〇	一六五、〇〇〇	三五〇〇	五七七、五〇〇
六十九年目	同	一五〇、	一、一〇〇	一六五、〇〇〇	三五〇〇	五七七、五〇〇
小計						四、九七二、八八〇
合計						四、九七二、八八〇

第四號表 收益分収林收穫豫定表
其二 造林事業計畫書

四十八年目	同	一五〇、	二〇〇	三〇、〇〇〇	一・二〇〇	三六、〇〇〇・〇〇〇	二七、〇〇〇・〇〇〇
四十九年目	同	一〇〇、	二二〇	二〇、〇〇〇	一・二〇〇	二四、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇
五十年目	同	一〇〇、	二〇〇	二〇、〇〇〇	一・二〇〇	二四、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇
五十一年目	同	一〇〇、	二〇〇	二〇、〇〇〇	一・二〇〇	二四、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇
五十二年目	同	一〇〇、	二〇〇	二〇、〇〇〇	一・二〇〇	二四、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇
五十三年目	同	一〇〇、	二〇〇	二〇、〇〇〇	一・二〇〇	二四、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇
五十四年目	同	一〇〇、	二〇〇	二〇、〇〇〇	一・二〇〇	二四、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇
小計	—	—	—	—	—	九一四、三二〇・〇〇〇	七八六、二四〇・〇〇〇
六十年目	主伐	五〇、	一、二〇〇	五五、〇〇〇	四・〇〇〇	二二〇、〇〇〇・〇〇〇	一六五、〇〇〇・〇〇〇
六十一年目	同	一五〇、	一、二〇〇	一六五、〇〇〇	四・〇〇〇	六六〇、〇〇〇・〇〇〇	四九五、〇〇〇・〇〇〇
六十二年目	同	一五〇、	一、二〇〇	一六五、〇〇〇	四・〇〇〇	六六〇、〇〇〇・〇〇〇	四九五、〇〇〇・〇〇〇
六十三年目	同	一五〇、	一、二〇〇	一六五、〇〇〇	四・〇〇〇	六六〇、〇〇〇・〇〇〇	四九五、〇〇〇・〇〇〇
六十四年目	同	一〇〇、	一、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	四・〇〇〇	四四〇、〇〇〇・〇〇〇	三三〇、〇〇〇・〇〇〇
六十五年目	同	一〇〇、	一、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	四・〇〇〇	四四〇、〇〇〇・〇〇〇	三三〇、〇〇〇・〇〇〇
六十六年目	同	一〇〇、	一、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	四・〇〇〇	四四〇、〇〇〇・〇〇〇	三三〇、〇〇〇・〇〇〇
六十七年目	同	一〇〇、	一、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	四・〇〇〇	四四〇、〇〇〇・〇〇〇	三三〇、〇〇〇・〇〇〇
六十八年目	同	一〇〇、	一、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	四・〇〇〇	四四〇、〇〇〇・〇〇〇	三三〇、〇〇〇・〇〇〇

第五號表

毎年度收穫豫定合計表

六十九年目	同	一〇〇、	一、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	四・〇〇〇	四四〇、〇〇〇・〇〇〇	三三〇、〇〇〇・〇〇〇
小計	—	—	—	—	—	四、八四〇、〇〇〇・〇〇〇	三、六三〇、〇〇〇・〇〇〇
合計	—	—	—	—	—	五、七五四、三二〇・〇〇〇	四、四一六、二四〇・〇〇〇
收穫年度	借地	林	收穫	收益	分	收穫	合計
十五年目			三、六〇〇・〇〇〇		六、〇〇〇・〇〇〇		九、六〇〇・〇〇〇
十六年目			三、六〇〇・〇〇〇		一八、〇〇〇・〇〇〇		二一、六〇〇・〇〇〇
十七年目			三、六〇〇・〇〇〇		一八、〇〇〇・〇〇〇		二一、六〇〇・〇〇〇
十八年目			三、六〇〇・〇〇〇		一八、〇〇〇・〇〇〇		二一、六〇〇・〇〇〇
十九年目			一〇、八〇〇・〇〇〇		一二、〇〇〇・〇〇〇		二二、八〇〇・〇〇〇
二十年目			一四、八五〇・〇〇〇		一七、四〇〇・〇〇〇		三二、二五〇・〇〇〇
二十一年目			一四、八五〇・〇〇〇		一七、四〇〇・〇〇〇		三二、二五〇・〇〇〇
二十二年目			一四、八五〇・〇〇〇		一七、四〇〇・〇〇〇		三二、二五〇・〇〇〇
二十三年目			一四、八五〇・〇〇〇		一七、四〇〇・〇〇〇		三二、二五〇・〇〇〇
二十四年目			二二、九五〇・〇〇〇		二二、八〇〇・〇〇〇		四五、七五〇・〇〇〇
二十五年目			一一、一五〇・〇〇〇		一〇、八〇〇・〇〇〇		二二、九五〇・〇〇〇

第二章 造林事業の計畫

二十六年目	一二、一五〇・〇〇〇	一〇、八〇〇・〇〇〇	二二、九五〇・〇〇〇
二十七年目	一九、五〇〇・〇〇〇	一九、二〇〇・〇〇〇	三八、七〇〇・〇〇〇
二十八年目	一九、五〇〇・〇〇〇	三六、〇〇〇・〇〇〇	五五、五〇〇・〇〇〇
二十九年目	一九、五〇〇・〇〇〇	三六、〇〇〇・〇〇〇	五五、五〇〇・〇〇〇
三十年目	七、三五〇・〇〇〇	二五、二〇〇・〇〇〇	三二、五五〇・〇〇〇
三十一年目	二二、〇五〇・〇〇〇	一六、八〇〇・〇〇〇	三八、八五〇・〇〇〇
三十二年目	二二、〇五〇・〇〇〇	一六、八〇〇・〇〇〇	三八、八五〇・〇〇〇
三十三年目	二二、〇五〇・〇〇〇	一六、八〇〇・〇〇〇	三八、八五〇・〇〇〇
三十四年目	二二、〇五〇・〇〇〇	一六、八〇〇・〇〇〇	三八、八五〇・〇〇〇
三十五年目	三〇、五九〇・〇〇〇	一九、九二〇・〇〇〇	五〇、五一一・〇〇〇
三十六年目	三〇、五九〇・〇〇〇	三四、五六〇・〇〇〇	六五、一五〇・〇〇〇
三十七年目	八、五四〇・〇〇〇	二一、九六〇・〇〇〇	三〇、五〇〇・〇〇〇
三十八年目	八、五四〇・〇〇〇	二一、九六〇・〇〇〇	三〇、五〇〇・〇〇〇
三十九年目	二五、六二〇・〇〇〇	一四、六四〇・〇〇〇	四〇、二六〇・〇〇〇
四十年目	二五、六二〇・〇〇〇	一四、六四〇・〇〇〇	四〇、二六〇・〇〇〇
四十一年目	二五、六二〇・〇〇〇	一四、六四〇・〇〇〇	四〇、二六〇・〇〇〇
四十二年目	二五、六二〇・〇〇〇	一四、六四〇・〇〇〇	四〇、二六〇・〇〇〇

其二 造林事業計畫書

四十三年目	二五、六二〇・〇〇〇	一四、六四〇・〇〇〇	四〇、二六〇・〇〇〇
四十四年目	二五、六二〇・〇〇〇	一四、六四〇・〇〇〇	四〇、二六〇・〇〇〇
四十五年目	一〇、〇〇〇・〇〇〇	九、〇〇〇・〇〇〇	一九、〇〇〇・〇〇〇
四十六年目	一〇、〇〇〇・〇〇〇	二七、〇〇〇・〇〇〇	三七、〇〇〇・〇〇〇
四十七年目	一〇、〇〇〇・〇〇〇	二七、〇〇〇・〇〇〇	三七、〇〇〇・〇〇〇
四十八年目	一〇、〇〇〇・〇〇〇	二七、〇〇〇・〇〇〇	三七、〇〇〇・〇〇〇
四十九年目	三〇、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇	四八、〇〇〇・〇〇〇
五十年目	三〇、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇	四八、〇〇〇・〇〇〇
五十一年目	三〇、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇	四八、〇〇〇・〇〇〇
五十二年目	三〇、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇	四八、〇〇〇・〇〇〇
五十三年目	三〇、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇	四八、〇〇〇・〇〇〇
五十四年目	三〇、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇	四八、〇〇〇・〇〇〇
小計	七三七、八八〇・〇〇〇	七八六、二四〇・〇〇〇	一、五二四、一二〇・〇〇〇
六十年目	一九二、五〇〇・〇〇〇	一六五、〇〇〇・〇〇〇	三五七、五〇〇・〇〇〇
六十一年目	一九二、五〇〇・〇〇〇	四九五、〇〇〇・〇〇〇	六八七、五〇〇・〇〇〇
六十二年目	一九二、五〇〇・〇〇〇	四九五、〇〇〇・〇〇〇	六八七、五〇〇・〇〇〇
六十三年目	一九二、五〇〇・〇〇〇	四九五、〇〇〇・〇〇〇	六八七、五〇〇・〇〇〇

年度	元金	元利累計	元金	元利累計	元金	元利累計
六十四年目		五七七、五〇〇・〇〇〇		三三〇、〇〇〇・〇〇〇		九〇七、五〇〇・〇〇〇
六十五年目		五七七、五〇〇・〇〇〇		三三〇、〇〇〇・〇〇〇		九〇七、五〇〇・〇〇〇
六十六年目		五七七、五〇〇・〇〇〇		三三〇、〇〇〇・〇〇〇		九〇七、五〇〇・〇〇〇
六十七年目		五七七、五〇〇・〇〇〇		三三〇、〇〇〇・〇〇〇		九〇七、五〇〇・〇〇〇
六十八年目		五七七、五〇〇・〇〇〇		三三〇、〇〇〇・〇〇〇		九〇七、五〇〇・〇〇〇
六十九年目		五七七、五〇〇・〇〇〇		三三〇、〇〇〇・〇〇〇		九〇七、五〇〇・〇〇〇
小計		四、二三五、〇〇〇・〇〇〇		三、六三〇、〇〇〇・〇〇〇		七、八六五、〇〇〇・〇〇〇
合計		四、九七二、八八〇・〇〇〇		四、四一六、二四〇・〇〇〇		九、三八九、一二〇・〇〇〇

第六號表 縣造林收支比較表

年度	支出		收入		収支差引	
	元金	元利累計	元金	元利累計	元金	元利累計
一年目	二二、八三、四九九	一三三、三三三・〇〇〇			〇一八、八三九・四九九	一三三、三三三・〇〇〇
二年目	二二、八六、三三三	二七、六二六・〇〇〇			〇二二、七七七・八三三	二七、六二六・〇〇〇
三年目	二四、九六、六六六	三三、九一三・〇〇〇			〇四五、三三三・〇〇〇	三三、九一三・〇〇〇
四年目	二六、一七、八八八	六五、六六六・〇〇〇			〇六五、三三三・〇〇〇	六五、六六六・〇〇〇
五年目	二九、二五、九七九	八九、九六六・〇〇〇			〇七六、六六六・〇〇〇	八九、九六六・〇〇〇

(〇印ハ損失)

年度	元金	元利累計	元金	元利累計	元金	元利累計
六年目	三〇、二〇、一〇一・〇〇〇	一一七、七七七・〇〇〇			〇三〇、九七九・〇〇〇	一一七、七七七・〇〇〇
七年目	三〇、三〇、〇〇〇・〇〇〇	一四八、〇〇〇・〇〇〇			〇三〇、三三三・〇〇〇	一四八、〇〇〇・〇〇〇
八年目	三〇、三三、七七七・〇〇〇	一七九、〇〇〇・〇〇〇			〇三〇、三三三・〇〇〇	一七九、〇〇〇・〇〇〇
九年目	三〇、三三、三三三・〇〇〇	二一〇、〇〇〇・〇〇〇			〇三〇、三三三・〇〇〇	二一〇、〇〇〇・〇〇〇
十年目	三〇、三三、三三三・〇〇〇	二四〇、〇〇〇・〇〇〇			〇三〇、三三三・〇〇〇	二四〇、〇〇〇・〇〇〇
小計		一一七、〇〇〇・〇〇〇				
十一年目	三〇、三三、三三三・〇〇〇	二七一、〇〇〇・〇〇〇			〇三〇、三三三・〇〇〇	二七一、〇〇〇・〇〇〇
十二年目	三〇、三七、五五五・〇〇〇	三〇二、〇〇〇・〇〇〇			〇三〇、三三三・〇〇〇	三〇二、〇〇〇・〇〇〇
十三年目	三〇、三七、五五五・〇〇〇	三三三、〇〇〇・〇〇〇			〇三〇、三三三・〇〇〇	三三三、〇〇〇・〇〇〇
十四年目	三〇、三七、五五五・〇〇〇	三六四、〇〇〇・〇〇〇			〇三〇、三三三・〇〇〇	三六四、〇〇〇・〇〇〇
十五年目	三〇、三七、五五五・〇〇〇	三九五、〇〇〇・〇〇〇	九八、六〇〇・〇〇〇	〇	〇三〇、三三三・〇〇〇	三六四、〇〇〇・〇〇〇
十六年目	三〇、三七、五五五・〇〇〇	四二六、〇〇〇・〇〇〇	九八、六〇〇・〇〇〇	〇	〇三〇、三三三・〇〇〇	四二六、〇〇〇・〇〇〇
十七年目	三〇、三七、五五五・〇〇〇	四八七、〇〇〇・〇〇〇	九八、六〇〇・〇〇〇	〇	〇三〇、三三三・〇〇〇	四八七、〇〇〇・〇〇〇
十八年目	三〇、三七、五五五・〇〇〇	五四八、〇〇〇・〇〇〇	九八、六〇〇・〇〇〇	〇	〇三〇、三三三・〇〇〇	五四八、〇〇〇・〇〇〇
十九年目	三〇、三七、五五五・〇〇〇	六〇九、〇〇〇・〇〇〇	九八、六〇〇・〇〇〇	〇	〇三〇、三三三・〇〇〇	六〇九、〇〇〇・〇〇〇
二十年目	三〇、三七、五五五・〇〇〇	六七〇、〇〇〇・〇〇〇	九八、六〇〇・〇〇〇	〇	〇三〇、三三三・〇〇〇	六七〇、〇〇〇・〇〇〇
小計		一一七、〇〇〇・〇〇〇				

二十一年目	五、三五・七〇〇	五、九六・三三六・〇〇〇	四、〇八〇・〇〇〇	一、九三・三三三・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
二十二年目	二、二七・二五〇	六、〇八、三五五・〇〇〇	四、〇八一・〇〇〇	二、〇六一・五三三・五三〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
二十三年目	二、二六・七〇〇	六、四三、二〇八・〇〇〇	四、〇八一・〇〇〇	二、〇六一・五三三・五三〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
二十四年目	二、一六・一五〇	六、六八、〇〇〇・〇〇〇	四、〇八一・〇〇〇	二、〇六一・五三三・五三〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
二十五年目	二、〇五・四〇〇	六、九二、八〇〇・〇〇〇	四、〇八一・〇〇〇	二、〇六一・五三三・五三〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
二十六年目	一、九四・六五〇	七、一七、六〇〇・〇〇〇	四、〇八一・〇〇〇	二、〇六一・五三三・五三〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
二十七年目	一、八四・〇〇〇	七、四二、四〇〇・〇〇〇	四、〇八一・〇〇〇	二、〇六一・五三三・五三〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
二十八年目	一、七三・二五〇	七、六七、二〇〇・〇〇〇	四、〇八一・〇〇〇	二、〇六一・五三三・五三〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
二十九年目	一、六二、五〇〇	七、九二、〇〇〇・〇〇〇	四、〇八一・〇〇〇	二、〇六一・五三三・五三〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
三十年目	一、五一、七五〇	八、一六、八〇〇・〇〇〇	四、〇八一・〇〇〇	二、〇六一・五三三・五三〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
小計	三、一一、二〇〇	—	四、〇八一・〇〇〇	—	—	—
三十一年目	一、四一、〇〇〇	一、〇八一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
三十二年目	一、三〇、二五〇	一、二五、八〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
三十三年目	一、一九、五〇〇	一、五〇、六〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
三十四年目	一、〇八、七五〇	一、七五、四〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
三十五年目	一、〇七、〇〇〇	一、九〇、二〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
三十六年目	一、〇六、二五〇	二、〇五、〇〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇

三十七年目	一、〇五、五〇〇	二、一九、八〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
三十八年目	一、〇四、七五〇	二、四四、六〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
三十九年目	一、〇四、〇〇〇	二、八九、四〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
四十年目	一、〇三、二五〇	三、一四、二〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
小計	一、〇二、五〇〇	—	一、〇八一・〇〇〇	—	—	—
四十一年目	一、〇一、七五〇	一、二九、〇〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
四十二年目	一、〇一、〇〇〇	一、五三、八〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
四十三年目	一、〇〇、二五〇	一、七八、六〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
四十四年目	九九、五〇〇	二、〇三、四〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
四十五年目	九九、七五〇	二、四八、二〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
四十六年目	九九、〇〇〇	二、九三、〇〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
四十七年目	九八、二五〇	三、三七、八〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
四十八年目	九七、五〇〇	四、二二、六〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
四十九年目	九六、七五〇	四、六七、四〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
五十年目	九六、〇〇〇	五、一二、二〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇
五十年計	一、〇〇、〇〇〇	—	一、〇八一・〇〇〇	—	—	—
五十一年目	九五、二五〇	五、六七、〇〇〇・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	一、〇八一・〇〇〇	〇	五、九六・三三六・〇〇〇

第二章 造林事業の計畫

五十二年目	二,四四九,五〇〇	三,六三三,四三〇・〇〇〇	四,〇〇〇・〇〇〇	九,一〇二,九三〇・〇〇〇
五十三年目	二,〇四七,五〇〇	三,八七三,八四〇・〇〇〇	四,〇〇〇・〇〇〇	八,九二一,三四〇・〇〇〇
五十四年目	二,〇四七,五〇〇	四,一〇九,五三〇・〇〇〇	四,〇〇〇・〇〇〇	八,一五七,〇三〇・〇〇〇
五十五年目	二,〇三三,〇〇〇	四,三五六,二六〇・〇〇〇	四,〇〇〇・〇〇〇	八,三四一,二六〇・〇〇〇
五十六年目	二,〇三三,〇〇〇	四,六三三,一九〇・〇〇〇	—	八,六六六,一九〇・〇〇〇
五十七年目	二,〇三三,〇〇〇	四,九〇一,五九〇・〇〇〇	—	八,九五五,五九〇・〇〇〇
五十八年目	二,〇三三,〇〇〇	五,一七〇,七四〇・〇〇〇	—	八,一四四,七四〇・〇〇〇
五十九年目	二,〇三三,〇〇〇	五,四四〇,〇〇〇・〇〇〇	—	七,六一一,七四〇・〇〇〇
六十年目	二,〇三三,〇〇〇	五,七一〇,〇〇〇・〇〇〇	—	六,三八一,七四〇・〇〇〇
六十一年目	二,〇三三,〇〇〇	五,九八〇,〇〇〇・〇〇〇	—	五,一五一,七四〇・〇〇〇
六十二年目	二,〇三三,〇〇〇	六,二五〇,〇〇〇・〇〇〇	—	四,〇二一,七四〇・〇〇〇
六十三年目	二,〇三三,〇〇〇	六,五二〇,〇〇〇・〇〇〇	—	二,八九一,七四〇・〇〇〇
六十四年目	二,〇三三,〇〇〇	六,七九〇,〇〇〇・〇〇〇	—	一,七六一,七四〇・〇〇〇
六十五年目	二,〇三三,〇〇〇	七,〇六〇,〇〇〇・〇〇〇	—	六,〇五九,〇〇〇・〇〇〇
六十六年目	二,〇三三,〇〇〇	七,三三〇,〇〇〇・〇〇〇	—	五,〇九二,〇〇〇・〇〇〇
六十七年目	二,〇三三,〇〇〇	七,六〇〇,〇〇〇・〇〇〇	—	四,一〇〇,〇〇〇・〇〇〇
小計	二〇,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,八〇〇,〇〇〇

六十八年目	一,〇三四,五〇〇	九,三三三,九九〇・〇〇〇	九,〇七〇,〇〇〇	二,〇六三,二五三・二八〇	八,二五一,二七六・六五〇	一一,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇
六十九年目	八二九,五〇〇	九,八七三,七七〇・〇〇〇	九,〇七〇,〇〇〇	二,一七七,七七七・九六〇	九,〇五三,八五八・六四〇	一一,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇
小計	一三,一五六,五〇〇	—	七,五〇七,五三〇・〇〇〇	—	—	—
合計	三三,一九六,五〇〇	九,八八九,七七七・〇〇〇	九,三三七,五三〇・〇〇〇	二,二七七,七六四・九六〇	九,〇七〇,八五八・六四〇	一一,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇

縣造林規定

- 第一條 縣造林は縣の基本財産を養成し及び水源涵養、土砂打止並に林業上の模範を期する目的を於て施行す
- 第二條 縣造林は明治三十九年度より着手し四十八年度迄十ヶ年を以て一期となし其間逐年繼續施行をなす
- 第三條 縣造林の種別は植樹造林天然生樹補助造林及び樹苗栽培の三種とす
- 第四條 縣造林は官有又は民有の土地を借入購入又は官有地譲與に依り施設す
- 第五條 縣造林にして官有地又は民有の借入を要するときは地上權を設定し契約により土地所有者へ造林収益の幾分若くは料金を償ふ
- 第六條 縣造林にして官民有土地を借入施行せんとするときは豫め其實行地に對し地上權の設定を契約し後年度實行計劃地に對しては地上權設定の豫約をなす
- 第七條 縣植樹造林に要する樹苗は附屬苗圃を設定し養成供給す但し植樹上必要苗木にして苗圃養成を俟つこと能はざる場合若くは養成苗木不足にして植樹造林を缺くときは當該年度經費豫算の範圍内に於て便宜苗木を購入す
- 第八條 苗圃の設置期間は縣造林上苗木の滿了を以て限度とす
- 第九條 苗圃養成樹苗の產出數にして當該年度に於ける造林の需用を充たし尙ほ殘餘を生じたるときは明治三十二年十一月埼玉縣令第六十一號苗木下附規則により無代下附す
- 第十條 縣造林事業經營のため左の職員を置き事業の繁閑に應じ適宜増減す

其二 造林事業計畫書

技師
技手
雇員

第十一條 縣造林の收入は凡て縣の基本財産に編入し特別會計となす

第三章 造林事業實行

其一、實行之方法

明治三十九年度事業開始と共に先以て秩父郡秩父町字下宮地に縣設苗圃を設置し縣造林植栽樹苗の供給を計り大正三年度迄九ヶ年間繼續實行し大正四年度植栽事業完了と共に本苗圃を廢止し補植用樹苗養成の目的を以て同郡影森村大字下影森に移轉して小面積の臨時苗圃を設く

明治四拾年度に至り植栽事業に着手し大正四年度迄九ヶ年間に實行したる植栽箇所面積其他の成績は以下各項に詳記の通りにして合計面積貳千二百四町步植栽苗木數八百一十一萬六千九百本とす明治三十九年監視人制度を設け同年五月苗圃に始めて監視人を置き同四十年六月に至り縣造林地にも又監視人を置く而して監視人は地元村民中斯業に熱心にして且つ名望あるものを選任し年額手當として三十圓乃至六十圓を支給し専ら擔當區域の野火防備其他保護取締を爲さしむ

明治四十五年四月に至り事業の進捗に伴ひ植栽面積の累加するに隨ひ用務の都度本廳より一々出張するの繁を避け一面經費の集約と事業の敏活を圖らむ爲め左記縣造林事務所規程を設け秩父郡秩父町郡役所内に埼玉縣造林事務所を置き林業技手二名を派出し専ら縣造林事業の實行を擔任せしめ尙縣造林地々元

に監視人十四名を配置し専ら造林地の保護に従事せしむ

埼玉縣造林事務所規程

第一條 埼玉縣造林事業の調査施行及監督の爲め秩父郡秩父町に埼玉縣造林事務所を置く

第二條 事務所詰員は林務に従事する職員中より之を命ず

第三條 埼玉縣林業技師若しくは詰員中の首席者を以て事務所主任とし所屬上官の指揮に従ひ縣造林事業に屬する事務に従事し所屬員及苗圃造林地監視人等を指揮監督す

第四條 詰員は各造林地を毎月二回以上巡視し造林其の他の事業地に對しては隨時出張して事業を施行すべし

第五條 詰員は巡回若しくは出張中常に左の事項に注意すべし

イ、縣造林に於ける有害鳥獸蟲類等の發生又は風雪火災其の他被害の有無

ロ、縣造林地内に於て樹木土石下草其の他産物の盜採有無の狀況

ハ、縣造林の成績狀況

ニ、縣造林地附近に於ける林野火入の狀況

ホ、出水等に於ける各支流出水の狀況

ヘ、縣造林地並に其の附近林野の崩壊地又は其處ある土地の所在廣袤現況、原因等、

ト、境界標保存の狀況

チ、其の他林野の被害異狀并に事業施行上必要と認むる事項

前項各號の被害并に狀況等に對しては相當の處置をなし且つ速に報告し上官の指揮を受くべし

第六條 縣造林縣苗圃又は其の附近に火災を生じたる時若しくは洪水等の爲め土地の崩壊流失を來す等

危害を及ぼすの虞ありと認むる時は直に現場に出張し應急防禦の處置をなすべし但し被害の際には第

一號様式に圖面を添付し遲滞なく報告すべし

第七條 詰員は縣造林并に縣苗圃事業施行に對し其の緩急時季の適否其の他利害の關係を審査し施行方

法取調書を調製し主務課に申告し指揮を受くべし

第八條 前條の指揮にして隨意契約に依り請負に付すべきものあるときは當事者二名以上の見積書を徵し上申すべし

但壹名の外見積書を徵する能はざる時は其の事由を具し申告すべし

第九條 請負人より請負契約期日の變更を出願したる時は意見を付し主務課に具申し指揮を受くべし

第十條 詰員に於て事業を中止するの必要を認めたる時は直に其の事由及期日を申告し指揮を受くべし

第十一條 詰員に於て契約の解除又は之に伴ふ處分の必要を認めたる時は其の事由を主務課に申告すべし

第十二條 詰員及監視人は造林地内に有害鳥獸繁殖し被害多くして銃器に依るに非ざれば驅除し能はずと認めたる時は害鳥獸の種類及被害の状況を詳しし捕獲證票を請求することを得

第十三條 詰員及監視人にして害鳥獸捕獲證票の交付を受けたる時は狩獵法及狩獵法施行規則の範圍内に於て誠實驅除に従事し決して濫用すべからず

第十四條 詰員及監視人の捕獲したる鳥獸は第二號様式により翌月五日限り所轄警察署に報告すべし

第十五條 監視人より満期許可證の返付ありたるときは意見を具し主務課に進達すべし

第十六條 詰員は第一號様式により毎月造林地及苗圃等の成績を取調べ翌月五日迄に報告すべし

第十七條 直營事業にありては着手及終了共其の都度報告すべし

第十八條 縣造林并に苗圃事業中にありては毎月一回以上第一號様式に依り事業の功程を報告すべし

第十九條 造林地巡視及事業の施行に就ては各其擔任區域を定むる事あるべし

第二十條 事務所主任は毎月所屬員の勤務を調査し第三號様式により翌月五日迄に報告すべし

第二十一條 事務所詰員には縣費支辨旅費規則第七條第一項を適用す

第二十二條 詰員の公休日は左の通り定む

- 四方拜 元始祭 孝明天皇祭 紀元節 春季皇靈祭 神武天皇祭 神嘗祭 天長節 新嘗祭 一月二日 十二月三十一日

但し事務の都合により必要な場合は公休日と雖ども出勤執務すべし

第廿三條 事務所には左の書類を備へ之を整理保管すべし

- 縣造林臺帳
- 縣苗圃臺帳
- 職員出勤簿
- 日誌 第四號様式
- 備品整理簿 第五號様式
- 消耗、事業材料品受拂簿 第六號様式
- 通信費受拂簿 第七號様式

第一號様式

何々ノ件 供回覽 知事 内務部長 勸業課長 技師 主任 備考 本表前書中何々とあるは新植補植手入 防火線實測被害土地借入其の他必要に 應じ適宜記入するものとす	裏面の事項を調査し 何々を添付及報告候也 年 月 日 事務所主任 勸業課長宛
---	--

第一號樣式

何々調査表

個 郡 村			大字 字		地 番	面 積		土 地 所 有 者
所 施 行 期 間			人 夫 總 數	平均一人一日功程		竣 功 見 込 面 積		完 了 期 日 豫 定
自 何 日	何 日 間							
至 何 日								

摘 要

第二號樣式
何月分有害鳥獸驅除報告

鳥 獸 名 種 別	數 量	住 所	獲 名 人

右及報告候也

年 月 日
警察署宛

事務所主任

○

第三號樣式

何月分勤務日數報告

外 業	內 務	公 休	缺 勤	氏 名

年 月 日

内務部長宛

一、翌月五日迄に報告すべし

何々事務所主任

第四號樣式

外 務	内 務	何 月 何 日	何 曜 日	天 候	主 任	印
其他事項						
何林業技手は本日より何日間の豫定を以て何事業(又は巡視)施行の爲何々造林地に向て出發せり						
何々技師來所苗圃事業の模様を實地案内せり						

共一 實行之方法

第五號様式

備品整理簿

月日	品名	適要	數稱	數量	使用者姓名	印
三月一日	何	購入又は受入	個			
同三十一日	同	何某の分何個返付				

一、各種目毎に口座を設け整理すべし

第六號様式

消耗事業材料品受拂簿

何々

月日	數稱	受拂	殘備	考	主任印

備考

一、消耗品及事業材料品とは別冊に調製すること

第七號様式

通信費受拂簿

年月日	送先	差出	種類	重量	受拂	拂	殘

縣苗圃及造林監視人服務心得

第一條 監視人は縣造林事務所詰員の指揮監督を受け其の職務に従事するものとす

第二條 監視人は苗圃又は縣造林地に於ける樹苗の生育安全を期する爲め雜草荆棘又は障害物の除去火風水災盜伐病虫害其他一切の被害に對する豫防々退及驅除に注意する等専ら樹苗の愛護に努むべし

第三條 監視人は苗圃又は造林地に於ける人夫の勞役を監視し苟も怠慢不正の行爲あるべからず

第四條 監視人は常に苗圃又は造林地の監視保護に精勵すべきは勿論日誌を備へ苗圃造林に關する細大

- 事項を詳記し縣造林事務所に報告し指揮を受くべし
但至急を要する場合は應急手段を施し直に報告すべし
- 第六條 監視人にして有害鳥獸捕獲許可證の交付を受けたる時は毎月三日迄に前月分の捕獲鳥獸名數量等を縣造林事務所へ報告し尙許可證滿期に至りたる時は直に同所に返納すべし
- 第七條 造林地監視人は常に火災豫防に注意し若し造林地に野火延燒の虞ある場合は直に相當の防備をなすと共に附近の巡査駐在所又は町村役場へ急報し消防に盡力すべし
- 第八條 苗樹監視人は苗圃用器具其の他の物品に關しては常に保存取締を嚴重にすべし
- 第九條 造林地監視人は造林地に於ける副産物採收の希望者ある時は其の旨縣造林事務所へ届出て指揮を受くべし
- 第十條 監視人は左記第一號様式通信簿を備へ發信の都度明記し置き第二號様式の請求書へ第三號様式の仕譯書を添付して毎年二月七月の兩度縣造林事務所へ差出すべし

第一號様式

通信簿

何月何日	宛名	發信人	種類	料金	備考
	縣應勸業課		切手一	〇三〇	何々の件

	同	林業技師何某	端書	〇一五	
	林業技師何某		電報字	二〇〇	
何々			數一五		

第二號様式

請求書

一金貳拾四錢五厘
但郵便電信料

右立替仕拂候に付御渡相成度別紙仕譯書添付此段請求候也

年 日 日

住 所 苗圃(造林)監視人 何 某 印

知 事 宛

第三號様式

郵便電信料支拂仕譯書
一金貳拾四錢五厘

其一 實行之方法

第一	第二	第一	第二
明治四拾年 四月 壹日	明治四拾壹年 四月 壹日	明治四拾年 四月 壹日	明治四拾貳年 四月 壹日
一原野臺帳面積九町四畝貳拾步 一縣同野臺帳面積七町五畝參步 一原野臺帳面積六町五畝參步 合計面積五拾六町壹反五畝貳拾八步	埼玉縣秩父郡高篠村大字山田四千四百拾九番 字久保 山林臺帳面積參町六段八畝貳拾壹步 同縣同郡同村大字同四千四百貳拾番字久保 山林臺帳面積四町六段參畝貳拾八步 久保同郡同村大字同四千四百貳拾壹番字堂 山林臺帳面積四段壹畝拾八步 久保同郡同村大字同四千四百貳拾貳番字堂 山林臺帳面積壹段六畝參步 久保同郡同村大字同四千四百貳拾參番字堂 山林臺帳面積九町七段六畝六步 同縣同郡同村大字同四千四百貳拾四番字	埼玉縣秩父郡久保村字マサイ瀧平千五 百五拾貳番 一山林臺帳面積壹町六反九畝拾八步 一山林臺帳面積貳町五畝參番 同縣同郡同村字同六畝拾六步 一山林臺帳面積四反六畝拾四步 合計面積五町貳反貳拾四步	埼玉縣秩父郡高篠村大字上影森字奥橋立山 林七百拾壹番ノ拾貳 實測面積百五拾町步
埼玉縣知事 大久保利武	埼玉縣知事 鳥田剛太郎	埼玉縣秩父郡大 宮町大字大宮百 七拾壹番 柿原 定吉	埼玉縣秩父郡高 篠村土地管理者 松本金太郎 大島 治平
明治四拾年四月 六拾ケ年	明治四拾壹年四月 至同 百貳年參月 六拾ケ年	明治四拾年四月 至同 九拾九參年參月 六拾ケ年	明治四拾貳年四月 至同 百貳年參月 六拾ケ年

第二	第一	第二	第一
明治四拾貳年 四月 壹日	明治四拾貳年 四月 壹日	明治四拾貳年 四月 壹日	明治四拾貳年 四月 壹日
埼玉縣秩父郡高篠村大字定峯千百拾五番字 ソング 山林臺帳面積壹畝拾九步 同縣同郡同村大字同千五百拾六番字ソング 山林臺帳面積參町壹段五畝拾七步 同縣同郡同村大字同千五百拾七番字ソング 山林臺帳面積四町參段九畝拾七步 同縣同郡同村大字同千五百拾七番字ソング 山林臺帳面積同村大字同千貳拾壹番字ヤナガ マ 山林臺帳面積貳町八段六畝拾五步 同縣同郡同村大字同千貳拾貳番字細ガヤ 同縣同郡同村字同千貳拾參番字細ガヤ 同縣同郡同村字同千貳拾肆番字細ガヤ 同縣同郡同村字同千貳拾伍番字細ガヤ 同縣同郡同村字同千貳拾陸番字細ガヤ 同縣同郡同村字同千貳拾柒番字細ガヤ 同縣同郡同村字同千貳拾捌番字細ガヤ 同縣同郡同村字同千貳拾九番字細ガヤ 同縣同郡同村字同千貳拾十番字細ガヤ 同縣同郡同村字同千貳拾一 同縣同郡同村字同千貳拾二 同縣同郡同村字同千貳拾三 同縣同郡同村字同千貳拾四 同縣同郡同村字同千貳拾五 同縣同郡同村字同千貳拾六 同縣同郡同村字同千貳拾七 同縣同郡同村字同千貳拾八 同縣同郡同村字同千貳拾九 同縣同郡同村字同千貳拾十 同縣同郡同村字同千貳拾一 同縣同郡同村字同千貳拾二 同縣同郡同村字同千貳拾三 同縣同郡同村字同千貳拾四 同縣同郡同村字同千貳拾五 同縣同郡同村字同千貳拾六 同縣同郡同村字同千貳拾七 同縣同郡同村字同千貳拾八 同縣同郡同村字同千貳拾九 同縣同郡同村字同千貳拾十	久保 山林臺帳面積九町七段六畝六步 同縣同郡同村大字同四千四百貳拾四番字 久保 山林臺帳面積四段壹畝拾八步 同縣同郡同村大字同四千四百貳拾壹番字堂 久保 山林臺帳面積壹段六畝參步 同縣同郡同村大字同四千四百貳拾參番字堂 久保 山林臺帳面積九町七段六畝六步 同縣同郡同村大字同四千四百貳拾四番字	久保 山林臺帳面積九町七段六畝六步 同縣同郡同村大字同四千四百貳拾四番字	久保 山林臺帳面積九町七段六畝六步 同縣同郡同村大字同四千四百貳拾四番字
埼玉縣知事 鳥田剛太郎	埼玉縣知事 鳥田剛太郎	埼玉縣秩父郡高 篠村土地管理者 高篠村長 大島 治平	埼玉縣秩父郡高 篠村土地管理者 高篠村長 大島 治平
明治四拾貳年四月 六拾ケ年	明治四拾貳年四月 至同 百貳年參月 六拾ケ年	明治四拾貳年四月 至同 百貳年參月 六拾ケ年	明治四拾貳年四月 至同 百貳年參月 六拾ケ年

第三	七月拾參日	一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步	島田剛太郎	拾七番地 淺見 竹松	廿壹日 六拾ケ年
明治四拾參年		一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步			
第三	七月拾參日	一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步	島田剛太郎	拾七番地 淺見 竹松	廿壹日 六拾ケ年
明治四拾參年		一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步			
第三	七月拾參日	一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步	島田剛太郎	拾七番地 淺見 竹松	廿壹日 六拾ケ年
明治四拾參年		一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步			

第三	明治四拾參年 七月拾參日	一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步	島田剛太郎	拾七番地 淺見 竹松	廿壹日 六拾ケ年
第三	明治四拾參年 七月拾參日	一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步	島田剛太郎	拾七番地 淺見 竹松	廿壹日 六拾ケ年
第三	明治四拾參年 七月拾參日	一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步	島田剛太郎	拾七番地 淺見 竹松	廿壹日 六拾ケ年
第三	明治四拾參年 七月拾參日	一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步	島田剛太郎	拾七番地 淺見 竹松	廿壹日 六拾ケ年
第三	明治四拾參年 七月拾參日	一計一 原野臺帳面積拾四町四段四畝貳拾貳步 山林臺帳面積貳拾五町五段壹畝拾四步 此實測面積參拾八町九段九畝拾七步	島田剛太郎	拾七番地 淺見 竹松	廿壹日 六拾ケ年

第三	第三	第三	第三
明治四拾參年 八月拾日	明治四拾參年 八月拾日	明治四拾參年 八月拾日	明治四拾參年 八月貳日
一 琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾 一 山林臺帳面積壹町六段八畝拾六步 一 實測面積貳町六段八畝拾六步	一 琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾 一 山林臺帳面積壹町七段參畝貳拾貳步 一 實測面積拾壹町七段參畝貳拾貳步	一 琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾 一 山林臺帳面積貳町四畝拾五步 一 同縣同郡同村字下木影參千五百五拾六番 一 山林臺帳面積貳町參段八畝拾七步 一 外岩石拾五町五段五畝五步 一 合計面積貳拾參町九段九畝貳拾貳步 一 實測面積貳拾六町九段貳畝拾貳步	一 琦玉縣秩父郡大瀧村大字大瀧五千九拾八 番イ號字大瀧高ノ子奧 一 山林臺帳面積壹段參畝步 一 外ニ拾壹町八段七畝步岩石 一 實測面積百七拾壹町參段四畝步
琦玉縣知事 島田剛太郎	琦玉縣知事 島田剛太郎	琦玉縣知事 島田剛太郎	琦玉縣知事 島田剛太郎
琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾	琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾	琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾	右代表者 大瀧村大字大瀧五千九拾八番イ號字大瀧高ノ子奧 右代表者 大瀧村大字大瀧五千九拾八番イ號字大瀧高ノ子奧
自明治四拾四年 四月壹日 至同 參月參拾壹日 六拾々年	自明治四拾四年 四月壹日 至同 參月參拾壹日 六拾々年	自明治四拾四年 四月壹日 至同 參月參拾壹日 六拾々年	自明治四拾四年 四月壹日 至同 參月參拾壹日 六拾々年

第三	第三	第三	第三
明治四拾參年 九月貳拾八日	明治四拾參年 九月貳拾八日	明治四拾參年 九月貳拾八日	明治四拾參年 九月貳拾八日
一 琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百四拾 七番 一 山林臺帳面積壹町五段七畝貳拾九步 一 此實測面積參町貳段六畝貳拾六步	一 琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾 一 山林臺帳面積壹町貳段四畝九畝貳拾貳步 一 同縣同郡同村字下木影參千五百五拾四番 一 山林臺帳面積壹町貳段四畝九畝貳拾貳步 一 合計面積拾九町四段九畝貳拾貳步 一 此實測面積拾四町四段九畝貳拾貳步	一 琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾 一 山林臺帳面積壹町貳段四畝九畝貳拾貳步 一 同縣同郡同村字下木影參千五百五拾四番 一 山林臺帳面積壹町貳段四畝九畝貳拾貳步 一 合計面積拾九町四段九畝貳拾貳步 一 此實測面積拾四町四段九畝貳拾貳步	一 琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾 一 山林臺帳面積壹町貳段四畝九畝貳拾貳步 一 同縣同郡同村字下木影參千五百五拾四番 一 山林臺帳面積壹町貳段四畝九畝貳拾貳步 一 合計面積拾九町四段九畝貳拾貳步 一 此實測面積拾四町四段九畝貳拾貳步
琦玉縣知事 島田剛太郎	琦玉縣知事 島田剛太郎	琦玉縣知事 島田剛太郎	琦玉縣知事 島田剛太郎
琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百四拾七番	琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾	琦玉縣秩父郡浦山村字下木影參千五百五拾	右代表者 大瀧村大字大瀧五千九拾八番イ號字大瀧高ノ子奧 右代表者 大瀧村大字大瀧五千九拾八番イ號字大瀧高ノ子奧
自明治四拾四年 四月壹日 至同 參月參拾壹日 六拾々年	自明治四拾四年 四月壹日 至同 參月參拾壹日 六拾々年	自明治四拾四年 四月壹日 至同 參月參拾壹日 六拾々年	自明治四拾四年 四月壹日 至同 參月參拾壹日 六拾々年

第三章 造林事業實行

第三	第三
大正貳年 貳月四日	大正元年 拾貳月貳拾日
<p>一 山林臺帳面積壹町壹段貳畝貳拾八步 此實測面積壹町參段參畝步</p>	<p>一 山林臺帳面積貳町壹段七畝貳拾六步 外岩石九段貳畝步 此實測面積五町七段步</p>
<p>埼玉縣秩父郡浦山村字萩ノ久保參千九百參拾番 一 山林臺帳面積壹町壹段貳畝貳拾八步 此實測面積壹町參段參畝步</p>	<p>埼玉縣秩父郡浦山村字萩ノ久保參千九百貳拾參番 一 山林臺帳面積貳町壹段七畝貳拾六步 外岩石九段貳畝步 此實測面積五町七段步</p>
埼玉縣知事 島田剛太郎	埼玉縣知事 島田剛太郎
<p>同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步</p>	<p>同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步</p>
自大正貳年 四月壹日	自大正元年 拾貳月貳拾日

其一 實行之方法

大正貳年	
<p>一 山林臺帳面積貳町六段貳畝貳拾六步 同縣同郡同村貳千百參拾番字拂指</p>	
埼玉縣知事 島田剛太郎	<p>同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步 同縣同郡同村壹拾貳畝貳拾八步</p>
自大正貳年 四月壹日	

第三
參月壹日

山林臺帳面積七町九段九畝貳拾七步
合計臺帳面積拾八町貳段七畝拾七步
此實測面積貳拾八町貳段七畝拾七步

第一 大正貳年 四月壹日	
<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	
<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	
<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步
<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步

第一 大正貳年 四月壹日	第一 大正貳年 四月壹日	第一 大正貳年 四月壹日
<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步
<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步
<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步
<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步 	<ul style="list-style-type: none"> 一原野臺帳面積四町貳段七畝拾貳步 一外野臺帳面積拾九町八畝拾四步 此實測面積拾九町八畝拾四步

其一 實行之方法

<p>第五 大正參年 拾壹月貳拾日</p>	<p>外岩石四拾七町四反七畝壹歩ノ内 實測面積參拾七町貳反壹畝歩</p>	<p>埼玉縣知事 昌谷 彰</p>	<p>右代表者 同寺住職 千代 謙道 秩父郡大瀧村大 字大瀧四拾八番 地 内藤龜三郎 同郡同村大字同 參拾五番地 三郎 同郡同村大字同 參拾七番地 民吉 山中</p>	<p>自大正四年 四月壹日 至同六拾四年 參月參拾壹日 六拾ケ年</p>
<p>第一 大正參年 拾壹月貳拾日</p>	<p>埼玉縣秩父郡大瀧村大字大瀧字大血川高ヲ 子奧五千九百八十八番イ號 山林臺帳面積壹反參畝歩 外岩石拾壹町八反七畝歩 此實測面積百壹町貳反歩</p>	<p>埼玉縣知事 昌谷 彰</p>	<p>右代表者 同寺住職 謙道 秩父郡大瀧村 大字大瀧四拾 八番地 内藤龜三郎 同郡同村大字同 參拾五番地 三郎 同郡同村大字同 參拾七番地 民吉 山中</p>	<p>自大正四年 四月壹日 至同六拾四年 參月參拾壹日 六拾ケ年</p>
<p>第一 大正四年 貳月拾日</p>	<p>原野臺帳面積五反歩 此實測面積貳拾貳町五反歩</p>	<p>埼玉縣知事 昌谷 彰</p>	<p>埼玉縣秩父郡大瀧村大字三峰字桂平參百貳 拾九番口號 山林反別五拾七町六反歩 此實測面積七拾貳町七反歩 同縣同郡同村大字大瀧字大血川向山五千貳 百壹番ノ五號 山林反別拾五町九反八歩 内岩石拾四町九反八歩 此實測面積九拾貳町八反參畝歩</p>	<p>自大正四年 四月壹日 至同六拾四年 參月參拾壹日 六拾ケ年</p>

<p>第一 大正四年 三月參拾日</p>	<p>原野臺帳面積五反歩 此實測面積貳拾貳町五反歩</p>	<p>埼玉縣知事 昌谷 彰</p>	<p>埼玉縣秩父郡大瀧村大字三峰字桂平參百貳 拾九番口號 山林反別五拾七町六反歩 此實測面積七拾貳町七反歩 同縣同郡同村大字大瀧字大血川向山五千貳 百壹番ノ五號 山林反別拾五町九反八歩 内岩石拾四町九反八歩 此實測面積九拾貳町八反參畝歩</p>	<p>自大正四年 四月壹日 至同六拾四年 參月參拾壹日 六拾ケ年</p>
------------------------------	-----------------------------------	-----------------------	--	--

第一様式

地上權及部分林設定契約書

埼玉縣 郡 町村 大字 字 地番

山林臺帳面積 町 反 畝 歩

前記土地に對し當事者間に於て左の條件に従ひ地上權を設定し同時に部分林の設定を爲すことを契約す
壹、地上權の存続期間は 年 月より 年 月に至る迄 拾ケ年とす

貳、本契約は之を登記するものとす

參、部分林の存続期間は 年とす

但し植栽したる樹木成長の状況及時價變動の關係に因り縣に於て森林經濟上必要ありと認むるときは五ヶ年の範圍内に於て造林存

其 一 實行之方法

續期間を變更することあるへし

四、部分林の植栽は杉扁柏を合して壹町歩に對し約……本とし 年 月 日より始め 年 月 日に完了するものとす

五、造林は縣に於て經營し其の費用は縣の負擔とす

但し其の土地に對する一切の公費は土地所有者の負擔とす

六、主伐は部分林存續期間の終りに於てし間伐は植栽後拾五ヶ年日より開始し爾後五ヶ年乃至拾ヶ年目毎に於て適宜施行するものとす

七、植栽後參拾ヶ年迄の間伐部分は植樹數の百分の四拾參以内とす

八、間伐樹木は縣の選定に據るものとす

九、參拾ヶ年後に於ける間伐及主伐の收益は其の百分の七拾を縣の收得とし百分の參拾を土地所有者の收得とす

拾、左に掲ぐるものは縣の收得とす

壹、植栽後參拾ヶ年迄に於ける間伐木

貳、枯損木、挫折木、顛倒木、危險木、支障木、其の他の損害木

參、盜伐誤伐木、及冒認伐採木

四、下草、落葉、樹實、菌蕈類、枝條及皆伐以下現存の根株

拾壹、前項第二號、第參號に該當する樹木にして見積價格金五拾圓を越ゆるもの天然生育の樹木は第九項の分收法に據る

拾貳、收益の分收は樹木の賣却代金又は材積を以てす

拾參、樹木の賣却は縣に於て之を公賣に付す

但し特別の事情ある場合は當事者間に於て合議の上之を特賣することを得、此場合に於て賣却價格一致せざるときは貳名以上の評

價人を選定し其の價格を評定せしむ

拾四、樹木材積分收は當事者及相當技術者立會の上之を定む

拾五、當事者は造林に關し左の事項に付保護注意を爲すの義務あるものとす

壹、火災豫防及消防

貳、盜伐、誤伐、冒認、侵襲其の他人爲加害の豫防及防止

參、標柱木、及境界標の保存

右契約締結の證として本證書貳通を作成し各自其の壹通を領置す

年 月 日

契約者

同 埼玉縣知事

同

埼玉縣 郡 町村大字

第三様式

地上權及部分林設定契約書

埼玉縣 郡 町村

大字 字 地番

一山林臺帳面積 町 反 畝 歩

前記の土地に對し當事者間に於て左の條件に従ひ地上權を設定し同時に部分林の設定を爲すことを契約す

壹、地上權の存續期間は 年 月より 年 月に至る迄六拾ヶ年とす

貳、地上權は之を登記するものとす

參、部分林の存續期間は六拾ヶ年とす

但し植栽したる樹木成長の狀況及時價變動の關係に因り縣に於て森林經濟上必要ありと認むるときは五ヶ年の範圍内に於て造林存

續期間を變更することあるべし

四、部分林の植栽は杉扁柏を合して壹町歩に對し約……本とし 年 月より始め 年 月 日に完了するものとす

其一 實行之方法

- 五、造林は縣に於て經營し其の費用は縣の負擔とす
但し其の土地に對する一切の公費は土地所有者の負擔とす
- 六、主伐は部分林存続期間の終りに於てし間伐は植栽後拾五ヶ年目より開始し爾後五ヶ年乃至拾ヶ年目毎に於て適宜施行するものとす
- 七、植栽後參拾ヶ年迄の間伐部分は植樹數の百分の四拾參以内とす
- 八、間伐樹木は縣の選定に據るものとす
- 九、參拾ヶ年後に於ける間伐及主伐の収益は其の百分の七拾を縣の取得とし百分の參拾を土地所有者の取得とす
拾、左に掲ぐるものは縣の取得とす
壹、植栽後參拾ヶ年迄に於ける間伐木
貳、枯損木、挫折木、顛倒木、危險木、支障木其の他の損害木
參、盜伐、誤伐木、及冒認伐採木
四、下草、落葉、樹實、菌蕈類、枝條及皆伐以前現存の根株
拾壹、前項第貳號第參號に該當する樹木にして見積價格金五拾圓を超ゆるものは第九項の分收法に據る
拾貳、収益の分收は樹木の賣拂代金、又は材積を以てす
拾參、樹木の賣却は縣に於て之を公賣に付す
但し特別の事情ある場合は當事者間に於て合議の上之を特賣することを得此場合に於て賣却價格一致せざるときは貳名以上の評價人を選定し其の價格を評定せしむ
拾四、樹木の材積分收は當事者及相當技術者立會の上之を定む
拾五、當事者は造林に關し左の事項に付保護注意を爲すの義務あるものとす
壹、火災豫防及消防
貳、盜伐、誤伐、冒認、侵襲其の他人爲加害の豫防及防止

參、標柱木、及境界標の保存

拾六、造林提供地に存する總ての立木竹其の他雜草木の類は縣に於て處分をなすも異議なきこと

但し部分林設定後天然に生育したる總ての雜木は部分林と看做し第九項に依り分收するものとす
右契約締結の證として本證書貳通を作成し各自其の壹通を領置す

年 月 日

契約者

埼玉縣知事

同

埼玉縣 郡 町村

第三 様式

地上權及部分林設定契約書

埼玉縣秩父郡 町村大字 字 地番

一山林臺帳面積 町 反 畝 歩

前記の土地に對し當事者間に於て左の條件に従ひ地上權を設定し同時に部分林の設定を爲すことを契約す

壹、地上權の存続期間は 年 月より 年 月に至る迄 年とす

貳、地上權は之を登記するものとす

參、部分林の存続期間は 年とす

但し植栽したる樹木成長の狀況及時價變動の關係に因り縣に於て森林經濟上必要ありと認むるときは五ヶ年の範圍内に於て造林存続期間を変更することあるべし

其一 實行之方法

- 四、部分林の植栽は杉、扁柏を合して壹町歩に對し……年……月より始め……年……月……日迄に完了するものとす
- 五、造林は縣に於て經營し其の費用は縣の負擔とす
但し其の土地に對する一切の公費は土地所有者の負擔とす
- 六、主伐は部分林存續期間の終りに於てし間伐は植栽後拾五ヶ年目より開始し爾後五ヶ年乃至拾ヶ年目毎に於て適宜施行するものとす
- 七、植栽後參拾ヶ年迄の間伐割合は植樹數の百分の四拾參以内とす
- 八、間伐樹木は縣の選定に據るものとす
- 九、參拾ヶ年後に於ける間伐及主伐の収益は其の百分の七拾を縣の收得とし百分の參拾を土地所有者の收得とす
拾、左に掲ぐるものは縣の收得とす
- 壹、植栽後、參拾ヶ年迄に於ける間伐木
- 貳、枯損木、挫折木、顛倒木、危險木、支障木其の他の損害木
- 參、盜伐、誤伐木、及冒認伐採木
- 四、下草、落葉、樹實、菌叢類、枝條及皆伐以前現存の根株
- 拾壹、前項第貳號、第參號に該當する樹木にして見積價格金五拾圓を超えるものは第九項の分收法に據る
- 拾貳、収益の分收は樹木の賣拂代金又は材積を以てす
- 拾參、樹木の賣却は縣に於て之を公賣に付す
但し特別の事情ある場合は當事者間に於て合議の上之を特賣することを得、此場合に於て賣却價格一致せざるときは貳名以上の評價人を選定し其の價格を評定せしむ
- 拾四、樹木の材積分收は當事者及相當技術者立會の上之を定む
- 拾五、當事者は造林に關し左の事項に付保護注意を爲すの義務あるものとす
- 壹、火災豫防及消防
- 貳、盜伐、誤伐、冒認、侵襲其の他人爲加害の豫防及防止
- 參、標柱木、及境界標の保存
- 拾六、造林提供地に存する總ての立木竹は……年……月……日迄に土地所有者に於て造林地外に搬出すること

右契約締結の證として本證書貳通を作成し各自其の壹通を領置す

年 月 日

契約者

埼玉縣知事

同

埼玉縣 郡 町村大字

第四様式

部分林設定契約書

武藏國 郡 村大字 字 地番

一國有林臺帳面積 町 反 畝 歩

植栽樹木の種類 杉扁柏

植栽期間壹ヶ年（明治四拾參年）補植第壹回同四拾四年同第貳回同四拾五年

收益分收割合 參國七縣

存續期間 六拾ヶ年自四拾貳年五月至全百貳年四月

伐 期 六拾年

伐採回数 主伐壹回

其一 實行之方法

第三章 造林事業實行

右林野に對し部分林設定承諾相成候に付ては國有林野部分林規則及國有林野法施行規則並に左記の條項を承諾し双方署名捺印の上各臺通を領收し置くものなり

明治四拾貳年五月四日

東京大林區署長

山林技師 有田正盛

埼玉縣知事 島田剛太郎

- 一 造林者は造林豫定圖及造林設計書に依り造林を行ふべし若し之が變更を要するときは當該官廳の認可を受くべし
- 一 造林者植樹を終りたるときは直に其の旨を届出つべし
- 一 境界標の立替を要するときは當該官廳の指定期間内に其の指揮に従て建設すべし
- 一 國有林野部分林規則第四條の行爲をなさんとするととき及同規則第八條に掲ぐる産物を採取せんとするときは豫め届出當該官廳の指揮を請ふべし

一 國有林野部分林規則第七條に掲ぐる造林者の義務に關し當該官廳の指揮あるときは其の指揮に従ふべし

一 部分林に關し當該官廳に於て報告を徴したるときは直に之を差出すべし

一 地所引渡を爲すへき官廳は秩父小林區署とす

一 地所引渡は四拾貳年拾月とす

一 地所引渡の場所は前記國有林内

以上

第五様式

地上權設定契約書

埼玉縣 郡 町村 大字 字 地番

一 山林臺帳面積 町 段 畝 歩

實測面積 町 段 畝 歩

前記土地に對し當事者間に於て左の條件に従ひ地上權の設定を爲すことを契約す

壹、地上權の存續期間は：：年：：月より：：年：：月に至る迄：：年とす

但し植栽したる樹木成長の狀況及時價變動の關係に依り縣に於て森林經濟上必要ありと認むるときは五ヶ年の範圍内に於て造林存續期間を變更することあるも土地所有者は異議を唱へざること

貳、地上權は之を登記するものとす

參、借地料は實測面積壹町歩に付年額壹圓とし毎年四月之を支拂ふこと

四、造林地に對する一切の公費は土地所有者の負擔たること

五、造林上の都合に依り地形を變更するも土地所有者は異議を申立つることを得ず

六、造林以前より造林地内現存せる根株は縣の收得とす

七、土地所有者は縣に於て：：年造林着手迄に造林上支障の立木竹を伐採し造林地外に搬出すること

右契約締結の證として本證書貳通を作成し各自其の壹通を領置す

年 月 日

契約者

埼玉縣知事

同

埼玉縣 郡 町村大字

事業實行の方法は植付及苗圃事業は何れも直營を以て施行し地拵及手入刈拂事業、固定防火線、又は荷造

其一 實行之方法

運搬等は概ね請負事業と爲し地拵にありては多く植栽の前年度に於て施行するを通例とす
尙縣造林創始時代より現在に至るまで之に關係せる職員の異動を示せば左の如し

縣造林事業關係職員

其一

知事	官名	氏名	在職期間	部	氏名	在職期間
大久保利武	第一部長事務官	横山三郎	自明治三十三年四月六年十ヶ月 至同四十年一月十ヶ月	内務部長	成毛基雄	自同五年五月 至同五年十月
島田剛太郎	第三部長事務官	中村雅治	自同三十八年七月 至同三十九年七月	内務部長	阿部龜彦	自同五年六月 至同五年十月
添田敬一郎	第一部長事務官	今野東吾	自同四十一年一月 至同四十一年四月	内務部長	三宅源之助	自同四十二年六月 至同四十二年六月
昌谷彰	内務部長事務官	中川望	自同四十一年四月 至同四十一年六月	内務部長	伊藤昌庸	自同四年一月 至同四年一月
岡田忠彦	内務部長	三宅源之助	自同四十二年六月 至同四十二年六月	内務部長	長田一郎	自同四年一月 至同四年一月
	内務部長	阿部龜彦	自同五年六月 至同五年十月	内務部長	針谷吾作	自同四年二月 至同四年二月
	内務部長	成毛基雄	自同五年五月 至同五年十月	内務部長	萩原玄太郎	自同四年四月 至同四年四月

其二

地方	官名	氏名	在職期間	勸業	氏名	在職期間
農務課長	農務課長	戸田五郎彦	自明治三十九年五月 至同四十年七月	勸業課長事務官	大城戸宗重	自同四十年七月 至同四十年七月
農務課長	農務課長	戸田五郎彦	自明治三十九年五月 至同四十年七月	勸業課長事務官	萩原玄太郎	自同四年四月 至同四年四月
農務課長	農務課長	戸田五郎彦	自明治三十九年五月 至同四十年七月	勸業課長事務官	萩原玄太郎	自同四年四月 至同四年四月
農務課長	農務課長	戸田五郎彦	自明治三十九年五月 至同四十年七月	勸業課長事務官	萩原玄太郎	自同四年四月 至同四年四月

氏名	在職期間	氏名	在職期間	氏名	在職期間
横山惟二	自大正四年一月 至同四年七月	大城戸宗重	自同四十年七月 至同四十年七月	小島佐之次郎	自同四十二年一月 至同四十二年一月
伊藤仁吉	自同四年七月 至同四年十月	萩原玄太郎	自同四年四月 至同四年四月	小倉長作	自同四十一年三月 至同四十一年三月
村松武美	自同五年四月 至同五年六月	針谷吾作	自同四年二月 至同四年二月	永屋好松	自同四十二年四月 至同四十二年四月
豊田熊次郎	自同六年七月 至同六年七月	長田一郎	自同四年一月 至同四年一月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月

其三

主	任	技	師	氏名	在職期間	林	業	技	手	氏名	在職期間
山崎種美	自明治三十八年五月 至同四十年七月	大津忠俊	自明治四十二年四月 至同四十二年七月	小島佐之次郎	自同四十二年一月 至同四十二年一月	小倉長作	自同四十一年三月 至同四十一年三月	永屋好松	自同四十二年四月 至同四十二年四月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月
江草重忠	自同四十年八月 至同四十年八月	楡佐徳太郎	自同四十二年五月 至同四十二年五月	小倉長作	自同四十一年三月 至同四十一年三月	永屋好松	自同四十二年四月 至同四十二年四月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月
秋山賢夫	自同四十二年八月 至同四十二年八月	小武海藤藏	自同四十二年三月 至同四十二年三月	永屋好松	自同四十二年四月 至同四十二年四月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月
大澤龜太郎	自同四十四年五月 至同四十四年五月	大原守治	自同四十六年七月 至同四十六年七月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月	宮原次人	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月
	自同四十四年五月 至同四十四年五月	八木穂三郎	自同四十六年七月 至同四十六年七月	町田常吉	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月	町田常吉	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月	町田常吉	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月	町田常吉	自同四十四年十一月 至同四十四年十一月

縣造林所在地は秩父郡中、大瀧村、浦山村、影森村、横瀬村、名栗村、芦ヶ久保村、高篠村、槻川村、矢納村、日野澤村及び企郡大河村の拾ヶ村に亘り植栽面積二千二百四町歩にして之を左記十九事業區に區分し尙各事業區を七十四林班二百五十七小班に分ちて施業區域を定め各事業區には監視人を置き野

其一 實行之方法

一〇五

火其他の保護取締を擔任せしむ

イ	鍛柄山事業區	二林班	六小班
ロ	燒山事業區	三林班	十二小班
ハ	橋立事業區	三林班	九小班
ニ	高篠事業區	二林班	六小班
ホ	定峯事業區	一林班	十一小班
ヘ	廣川原事業區	九林班	三十二小班
ト	槻川事業區	五林班	二十六小班
チ	牛バミ事業區	二林班	五小班
リ	下木影事業區	四林班	三十三小班
ヌ	萩久保事業區	三林班	九小班
ル	大血川事業區	九林班	十二小班
ヲ	生川事業區	八林班	十七小班
ワ	拂指事業區	一林班	二小班
カ	日野澤事業區	二林班	十四小班

ヨ	王域事業區	三林班	十三小班
タ	東神嶺事業區	三林班	九小班
レ	有馬事業區	五林班	十二小班
ソ	逆川事業區	六林班	二十三小班
ツ	三峰事業區	三林班	六小班

其二 植樹事業

(イ) 鍛柄山事業區

所在地、秩父郡芦ヶ久保村字鍛柄山、荒山

地勢、西北に面し傾斜二十二度とす

地質、秩父古生層中笠山層にして結晶片岩の風化分解せる礫質埴土とす

林地來歴、未立木地にして從來秩父郡大宮町有林なりしを明治四十年四月一日管理者と部分林設

定契約を締結し地上權登記済とす

運搬の便否、林地より二里二十町にして秩父市場に至り同市より鐵道便若くは荒川を利用し筏流

しにより運材の便あり

其二 植樹事業

- A、新植、面積四十八町一反九畝十八步、植栽本數杉一二五、一〇〇本扁柏八二、四〇〇本、明治四十年二月地拵着手四月二十四日より植栽を始め五月十六日終了す
- B、補植、杉一〇三、八〇〇本扁柏八五、八〇〇本、明治四十年五月一回補植四十二年五月二回補植四十五年五月三回補植を爲せり
- C、手入、明治四十年より毎年七月一回宛の手入刈拂を施行し四十四年に至り寒枯予防策として峰通り防火線に沿ひ幅二〇間は刈拂を中止し北面せる部分にして寒風熾烈なる局部には筋刈をなし其地は全部刈とし從來此二方法を實行するに至れり但し大正三年度は事業上の都合により一回手入刈拂を中止せり
- D、保護、周圍峰通り若くは野火延焼の虞ある場所は固定防火線延長八二二間を設け毎年秋季一回之れが堀浚を實行せり
而して本事業區及高篠、定峰の三事業區に對し野火の防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く
- E、成績、概して良好なるも字楨柄山の一部北面せる一小部分に於て寒風強烈の爲め寒枯の被害ありたるも其他の部分に於ては發育良好なり
本事業區の特に補植苗木數の多きは前項成績に記載したる如く一局部の寒枯被害區域に三回の

補植を爲したるに因る

(ロ)

焼山事業區

所在地、秩父郡芦ヶ久保村字牛ばみやしき入、マサイ瀧平、焼山

地勢、東南に面し傾斜平均二十三度

地質、秩父古生層にして石灰岩の風化分解せる埴質壤土とす

林地來歴、未立木地にして從來秩父郡大宮町柿原定吉所有地なりしを明治四十年四月一日部分林

設定契約を締結し四十一年七月十三日地上權登記済とす

運搬の便否、林地より半里を隔て縣道に至り夫れより二里半にして秩父市場に達す

A、新植、面積六十一町二反二十五步、植栽本數 杉一五六、〇〇〇本
扁柏八六、五〇〇本 明治四十四年一月十七日地拵着手四月三十日より植付五月二十九日終了す

B、補植、杉八六、四〇〇本扁柏六八、六〇〇本、明治四十一年四月一回補植四十二年五月二回補植同四十五年五月三回補植をなす

C、手入、明治四十年より毎年七八月の候一回宛手入刈拂をなし四十三年より寒枯豫防策として北面の寒風烈強の一局部に對し筋刈を施行し從來筋刈及全部刈の二方法を實行するに至れり
但し大正二年度に於て二十町歩同三年度より二十六町歩に生育佳良の爲め手入を要せざるに

至り就中最も發育佳良なる部分五町歩は大正三年十一月中第一回の枝打を施行せり
D、保護、周圍峯通りは全部固定防火線を設け此延長一、五一五間毎年秋期一回之れが堀浚を實行す

尙本事業區及牛ノミ事業區に對し野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く

E、成績、概して良好なるも北面せる一局部にして冬季風當り最も強烈なる部分に於て寒枯れの被害あり此分に對して第三回補植を爲し其他の部分は發育極めて佳良就中南面せる杉植栽地の如きは鬱蒼たる林相を爲し豫期以上の好成績と云ふを得べし

(ハ) 橋立事業區

所在地、秩父郡影森村大字上影森字奥橋立

地勢、西南に面し傾斜二十五度

地質、秩父古生層にして石灰岩の風化分解せる埴質壤土

林地來歴、七八年前の伐採跡地に萌芽せる雜木林にして從來秩父郡影森村有林なりしを明治四十四年四月一日管理者と部分林設定契約を締結し明治四十四年七月二十八日地上權登記を経たり運搬の便否、林地より三十町にして縣道に至り夫れより三十町にて秩父市場に達す

A、新植、面積百五十町歩、植栽本數 杉 二八五、五九四本
扁柏 三四四、四〇六本 明治四十年十一月地拵に着手し四十一年四月

月植付に着手全部完了の見込なりしも天災不可抗の爲め面積五十町歩を殘し中止するの止むなきに至り翌明治四十二年三月殘地五十町歩に對し地拵並に植付に着手同月三十日完了す

B、補植、杉一六、八三一本扁柏三三、七一九本、明治四十二年五月第一回補植同四十四年五月二回補植施行

C、手入、明治四十一年より毎年七八月の候一回宛の手入刈拂を爲したり

但大正三年度に於て事業上の都合により手入刈拂を實行せず

D、保護、毎年秋季に於て臨時防火線として焼切事業を施行し大正二年十二月野火延焼の虞ある部分に對し固定防火線を設け此延長六二四間に於て從來年々秋期に於て一回の堀浚を施行す尙本事業區に對し野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く

E、成績、極めて良好にして山麓又は澤通肥沃の場所にありては伸長三間餘周圍目通一尺に及び發育至つて旺盛なり

(ニ) 高篠事業區

所在地、秩父郡高篠村大字山田字栃久保堂久保、コクワツル、破風、裏長茅

地勢、北方に面し傾斜二十四度

地質、秩父古生層中最も古き層にして結晶片岩の礫質埴土とす

林地來歴、伐採跡地にして從來秩父郡高篠村有林なりしを明治四十二年四月一日管理者と賃借契約を締結し四十三年一月十日地上權登記済とす

運搬の便否、林地より二里十五町にして秩父市場に達す此間車馬の便あり

A、新植、面積五十一町九畝二十三歩、植栽本數 杉一六二、二〇〇本
扁柏六五、二五〇本 明治四十二年四月八日着手五月二日終了す

B、補植、杉一五、〇〇〇本扁柏七九、七〇〇本、明治四十三年四月第一回補植四十四年五月二回補植大正二年五月三回補植を爲せり而して扁柏補植數の多きは杉新植地にして北面せる部分寒枯れの被害あり此部分に對し扁柏苗木を補植したるを以てなり

C、手入、明治四十二年より毎年七八月の候一回宛の手入刈拂を爲し四十三年より寒枯豫防法の一助として北面せる部分は全部筋刈となし南面せる部分を全部刈となし從來此兩方法を實行し大正三年四月に至り樹苗發育と共に寒枯豫防として殘存せる雜木全部を刈取り以來全部刈の方法を實行するに至れり

D、保護、周圍峰通り全部固定防火線を設け此延長七三八間毎年秋季一回之れが堀浚をなす

尙本事業區及歟柄山、定峰の三事業區に對し野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く
E、成績、峰通りの風當り烈しき一局部にて發育不良のもの若干ありと雖概して良好の成績なり

(ホ) 定峯事業區

所在地、秩父郡高篠村大字定峯字ゾング、マシノタワ、フタニタ、細萱、ヤナガマ、セウブ久保地勢、西南に面し傾斜平均拾七度

地質、秩父古生層中最も古き層にして結晶片岩の礫質粘土

林地來歴、未立木地及一部は櫛樹の伐採跡地にして秩父郡高篠村大字定峯區有及全村若林慶次郎外二名所有土地なりしを明治四十貳年四月一日部分林設定契約を締結し四十三年中地上權登記済とす

運搬の便否、林地より貳里拾町にして秩父市場に達す此間車馬によるの便あり

A、新植、四拾六町七畝四歩、植栽本數 杉七八、八〇〇本
扁柏一〇六、二五〇本 明治四十二年四月廿八日着手五月廿五日完了す

B、補植、杉六七、八〇〇本扁柏四五、〇〇〇本、明治四十三年四月第一回補植、四十四年五月第二回補植四十五年四月三回補植をなす

比較的補植の多かりしは新植事業實行後稀有の旱魃續きなりし爲め植付樹苗の枯凋したるもの杉、扁柏共約五割に及びたるに因る

C、手入、明治四拾貳年より毎年七八月の候一回宛の手入刈拂を實行せり

D、保護、民有地に接し野火延焼の虞ある部分に對し固定防火線延長六八二間を設け毎年秋期一回堀浚を爲す

尙本事業區及、鍬柄山、高篠の三事業區に對し野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く
E、成績、南面せる檜樹伐採跡地の一局部は地味瘠惡發育良好ならざるも其他の部分は概して成育良好なり

(〜) 廣川原事業區

所在地、秩父郡浦山村字廣川原、半根石、白岩

地勢、西南に面し傾斜平均三拾度

地質、秩父古生層にして石灰岩及硬砂岩の風化解解より生ずる壤質埴土

林地來歴、雜木伐採跡地にして從來秩父郡浦山村原島信太郎外九人所有土地及全村原島友吉外五人所有土地全村原島禮藏所有土地并久那村峯岸津太五郎秩父町長谷川新六所有土地の一團を明治四十三年中及大正三年中各所有者と部分林設定契約又は賃借契約を締結し明治四十三年中及大正四年中并大正三年中三回に地上權登記済とす

運搬の便否、林地を距ること貳拾町にして浦山川に達し管流にて荒川本流に出て筏流を以て秩父市場、寄居、熊谷方面に搬出の便あり

A、新植、面積貳百八拾九町四反貳畝歩、植栽本數杉二六二、八〇〇本扁柏六一〇、〇〇〇本、明治四十二年秋期より地拵に着手四十三年春期植栽したる面積八拾壹町六反三畝拾歩大正二年秋期地拵實行大正三年春期植栽したる面積百貳拾八町九反貳畝歩大正三年秋期地拵實行大正四年春期植栽したる面積七拾八町八反六畝二十歩とす

B、補植、なし

C、手入、明治四十三年より毎年七八月の候一回宛の手入刈拂を爲す

但し大正三年度に於て明治四十三年植栽地八拾壹町六反參畝拾歩は事業上の都合により一年間手入刈拂を見合せたることありたるも從來實行せり

D、保護、民有地萱野に接し野火延焼の虞ある部分字半根石に於て延長二二五間の固定防火線を設け毎年秋期堀浚を爲す
尙野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く

E、成績、各年度植栽地共補植したることなく成績極めて良好にして就中四十三年度植栽地の如きは發育旺盛なること氣候の荒らさ山岳地に於ては稀に視るの好成績なり

(ト) 槻川事業區

所在地、秩父郡槻川村大字白石字本皆戸、奈田良野土平、元槻川、細山、丸塚、中ノ竈、萩殿、槻川平、比企郡大河村大字腰越字堂平

地勢、大部分は北西に面し一部は東南に面す傾斜平均二十一度
地質、母岩は片麻岩及輝綠岩の風化分解より生ぜる礫質粘土とす

林地來歴、草生地にして從來國有土地なりしを明治四十二年五月四日東京大林區署長と部分林設定契約を締結す

運搬の便否、林地より貳拾町にして字白石部落に達す全地よりは陸運若くは槻川管流により比企郡小川町市場に搬出するの便あり

字堂平方面は約一里にして大河村大字腰越に達し全地より縣道一里半にして比企郡小川町市場に達す

A、新植、面積百四拾七町四畝五步、植栽本數杉一八四、九〇〇本扁柏四三二、五五〇本明治四十三年五月植栽

B、補植、杉四六、〇〇〇本扁柏五五、八〇〇本、明治四十四年五月第一回補植四十五年五月二回補植大正貳年五月三回補植をなす

C、手入、明治四十三年より毎年七八月の候一回宛の手入刈拂を爲し寒枯豫防の爲め北面せる寒風強烈の場所は筋刈となし其他は全部刈實行從來此兩方法を施業するに至れり

D、保護、峯通り野火延燒の虞ある部分に對し固定防火線延長二、五二三間を設置し毎年秋季一回

之が掘浚を施行せり尙野火防備其他保護取締の爲め
本事業區に監理人一名を置く

E、成績、概して良好なり

(チ) 牛バミ事業區

所在地、秩父郡芦ヶ久保村字牛バミガラン

地勢、概して東南に面し一部北東に面す傾斜平均二十三度

地質、秩父古生層にして石灰岩の風化分解せる埴質壤土

林地來歴、未立木地にして舊來放牧地なりしを明治四十三年七月十三日土地所有者秩父郡高篠村

大字山田淺見竹松と部分林設定契約を締結し同年七月十九日地上權登記済とす

運搬の便否、林地より一里を隔て縣道に至り夫より二里半にして秩父市場に至る車馬の便あり

A、新植、面積三十八町九反九畝十八步、植栽本數杉五萬本扁柏十二萬本、明治四十四年五月植栽

B、補植、扁柏一二、三〇〇本、明治四十五年五月一回補植大正二年四月二回補植を爲したり

C、手入、明治四十四年より毎年七月一回宛の手入刈拂を爲し寒枯豫防策として北面せる寒風猛烈なる部分は筋刈其他は全部刈となせり

D、保護、峰通及、民有地に接し野火延燒の虞ある部分に對し固定防火線延長九百三間を設置し毎年秋季一回之れが掘浚を實行す

尙本事業區及燒山事業區に對し野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く
E、成績、概ね良好にして南面せる杉植栽地の如きは發育極めて旺盛なり

(7) 下木影事業區

所在地、秩父郡浦山村字下木影、仁田場

地勢、北東に面し一部北西に面す傾斜平均三十五度

地質、秩父古生層にして石灰岩及硬砂岩の風化分解より生ずる壤質埴土とす

林地來歴、雜木伐採跡地にして明治四十三年中秩父郡大宮町松本源次郎外八名と部分林設定契約を締結し地上權登記済とす

運搬の便否、林地より約六町小澤を利用し字山摺に達す同地より三里半陸運或は浦山川を利用して平澤に至り夫れより荒川を経て秩父市場に運材の便あり

A、新植、面積八十七町四反七畝二十一步、植栽本數杉一二一、九五〇本扁柏一六九、五〇〇本明治四十四年五月植栽したる面積六九、二八二一步大正三年五月植栽したる面積一八、一九〇〇歩とす

B、補植、杉、四七、五〇〇本扁柏五四、六五〇本、明治四十五年五月第一回補植大正二年五月二回補植同三年三回補植を實行せり

C、手入、明治四十四年より毎年七月一回宛の手入刈拂を爲し寒枯豫防策として大正三年より北面

せる一局部に對し筋刈の實行を爲せり

D、保護、野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く

E、成績、概して良好なり

補植數の比較的多きは四十四年新植の際雜木の伐採残りの箇所點々各所に散在し此分に對し翌四十五年植栽を了し補植として計上し置きたるに因る

(8) 荻久保事業區

所在地、秩父郡浦山村字荻久保、荻ノ久保、所水

地勢、概して東南に面し傾斜平均三十五度とす

地質、秩父古生層にして石灰岩及硬砂岩の風化分解より生ずる壤質埴土とす

林地來歴、雜木伐採跡地にして明治四十三年七月十三日秩父郡浦山村齋藤里吉外一名及四十四年八月十日同村淺見秀三郎外八名並大正元年十二月二十日同村齋藤里吉外一名と部分林設定契約を締結し何れも地上權登記済とす

運搬の便否、林地より約三十町小澤を利用し字土性に達す同地より二里半陸運又は浦山川を利用して平澤に至り夫れより荒川を経て秩父市場に搬出の便あり

A、新植、面積五十町八反四畝十四歩、植栽本數杉六五、一〇〇本扁柏八九、八五〇本、明治四十四

年五月植栽したる面積二二、二七一四歩大正二年五月植栽したる面積二八、五七〇〇歩とす
B、補植、杉九、〇五〇本扁柏二六、三五〇本、明治四十五年五月第一回補植大正二年三月第二回補植を爲したり

C、手入、明治四十四年より毎年七月一回宛の手入刈拂を爲す

D、保護、野火延焼の虞ある部分に固定防火線三百八拾 林地内地盤崩壊したる部分に對し大正四年中簡易なる砂防工事をなし地盤の安定を圖れり

尙本事業區及拂指事業區に對し野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く
E、成績、概して佳良なり

(ル) 大血川事業區

所在地、秩父郡大瀧村大字大瀧字大血川高ヲ子奥。大血川向山

地勢、概して東南に面し一部東北に面す傾斜平均二十八度

地質、秩父古生層にして石灰岩及硬砂岩の風化分解より生ずる壤質埴土とす

林地來歴、雜木伐採跡地にして明治四十年八月及大正三年十一月秩父郡大瀧村太陽寺と部分林設定契約及一部賃借契約を締結し何れも地上權登記済とす

運搬の便否、林地より約二里大血川を利用し字強石に達す夫れより陸運又は荒川を利用して秩父

市場に搬出の便あり

A、新植、面積三百九町七反五畝歩、植栽本數杉一一八、六〇〇本扁柏七二六、六〇〇本、明治四十四年五月植栽したる面積百四十六町三反四畝歩大正二年五月植栽の面積二十五町歩大正四年植栽したる面積百三十八町四反一畝歩とす

B、補植、扁柏十三萬八百本、明治四十五年四月一回補植をなせり

C、手入、明治四十四年より毎年八月一回宛の手入刈拂を爲したり

D、保護、野火延焼の虞ある部分に對し固定防火線延長六七二間を設けたり
尙野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く

E、成績、概して良好なり

(ヲ) 生川事業區

所在地、秩父郡横瀬村字生川、武甲山

地勢、概して北東に面し一部南面す傾斜二十五度乃至四十度とす

地質、秩父古生層にして石灰岩の風化分解せる埴質壤土

林地來歴、伐採後十年内外の雜木萌芽林にして明治四十四年中秩父郡横瀬村横田傳右衛門外二二三名と部分林設定契約を締結し大正二年三月十七日地上權登記済とす

運搬の便否、林地より約一里半にして縣道に到り夫より一里にして秩父市場に至る車馬の便あり

A、新植、面積三百七十二町八反五畝歩、植栽本數杉一九一、三〇〇本扁柏八〇三、三五〇本、明治四十四年十月より地拵に着手し同四十五年四月に至り植付に着手し同年度植栽に係る面積二百八十五町八反五畝歩大正二年五月に殘地面積八十七町歩の植栽を了したり

B、補植、杉一〇、〇〇〇本、大正三年五月一局部に補植をなしたり

C、手入、大正元年より毎年七八月の候一回宛の手入刈拂を爲す而して寒枯豫防の爲め小字妻坂の一部北面せる寒風烈強の一局部に於て筋刈を實行せり

D、保護、周圍野火延燒の虞ある箇所に対し固定防火線延長一千四百五十五間を設け毎年秋期一回之が掘浚を實行す

林地内地盤崩壞したる部分に対し簡易なる砂防工事を大正四年中に於て施行地盤の安定を計れり尙野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く

E、成績、大面積の造林地なるにも不拘全區域何れも成績良好にして發育極めて旺盛なり

(7) 拂指事業區

所在地、秩父郡浦山村字拂指

地勢、概して西北に面し傾斜平均三十度とす

地質、秩父古生層にして石灰岩及硬砂岩の風化分解より生ずる壤質埴土とす

林地來歴、雜木伐採跡地四五年生の萌芽林にして秩父郡浦山村海老原長吉外八名と大正二年三月

一日部分林設定契約を締結し地上權登記済とす

運搬の便否、林地より半里にして浦山川を利用し平澤に至り夫れより陸路二里又は荒川筏流しを

以て秩父市場に搬出の便あり

A、新植、面積二十八町二反七畝歩、植栽本數杉五七、三〇〇本扁柏三〇、四〇〇本、大正二年五月植栽とす

B、補植、なし

C、手入、大正二年より毎年七月一回宛の手入刈拂をなしたり

D、保護、本事業區及萩久保事業區に對し野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く

E、成績、極めて良好にして發育旺盛なり

(カ) 日野澤事業區

所在地、秩父郡日野澤村大字上日野澤字板橋、上カハコイ岩、中丸、ウタンツクツ

地勢、概して南方に面し傾斜二五度乃至三〇度

地質、秩父古生層にして石灰岩及硬砂岩の風化分解より生ずる壤質埴土

林地來歴、草生地にして秩父郡日野澤村大字上日野澤岡田金作外三八名共有原野なりしを大正二年四月一日部分林設定契約を締結し同年七月三日地上權登記済とす

運搬の便否、林地より約二里の間は駄馬にて下吉田村に出て夫れより縣道二里半にして秩父線國神驛に達し鐵道便に因ることを得

A、新植、面積三十九町七畝十四歩、植栽本數杉六二、七〇〇本扁柏六五、七〇〇本、大正二年五月植栽とす

B、補植、杉二萬本、大正三年三月第一回補植大正四年四月第二回補植をなしたり

C、手入、大正二年より毎年七月一回宛の手入刈拂を施行せり

D、保護、野火延焼の虞ある部分に對し固定防火線延長一、三一三間を設け毎年秋季一回之れが掘浚をなす

尙野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く

E、成績、概して良好なり

(ヨ) 王城事業區

所在地、秩父郡矢納村字王城、大里

地勢、東北方に面し傾斜平均二五度

地質、結晶片岩の礫質粘土

林地來歴、草生地にして秩父郡矢納村西井禎重郎外三名及同村野口一郎並に神住定次郎と大正二年四月及大正四年二部分林設定契約を締結し地上權登記済とす

運搬の便否、林地より一里にして群馬縣鬼石街道に達し夫れより縣道又は神流川の水運に因り各市場に搬出の便あり

A、新植、面積四十三町八畝歩、植栽本數杉四一、〇〇〇本扁柏九四、〇〇〇本、大正二年五月植栽面積二十町五反八畝歩同四年四月植栽の面積二十二町五反歩とす

B、補植、杉一一、九五〇本、大正三年三月第一回補植大正四年四月第二回補植を爲したり

C、手入、大正二年より毎年七、八月の候一回宛手入刈拂を施行す

D、保護、野火延焼の虞ある部分に對し固定防火線延長一、六六八間を設け毎年秋季一回之が掘浚をなす

尙本事業區及東神嶺事業區に對し野火防備の爲め監視人一名を置く

E、成績、概して佳良なり

(タ) 東神嶺事業區

所在地、秩父郡矢納村字東神嶺、大平

其二 植樹事業

地勢、概して北方に面し傾斜一五度乃至二〇度とす

地質、結晶片岩の礫質埴土

林地來歴、草生地にして秩父郡矢納村新井鍋作外五名及同村吉田源一郎と大正二年四月一日部分
林設定契約を締結し地上權登記済とす

運搬の便否、林地より約三十町にして群馬縣鬼石街道に達し夫れより縣道又は神流川を利用し各
市場に運材の便あり

A、新植、面積七十六町五畝十二歩、植栽本數杉八五、四〇〇本扁柏一六〇、一〇〇本、大正二年四、
五月植栽す

但し面積二町歩は桑園跡地にして事業の都合上大正三年三月に至り植栽をなしたり

B、補植、杉二九、九五〇本扁柏三五、一〇〇本、大正三年三月第一回補植同四年四月第二回の補植
をなせり

C、手入、大正二年より毎年七八月の候一回宛の手入刈拂をなし寒枯豫防の爲め北面せる寒風強烈
の峯通りには筋刈とし其他は全部刈の二方法を施行せり

D、保護、野火延焼の虞ある部分に對し固定防火線延長一、九五四間を設け毎年秋季一回之が堀浚
をなす

尙本事業區及王城事業區に對し野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く

E、成績、北面せる峯通りの一局部に於て寒枯の被害ありたるも補植實行済にして成績概して良好
なり

(レ)

有馬事業區

所在地、秩父郡名栗村大字下名栗字大平、白岩澤、桂子山

地勢、概して東北方に面し一部南面す傾斜二十度乃至三十五度

地質、秩父古生層にして石灰岩の風化分解せる埴質壤土とす

林地來歴、雜木伐採跡地にして秩父郡名栗村大字下名栗區有又は同村有地なりしを大正二年十月
廿三日及大正三年九月五日管理村長と部分林設定契約を締結し地上權登記済とす

運搬の便否、林地より約二里にして縣道に到り陸運又は名栗川を利用し筏流により荒川を経て東
京市場に運材の便あり

A、新植、面積一二九、二〇〇〇歩、植栽本數杉六八、〇〇〇本扁柏二七二、二〇〇本大正三年四、五
月に植栽したる面積八五、六〇〇〇大正四年四月植栽の面積四三、六〇〇〇歩とす

B、補植、なし

C、手入、大正三年新植の年に於ては雜草繁茂したる一局部に手入刈拂を實行し全四年度に至り全

部に對し手入刈拂を爲し而して北面せる寒風強烈の部分には寒枯豫防の爲め筋刈を施行せり
 D、保護、大正三年より監視人を任命し専ら保護取締を爲さしむ
 尙本事業區に對し野火防備其他保護取締の爲め監視人一名を置く
 E、成績、概して良好にして就中南面せる杉植栽地の如きは發育極めて旺盛、深山に於ては稀れに見るの好成績と云ふを得可べし

(ツ) 逆川事業區

所在地、秩父郡名栗村大字 上名栗字羽根 川井戸入、穴小屋
下名栗字逆
 地勢、概して東南に面し一部北東に面す傾斜二十度乃至三十度とす
 地質、秩父古生層にして石灰岩の風化分解せる埴質壤土とす
 林地來歴、雜木伐採跡地にして秩父郡名栗村有及全村大字下名栗區有地なりしを大正二年十月廿三日及大正三年九月五日管理村長と部分林設定契約を締結し地上權登記済とす
 運搬の便否、林地より約一里乃至二里にして縣道に到り陸運又は名栗川を利用し筏流により荒川を経て東京市場に運材の便あり

A、新植、面積一四二、五三二六歩、植栽本數杉一七三、二〇〇本扁柏二四一、八〇〇本、大正三年四月植栽したる面積九八、二四〇〇歩全四年四月植栽したる面積四四、二九二六歩とす

B、補植なし

C、手入、大正三年新植の年に於て字羽根^{ハシ}は雜草繁茂の一局部に手入刈拂を實行し其他は全部に對し手入刈拂を行ひ大正四年に至り寒枯豫防策として峰通り風當の烈しき一部に筋刈を施行せり

D、保護、大正三年より監視人を置き専ら保護取締を爲さしむ
 E、成績概して良好なり

(ツ) 三峯事業區

所在地、秩父郡大瀧村大字 三峯字桂 大瀧 字大瀧 大血川向山 平
 地勢、西北に面し傾斜平均三十五度
 地質、秩父古生層にして石灰岩及硬砂岩の風化分解より生ずる壤質埴土とす
 林地來歴、雜木伐採跡地にして秩父郡大瀧村大字三峯縣社三峯神社々有地なりしを大正三年三月三十日同社代表者と部分林設定契約を締結し地上權登記済とす
 運搬の便否、林地より約一里半小谷^ノ利用し荒川本流に達す夫れより筏流を以て秩父市場に運材の便あり

A、新植面積九二、八三〇〇歩、植栽本數杉三〇、〇〇〇本扁柏二〇四、〇〇〇本、大正四年五月植栽

す

- B、補植なし
- C、手入、大正四年八月第一回の手入刈拂を施行す
- D、保護、大正四年監視人を置き専ら保護取締を爲さしむ
- E、成績概して良好なり

以上十九事業區の成績を概括的に之を評せば雜木伐採跡地の事業區を第一位とし草生地之れに亞ぎ各園地により其成績一様ならずと雖概して成績良好なりとす
而して植栽事業開始の初年即ち明治四十年春季新植に係り爾後九ヶ年にして伸長四間餘目通り周圍一尺四寸に及ぶ物あり以て成育の如何に旺盛なるかをを知るを得べし

其三 苗圃事業

(イ) 土地の選定

交通又は各造林事業地へ山行樹苗供給の便否を考查し明治三十九年中秩父郡の中樞たる大宮町に縣設苗圃を設くるの得策なるを認め同町大字大宮字下宮地に豫定地を定め同町廣見寺外七名と賃借契約をなし縣造林專屬の苗圃を創設し爾來大正三年度迄繼續施業を爲し大正四年度に至

り新植事業の完了と共に全部の土地を返却し補植用樹苗養成の目的を以て秩父郡影森村大字上影森字野土に臨時苗圃を設くるに至れり

(ロ) 各年度面積の異動

年 度	施行面積	備 考
明治三十九	八、七〇五	大宮町廣見寺外七名ノ土地ヲ賃借創設ス
四〇	九、七〇五	苗圃擴張ノ爲メ同町關根寅吉所有地ヲ賃借増歩ス
四一	九、七〇五	
四二	一〇、六二〇	苗圃擴張ノ爲メ同町廣見寺外一名ノ土地ヲ賃借増歩ス
四三	一一、六二二	同上ノ爲メ同町松本吾助外四人ノ土地ヲ賃借増歩ス
四四	一一、四〇八	八段四畝三步ヲ返地シ更ニ新地七反一畝廿九步ヲ賃借ス
四五	一〇、〇〇〇	三町三反九畝廿八步ヲ返地シ更ニ新地一町八反五畝廿二步ヲ賃借ス
大正四二	七、〇二二	事業縮少ノ目的ヲ以テ播種ヲ廢止シ同時ニ二町九反一畝廿一步ヲ返地ス
四三	四、〇二二	三町六反二步ヲ返地シ更ニ新地四反三畝廿五步ヲ賃借ス
四四	六、二二二	大宮町ノ土地全部ヲ返地シ更ニ補植用樹苗養成ノ爲メ影森村ニ臨時苗圃ヲ設ク

(ハ) 播種及床替

其三 苗圃事業

年度	杉			扁柏			計	摘要
	播種	一回	二回	一回	二回	三回		
三九	—	—	—	—	—	—	—	在來ノ下付苗圃影森外 三ヶ所所在苗圃養成ノ モノヲ集メ床替ス
四〇	—	—	—	—	—	—	—	扁柏二回床替ノ内一二 三、九一六本ハ民苗買
四一	—	—	—	—	—	—	—	扁柏二回床替ノ内三五 〇〇本ハ民苗買
四二	—	—	—	—	—	—	—	扁柏三回床替ノ内二〇 〇〇本ハ民苗買
四三	—	—	—	—	—	—	—	扁柏二回床替ノ内二〇 〇〇本ハ民苗買
四四	—	—	—	—	—	—	—	杉二回床替ノ内三三 入ノ分
四五	—	—	—	—	—	—	—	〇〇本ハ民苗買入ノ分
計	—	—	—	—	—	—	—	民苗購入床替シタル苗 木 杉 八三、〇〇〇本 扁柏 八三、九六六本

(二) 山行苗木

年度	縣設			民			計	購入
	移	扁	圃	移	扁	圃		
〇	—	—	—	—	—	—	—	—
一	—	—	—	—	—	—	—	—
二	—	—	—	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

(ホ) 成績

縣設苗圃の成績は赤枯病又は蟲害に罹りし爲め概して良好ならずと雖一面縣造林所要樹苗の供給を調節し民間養成樹苗拂底にして購入至難の時に際しても良く之れが補充を爲すことを得た

第四章 經費

其一、各年度豫算決算(別表の通りとす)

附録

一、縣造林地箇所面積一覽表

二、位置圖

自明治三十九年度至大正四年度埼玉縣造林事業豫算額決算額對照表

年度	豫算額	決算額	摘要
明治三十九年度	四、六六四・七〇〇	三、八七九・二四〇	豫算額ニ比シ決算額ノ多キモノアルハ前年度剩餘金ヨリ流用シタルニ因ル
四〇年度	一三、八〇六・六二五	一三、五七四・五七四	
四一年度	一、八八五・一六〇	一、四九三・四八七	
四二年度	一七、六九六・四〇〇	一六、六三六・〇五三	
四三年度	二〇、二二七・七〇〇	一九、九一五・九三三	
四四年度	三三、三九六・七五〇	三二、八五八・八四一	
四五年度	三三、二五七・七〇〇	三三、二二一・六〇〇	
大正二年度	三三、三三〇・七五〇	三三、三三〇・八二〇	

埼玉縣造林事業經費總括表

年度	植栽			植樹費			管理費			合計	摘要
	面積	杉	扁柏	苗木	圃費	管理費	苗木	圃費	管理費		
三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
四〇	110,801	21,100	1,282,900	4,000,000	6,335,490	1,847,330	3,879,000	5,491,750	1,577,550		
四一	20,000	2,500,000	2,200,000	5,000,000	7,110,000	2,000,780	1,400,550	5,550,000	1,400,550		
四二	17,766	4,200,000	3,070,000	8,800,000	8,800,000	2,933,750	1,643,000	5,333,750	1,643,000		
四三	32,672	4,000,000	7,300,000	1,070,000	11,467,366	2,900,290	1,912,233	5,497,677	1,912,233		
四四	26,893	3,300,000	6,670,000	1,010,000	14,634,285	2,671,670	2,388,841	5,551,886	2,388,841		
四五	27,200	1,400,000	8,550,000	1,110,000	14,778,600	3,407,400	3,322,100	5,999,500	3,322,100		
大正二	33,144	3,300,000	6,700,000	1,100,000	17,444,300	3,098,630	3,333,300	6,997,930	3,333,300		
三	33,000	3,300,000	5,600,000	1,100,000	18,101,000	2,881,630	3,333,300	7,396,930	3,333,300		
四	33,000	3,300,000	1,000,000	1,100,000	18,267,330	2,881,630	3,333,300	7,596,930	3,333,300		
合計	2,100,000	27,733,330	53,330,750	28,330,000	117,330,281	40,521,280	18,221,601	138,051,161	48,742,881		

繼續豫算總額金拾八萬貳千四百貳拾參圓四錢ニ對シ金貳百九拾四圓四拾參錢九厘ノ剩餘金ヲ生シタリ

備考

管理費中には吏員の俸給、旅費、退職賜金、備品費、消耗品費及雜費を計上す

其一 各年度豫算決算

第四章 經費

自明治三十九年度至大正四年度十ヶ年度縣造林費支出額決算調書

費目	三十九年度	四〇年度	四一年度	四二年度	四三年度	四四年度	大正元年度	二年度	三年度	四年度	合計
技師俸給	三三・二〇〇	八八・三三〇	九八・九〇〇	一三〇・一八〇	一五九・五五〇	一三四・八八〇	一五九・六〇〇	一四八・八〇〇	一三三・三〇〇	一四〇・六〇〇	一三三・八〇〇
技手旅費	一五・七〇〇	八六・〇〇〇	一〇五・一〇〇	一五九・三三〇	一六九・一一〇	一三〇・九〇〇	一五九・六〇〇	一三三・三〇〇	一三三・三〇〇	一四〇・六〇〇	一三三・八〇〇
惠與	一〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	七六・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
顧問手當											
退職賜金	四・〇〇〇		六〇・〇〇〇					六〇・〇〇〇	一三・〇〇〇		一三〇・〇〇〇
療治料											
備品費		七・七〇〇		二・四八〇	八・六〇〇	七・三三〇	一四八・九七〇	二・〇〇〇	七・三三〇	二二・一〇〇	二二・一〇〇
印刷費				〇・七〇〇	〇・〇〇〇	四・八〇〇	四・八〇〇				九・三〇〇
通信費				二九・五六〇	二九五・三三四	四〇〇・九七六	四九七・九七六	六九七・二五〇	一三三・九七〇	一三三・九七〇	一三三・九七〇
種苗費		一・七〇・〇〇〇	一・一六・八六八	九三三・四〇〇	一・九三三・〇〇〇	二・三九・〇〇〇	一・一〇・一五九	二・四八・五〇〇	一・三三・〇〇〇	一・三三・〇〇〇	一・三三・〇〇〇
諸履給		四・六四・一八〇	五・三三・八六六	六・八六・六六六	八・三三・七三四	〇・七三・〇〇〇	三・六三・三三三	三・〇〇・〇〇〇	三・〇〇・〇〇〇	三・〇〇・〇〇〇	三・〇〇・〇〇〇
借地料		六八・七六〇	四七・三四四	七三・七三三	七三・七三三	七三・〇〇〇	一〇九・〇一〇	六二・六三〇	六二・六三〇	一〇九・〇一〇	六二・六三〇
防火線費		一五・九三〇									
小屋費											
雜費											
合計	三,八七九,三三四	三,五七四,五五四	五,三五四,〇九九	六,六三八,〇五二	九,九五,三九三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三

費目	三十九年度	四〇年度	四一年度	四二年度	四三年度	四四年度	大正元年度	二年度	三年度	四年度	合計
消耗品費	四三三・七五〇	五・六〇〇	〇・七〇〇	六・六六〇	七・〇〇〇	一一・一〇〇	二七・二一〇	二二・一一〇	六二・三三〇	六二・三三〇	二二・二二〇
種苗費	一,一〇〇・八七一	二,〇〇〇・〇〇〇	一,一〇〇・〇〇〇	五,〇〇〇・〇〇〇	四,〇〇〇・〇〇〇	二,〇〇〇・〇〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇〇
諸履給	六・〇〇〇	八・〇〇〇	六・〇〇〇	八・〇〇〇	八・〇〇〇	八・〇〇〇	八・〇〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇
惠與	二八・三四〇	一九・四五〇	三三・〇〇〇	一九・四五〇	一〇・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇
備品費	二七〇・三三三	二・五六〇	〇・一三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇
通信費	二九・九二七	二九・〇三〇	〇・一三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇	三・七三〇
諸色代	二二・二九一	二二・七三三	二二・七三三	二二・七三三	二二・七三三	二二・七三三	二二・七三三	二二・七三三	二二・七三三	二二・七三三	二二・七三三
肥料代	六三三・三七五	七三・八三七	七三・八三七	八四・八七五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五
借地料	六三三・三七五	七三・八三七	七三・八三七	八四・八七五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五
作物費	六三三・三七五	七三・八三七	七三・八三七	八四・八七五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五	九三・七八五
雜費	三・四八〇	一一〇・〇〇〇	一〇・九九〇	二五・七五〇	二八・四八〇	六八・一七〇	六八・一七〇	一三・九八〇	一八・〇〇〇	一八・〇〇〇	一八・〇〇〇
小屋費	一〇〇・〇〇〇										
苗圃費計	三,四三六,四七四	五,四九一,七五四	五,三五四,〇九九	六,六三八,〇五二	九,九五,三九三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三
合計	三,八七九,三三四	三,五七四,五五四	五,三五四,〇九九	六,六三八,〇五二	九,九五,三九三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三	一三,八二一,六〇三

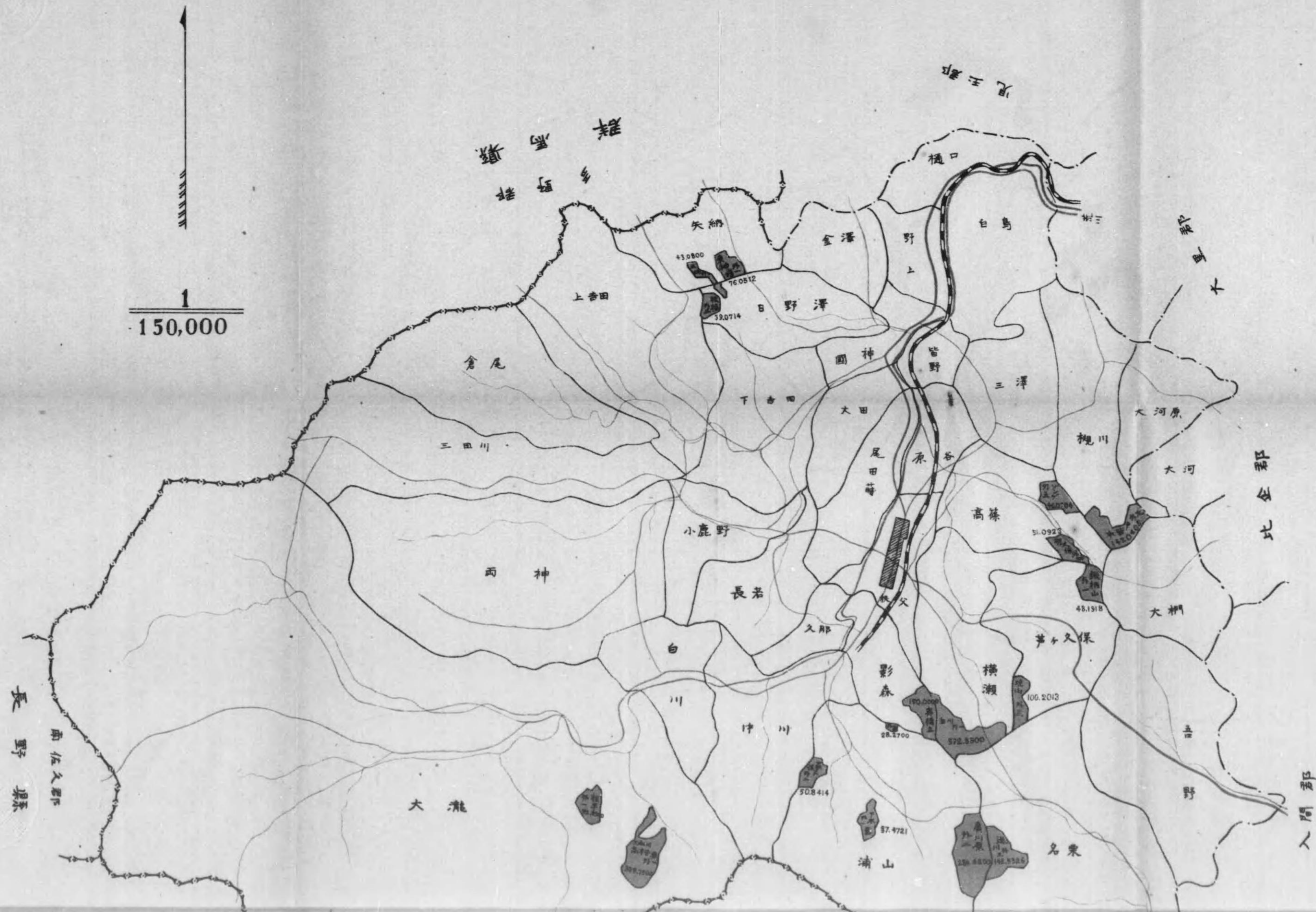
埼玉縣造林植栽苗木總括表

年度	面積	縣				民				合計
		新植	補植	新植	補植	新植	補植	新植	補植	
四〇	104,501	131,100	22,600	—	120,000	—	—	—	—	251,100
四一	90,000	36,600	13,700	—	151,000	—	—	—	—	250,600
四二	177,277	23,200	12,700	10,000	112,000	—	—	—	—	322,900
四三	226,712	22,000	12,000	—	100,000	—	—	—	—	350,712
四四	266,923	22,000	12,000	—	110,000	—	—	—	—	410,923
四五	276,200	22,000	12,000	—	110,000	—	—	—	—	418,200
大正二	224,100	22,000	12,000	—	110,000	—	—	—	—	368,100
三	209,000	17,100	5,700	—	125,000	—	—	—	—	351,800
四	210,000	—	6,300	—	128,000	—	—	—	—	344,300
合計	2,000,000	988,600	229,700	29,300	1,331,700	—	—	—	—	3,678,300

備考

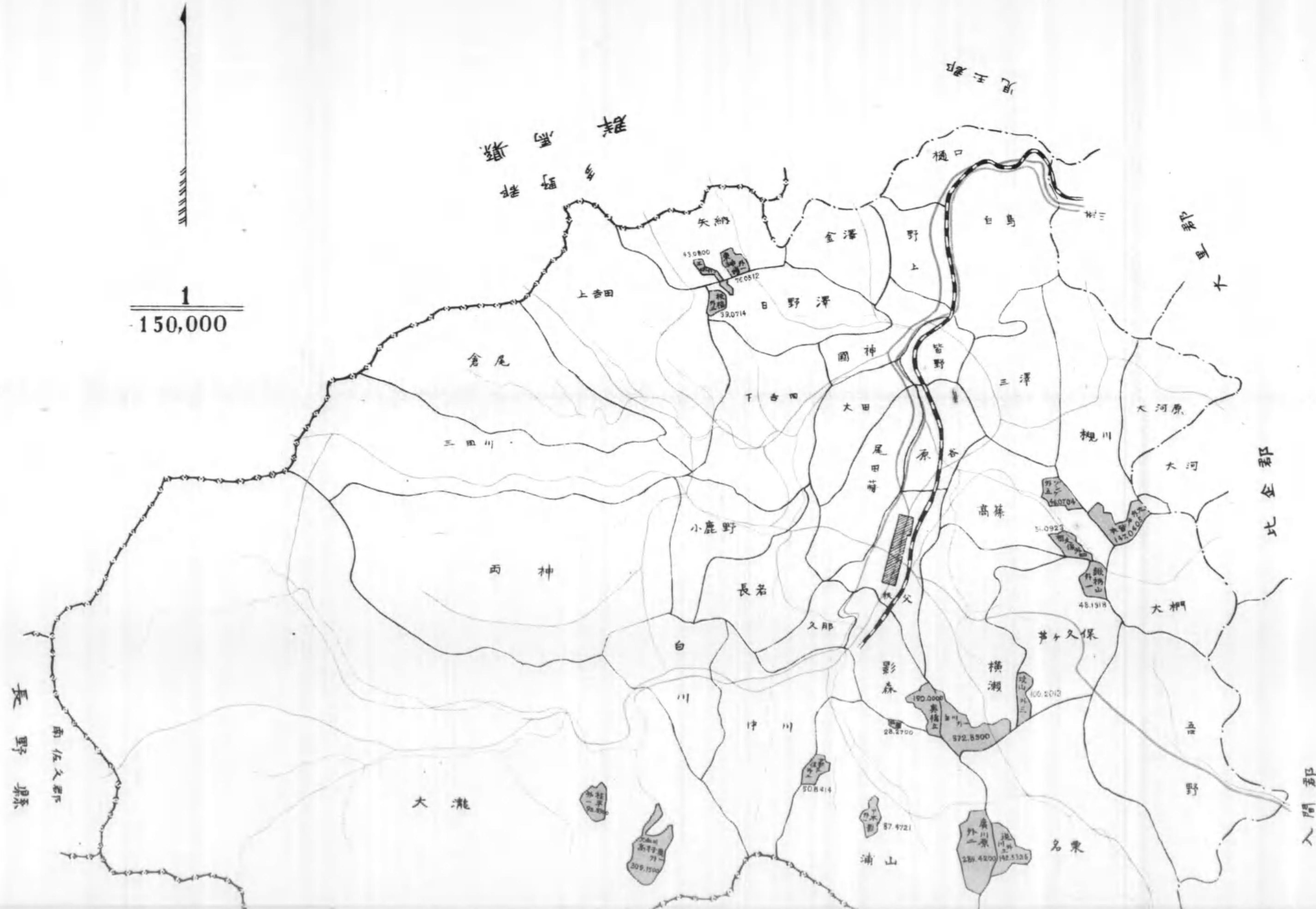
縣設苗圃養成苗木杉一、二八一、三九五本扁柏三、三五二、〇三五本計四、六三三、四三〇本民苗購入苗木杉一、五〇二、八三〇本扁柏一、九八〇、六四〇本計三、四八三、四七〇本とす

埼玉縣造林地位置圖



縣設苗圃養成苗木杉一、二八一、三九五本扁柏三、三五一〇、
 杉一、五〇二、八三〇本扁柏一、九八〇、六四〇本計三、四八三、

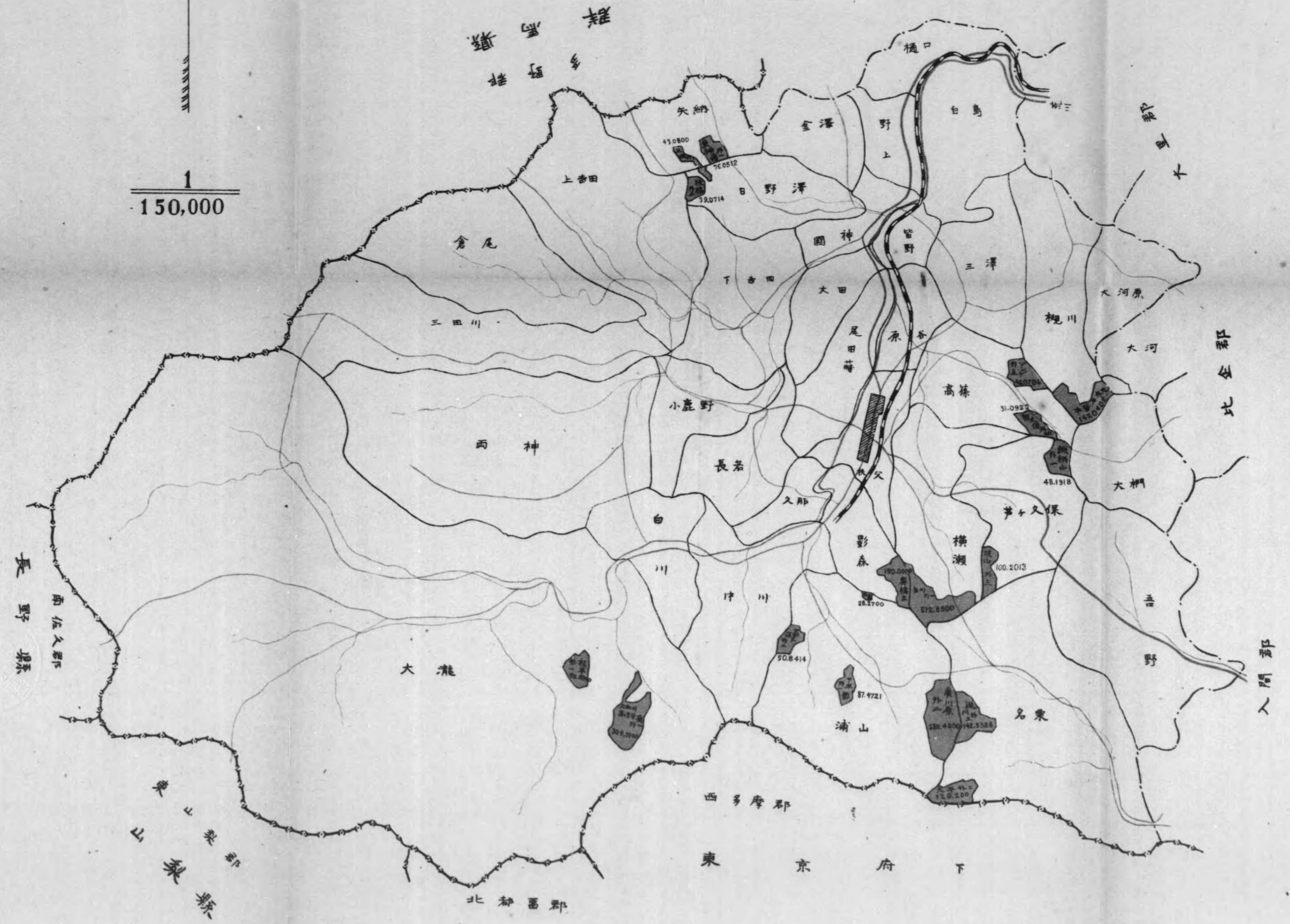
埼玉縣造林地位置圖



備考
 縣設苗圃養成苗木杉一、二八、三九五本局柏三、三三、三〇三
 杉一、五〇二、八三〇本局柏一、九八〇、六四〇本計三、四八三

露光量違いの為重複撮影

1
150,000



縣設苗圃養成苗木杉一、二八一、三九五本扁柏三、三五二、〇三五本計四、六三三、四三〇本民苗購入苗木杉一、五〇二、八三〇本扁柏一、九八〇、六四〇本計三、四八三、四七〇本とす

露光量違いの為重複撮影

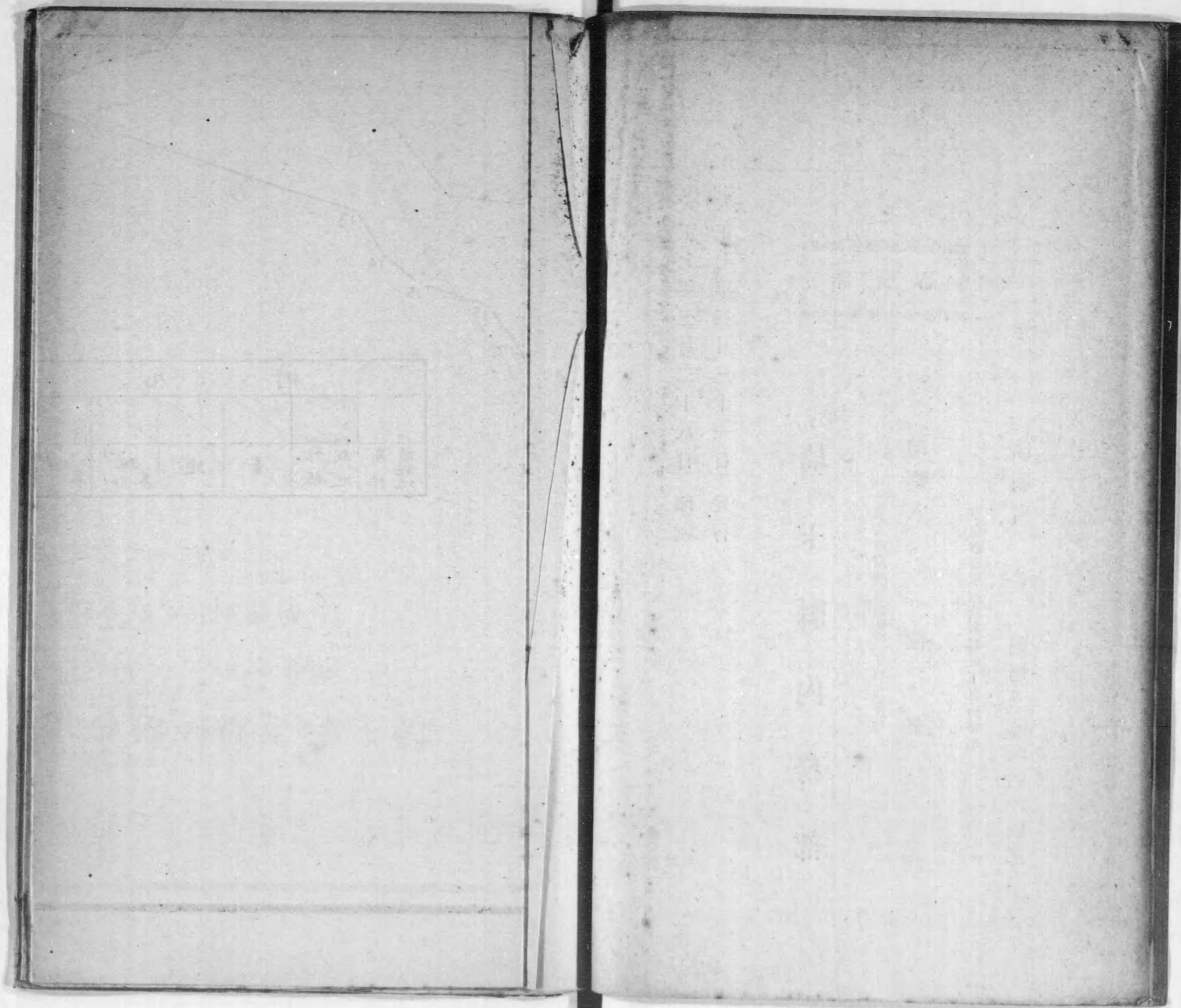


縣設苗圃養成苗木杉一、二八一、三九五本扁柏三、三五二、〇三五本計四、六三三、四三〇本民苗購入苗木杉一、五〇二、八三〇本扁柏一、九八〇、六四〇本計三、四八三、四七〇本とす

埼玉縣造林箇所面積一覽表

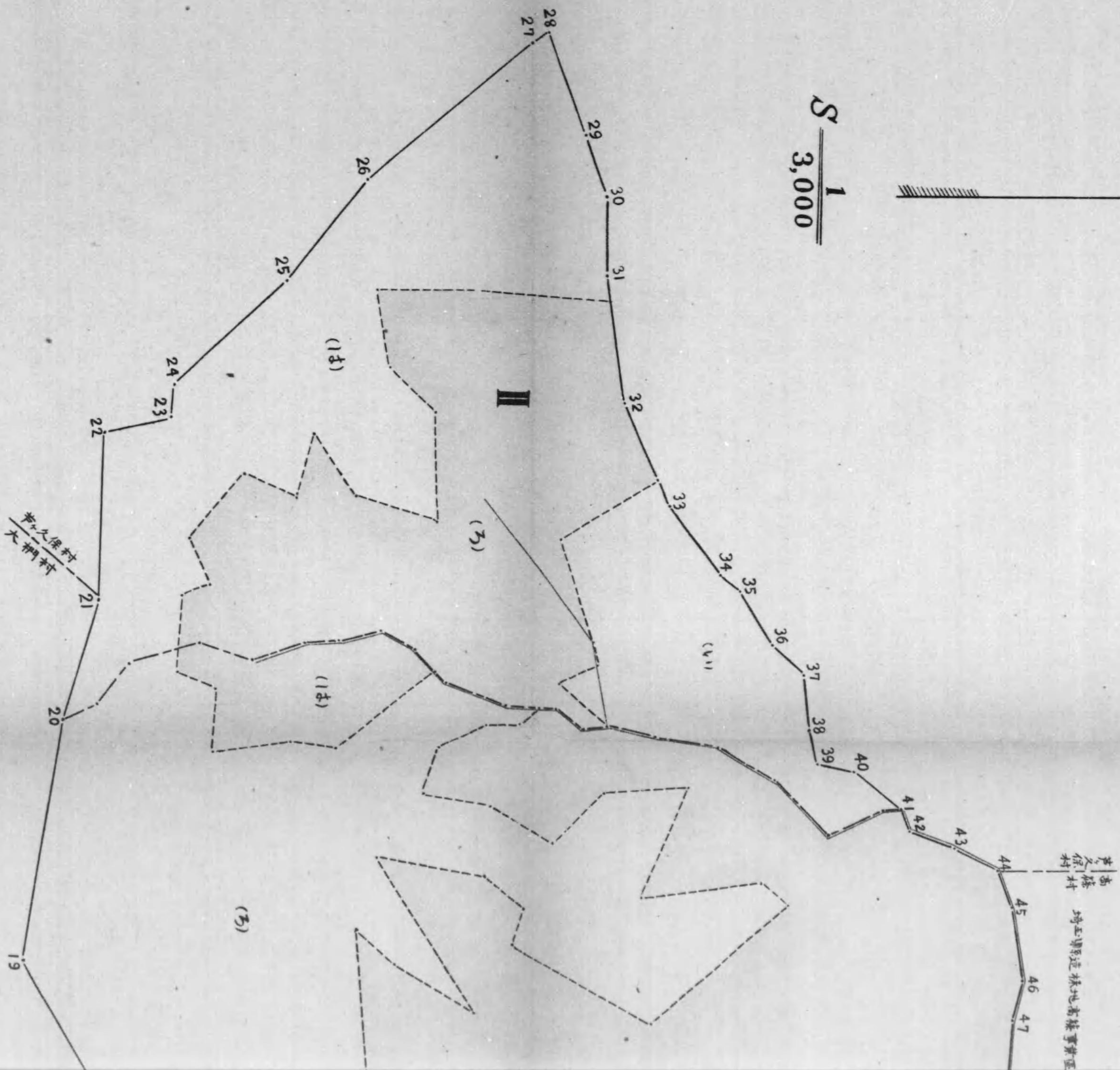
年度	村	大字	字	面積	植栽	計數	土地所有者	貸借及別
明治四〇	若ヶ久保		銀柄山 外一 牛バミヤシキ 入外二	四八・九八 六一・一〇三	三五、一〇〇 一六、〇〇〇	八二、四〇〇 八六、〇〇〇	大宮町有 柿原定吉	部分林
同	影森	上影森	奥橋立	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	影森村有	同
四一	高篠	山田	枋久保 外四	五〇、〇〇〇	一六、二〇〇	三三、七五〇	高篠村有	同
同	同	定峯	ソング 外四	三二、五九七	四、〇〇〇	二七、〇〇〇	高篠村大字 定峯村有	部分林
同	同	同	マシノタツ	一四、四七〇	三、八〇〇	一八、〇〇〇	若林慶次郎 外二	同
同	同	同	外河原	八、三三〇	一、五〇〇	九、八三〇	外島クメノ 外一	同
四三	浦山	白石	本皆戸 外九	一四七、〇〇〇	一八、四九〇	一六七、四五〇	國有林	同
同	槻川 外一		牛バミガラソ	三、八九一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	淺見竹松	同
四四	浦山		下木影 外一	六九、二八二	一、九四〇	二二、四五〇	松本源次郎 外八	同
同	同		荻ノ久保 外一	三三、二七四	四、三〇〇	八六、三〇〇	外齋藤一里吉 外一	部分林
四四	大瀧	大瀧	高ヲ血川	一四六、三四〇	七〇、六〇〇	四〇一、八〇〇	大陽寺	同
同	同		生川 外一	二七、二五〇	一五、一〇〇	七九、七五〇	横田傳右衛門 外二	同
四五	横瀨		荻久保 外二	二八、五七〇	二〇、八〇〇	六八、六五〇	外齋藤十里吉 外一	同
同	同		拂指	二八、二七〇	三〇、四〇〇	八七、七〇〇	外海老原長吉 外八	同

其一 各年度豫算決算





S
3,000
1



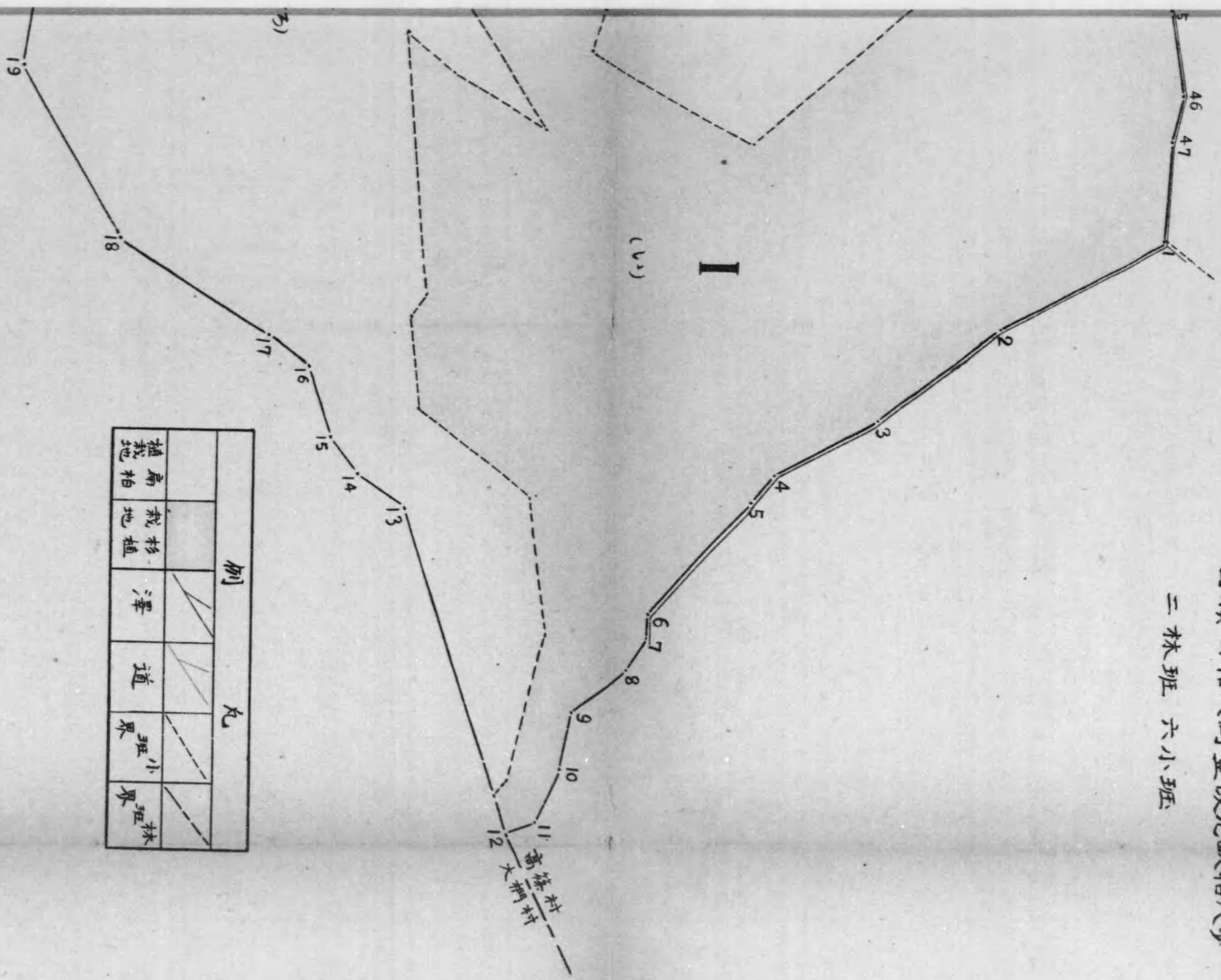
埼玉縣造林地高株事業區實測圖

秩父郡芦久保村字鉢柄山、荒山

面積四拾八町壹段九畝拾八步

二林班 六小班

埼玉縣造林地高株事業區



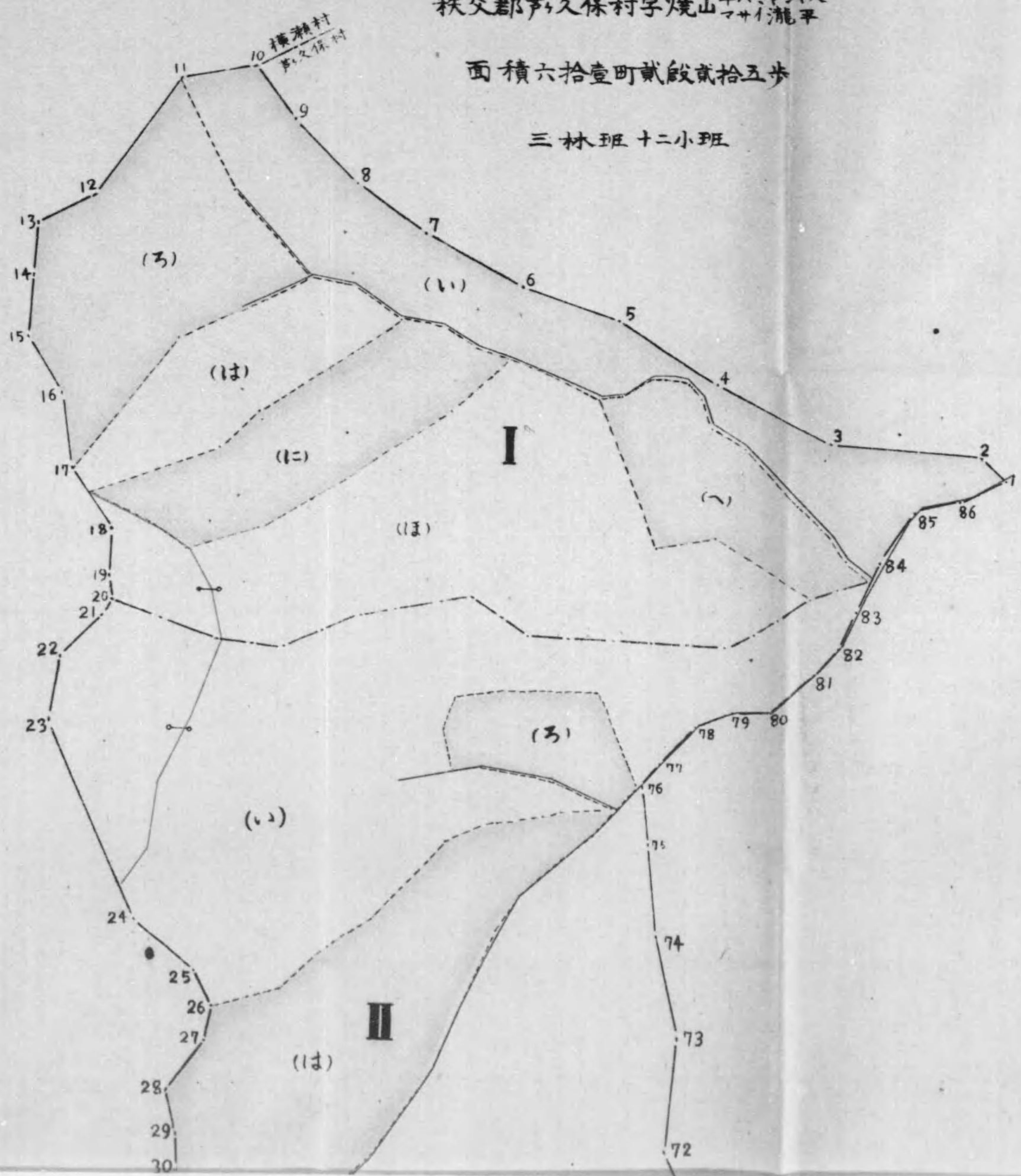
例		丸					
植栽地	扁柏	栽地	杉植	澤	道	小班界	林界

埼玉縣造林地焼山事業區實測圖

秩父郡芦久保村字焼山 牛バシヤンキ入
マサイ瀧平

面積六拾壹町貳段貳拾五步

三林班十二小班

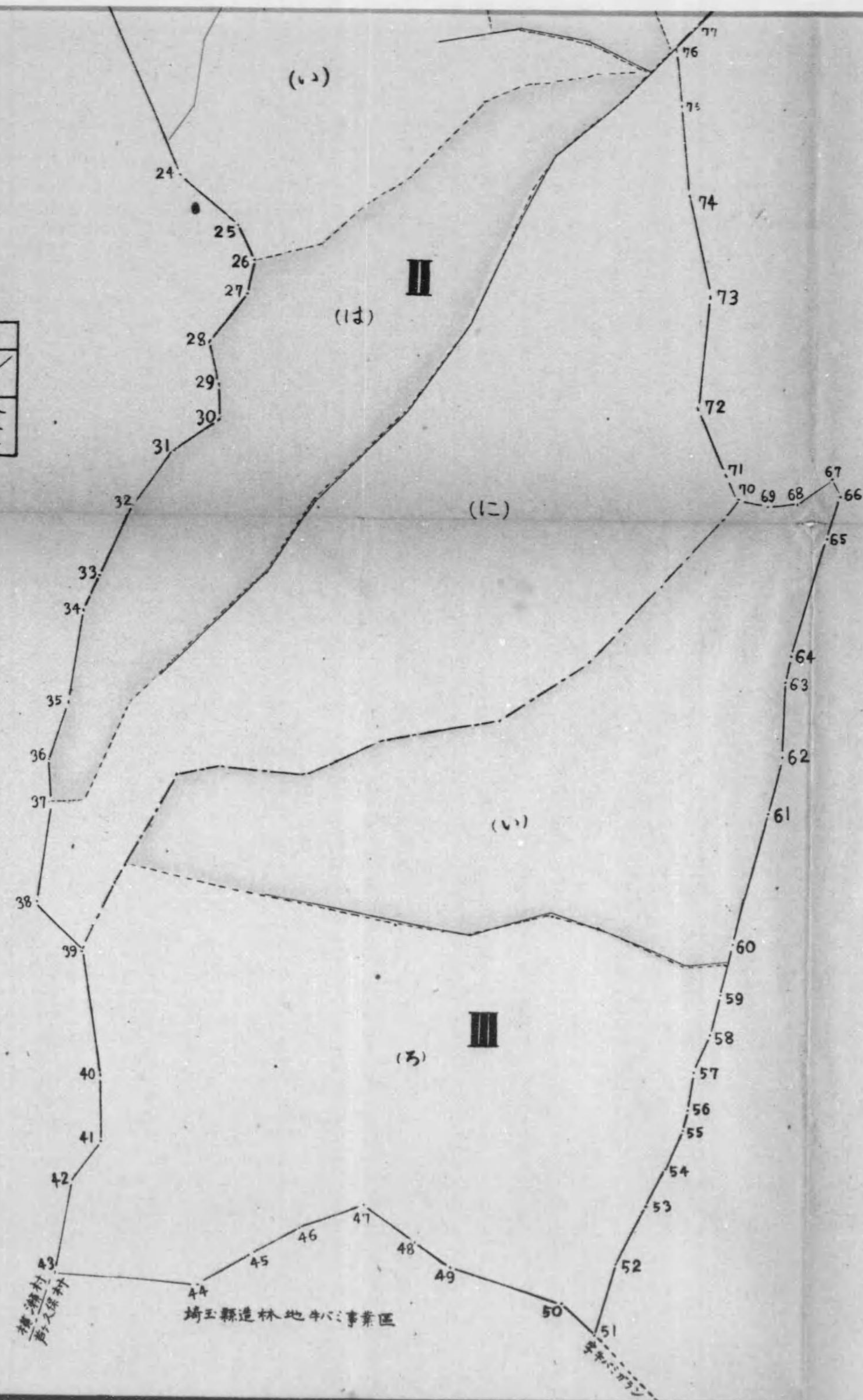


1 / 3,000

例		凡	
植	栽	杉	小 林

1
3,000

例		元			
植扁 栽地	杉 地植	澤	道	小班界	林班界



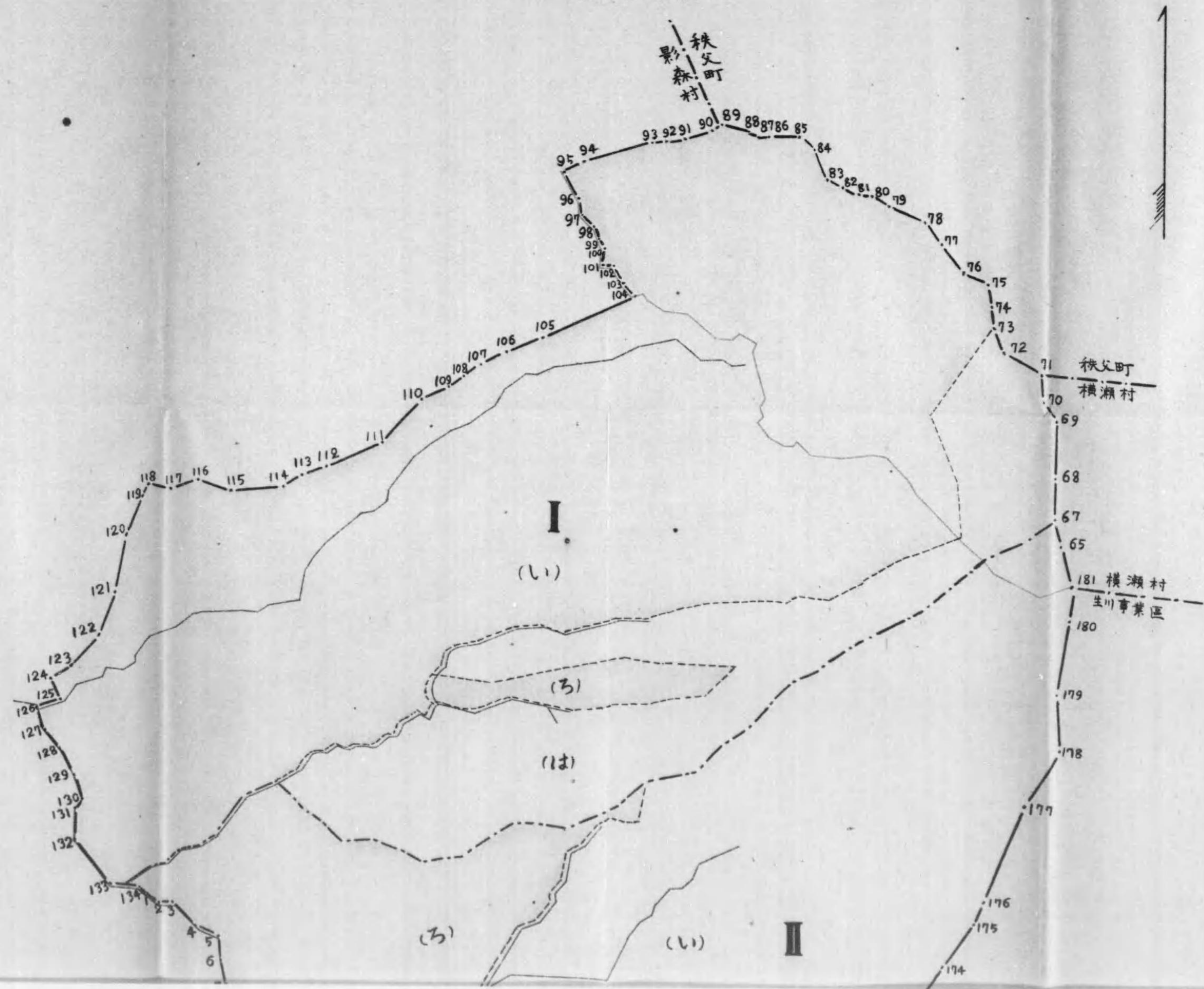


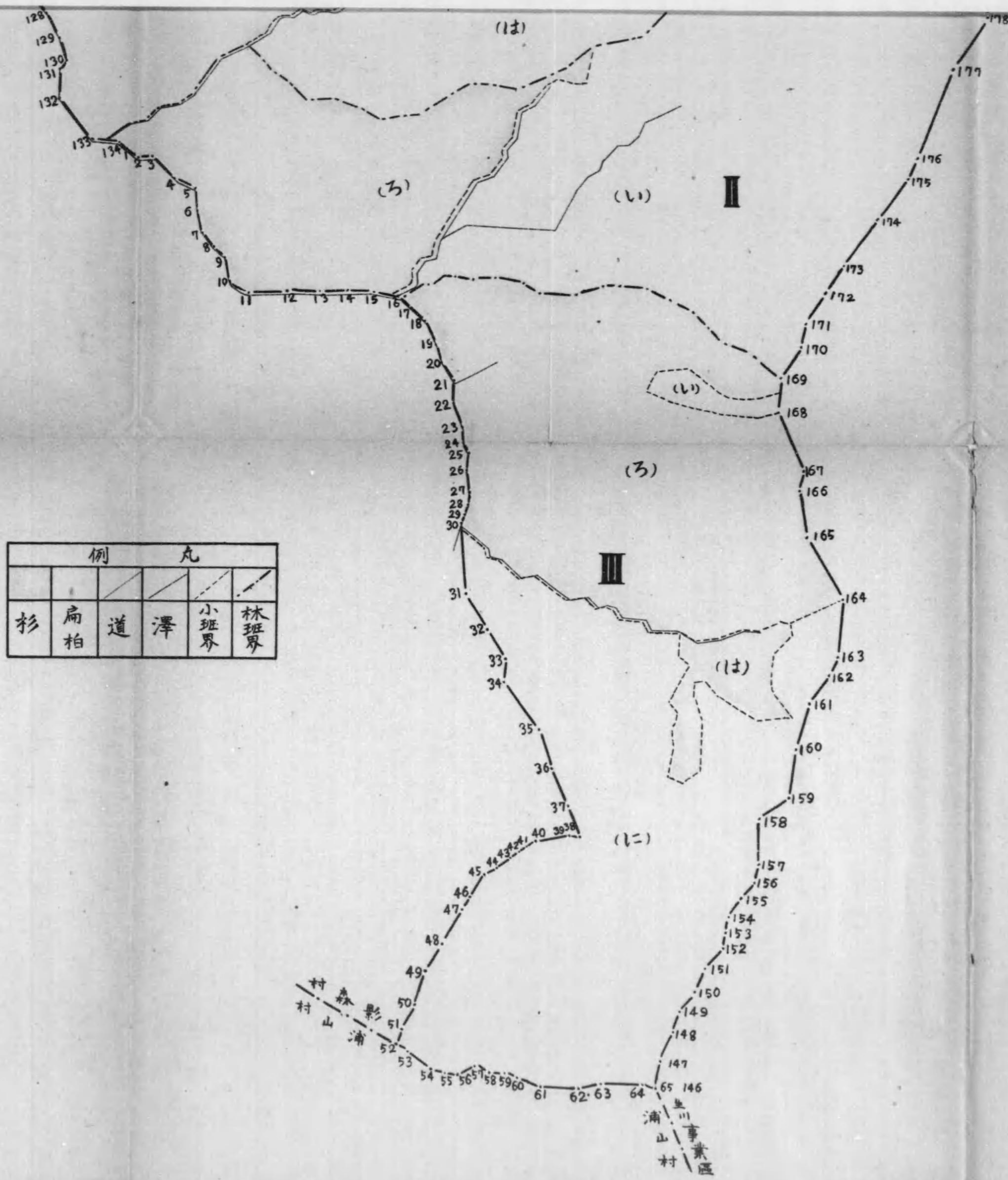
埼玉縣造林地橋立事業區實測圖

秩父郡影森村字奥橋立

面積百五拾町步

三林班九小班





$\frac{1}{5,000}$

例 丸					
杉	扁柏	道	澤	小班界	林班界

影山村
浦山
山
浦